

倉庫の安全管理に関する調査
—大規模倉庫を中心として—

結果報告書

令和3年3月

総務省関東管区行政評価局

目 次

第1 調査の目的等	1
第2 調査結果	
1 営業倉庫の登録等の状況	2
2 倉庫業者に対する指導監督の実施状況	
(1) 関東運輸局による指導・監督の実施状況	35
(2) 事業者団体による自主監査の実施状況等	64
3 倉庫の防火対策の実施状況	87
事例表	115

第1 調査の目的等

1 目的

この調査は、大規模倉庫を中心として、営業倉庫の適切な防火対策の推進による安全な物流、地域経済の活性化を図る観点から、倉庫の安全管理の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施するものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

関東運輸局

(2) 関連調査等対象機関

関係団体、倉庫業者等

3 担当部局

関東管区行政評価局

4 調査実施時期

令和元年8月～11月

第2 調査の結果

1 営業倉庫の登録等の状況

調 査 結 果	説明図表番号
<p>【制度の概要】 (倉庫及び倉庫業) 倉庫業法(昭和31年法律第121号)において、「倉庫」とは、「物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物又は物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作を施した土地若しくは水面であつて、物品の保管の用に供するものをいう」(第2条第1項)とされており、「倉庫業」とは、「寄託を受けた物品の倉庫における保管(保護預りその他の他の営業に付随して行われる保管又は携帯品の一時預りその他の比較的短期間に限り行われる保管であつて、保管する物品の種類、保管の態様、保管期間等からみて第6条第1項第4号の基準に適合する施設又は設備を有する倉庫において行うことが必要でない認められるものとして政令で定めるものを除く。)を行う営業をいう」(同条第2項)とされている。倉庫業法の対象となる倉庫を「営業倉庫」と呼び、倉庫業を営まない、いわゆる「自家用倉庫」とは区別される。</p>	<p>図表1-①</p>
<p>(倉庫の施設及び設備) 倉庫業法第12条第1項の規定により、「倉庫業者は、営業に使用する倉庫をその施設及び設備が第6条第1項第4号の基準に適合するように維持しなければならない」とされ、「国土交通大臣は、営業に使用する倉庫の施設又は設備が第6条第1項第4号の基準に適合していないと認めるときは、当該倉庫業者に対し、期限を定めて当該倉庫を修理し、若しくは改造し、又は倉庫の種類を変更すべきことを命ずることができる」と定められている(同条第2項)。</p> <p>また、倉庫業法第6条第1項第4号に定める倉庫の施設又は設備の基準(以下「施設設備基準」という。)として、倉庫業法施行規則(昭和31年運輸省令第59号、以下「施行規則」という。)では、「申請者が、その営業に使用する倉庫及びその敷地について所有権その他の使用権原を有すること」、「第3条各号に掲げる倉庫の種類ごとに国土交通大臣の定める建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令の規定に適合していること」を定めている(第3条の3)。</p> <p>なお、倉庫について、保管物品の種類等に応じ、次の9種類が定められている(施行規則第3条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1類倉庫：一般雑貨などの普通貨物を保管 ② 2類倉庫：穀物、肥料、セメント、石こう等を保管 ③ 3類倉庫：板ガラス、ガラス管、陶磁器、タイル等を保管 ④ 野積倉庫：風雨による影響を受けない原材料などを野積み保管 ⑤ 水面倉庫：原木などを水面保管 ⑥ 貯蔵槽倉庫：タンク、サイロなどの液体やばら穀物などを保管 ⑦ 危険品倉庫：消防法などに規定する危険物を保管 ⑧ 冷蔵倉庫：食肉、水産物、冷凍食品など10℃以下で保管することが適切な貨物を保管 ⑨ トランクルーム：家財、美術骨董品、ピアノ、書籍など個人の財産を保管 ⑩ 特別の倉庫：災害の救助などのために物品の保管を必要と認め、国土交通大臣が定める 	<p>図表1-①(再掲)</p>

倉庫

また、施設設備基準について、倉庫の種類ごとに定められており、例えば 1 類倉庫の場合、①使用権原、②関係法令適合性の他、③土地定着性等、④外壁、床の強度、⑤防水性能、⑥防湿性能、⑦遮熱性能、⑧耐火性能、⑨災害防止措置、⑩防火区画、⑪消火設備、⑫防犯措置、防そ措置に適合することとされている（施行規則第 3 条の 4）。

（倉庫業の登録）

倉庫業法では、「倉庫業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない」（第 3 条）とされ、「登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない」（第 4 条第 1 項）とされている（注）。具体的な様式（登録申請書）について、施行規則その他倉庫業法及び同法に基づく関係法令の運用を定めた「倉庫業法施行規則等運用方針」（平成 14 年 3 月 28 日付け国総貨施第 25 号、以下「施行規則等運用方針」という。）に示されている。

（注）登録申請書の記載事項について、①倉庫業法第 4 条第 1 項で、「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」（第 1 号）、「倉庫の所在地」（第 2 号）、「国土交通省令で定める倉庫の種類（トランクルームを含み、以下「倉庫の種類」という。）」（第 3 号）、「倉庫の施設及び設備」（第 4 号）、「保管する物品の種類」（第 5 号）、「その他国土交通省令で定める事項」（第 6 号）とされ、②さらに、施行規則第 2 条第 1 項で、「営業所の名称、所在地及び連絡先」（第 2 号）、「資本金又は出資の総額」（第 3 号）、「営業開始予定期日」（第 4 号）とされている。

倉庫業の参入規制について、「規制緩和推進 3 か年計画（再改定）」（平成 12 年 3 月 31 日閣議決定）において、「政府の規制を最小限にする方向で調整し、平成 13 年度中に結論を得ること」とされていたことを受け、倉庫業法を一部改正し、従来の「許可制」から「登録制」に移行した（14 年 4 月 1 日施行）。これに併せて、①従前審査していた事業の適確な遂行能力に変えて、より客観的な登録要件の一つとして、倉庫管理主任者の選任（第 11 条）を義務付け（本調査の項目 2(2)以降参照）、②「事前規制型行政」から「事後チェック型行政」へ転換することとし、倉庫の利用者の利便その他公共の利害を阻害している事実があると認められる場合に、国土交通大臣が必要な措置を講ずることができるよう、「事業改善命令制度」（第 15 条）が創設された（項目 2(1)参照）。

登録の申請に当たり、「申請書には、倉庫の図面その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない」（第 4 条第 2 項）とされている。添付書類のうち、「倉庫に関する書類」について、①倉庫明細書（第一号様式）及び施行規則第 3 条第 8 号に掲げる倉庫にあっては冷蔵施設明細書（第二号様式）、②倉庫及びその敷地（水面を含む。）についての使用権原を証する書類、③倉庫が施行規則第 3 条の 3 第 2 号及び第 3 条の 4 から第 3 条の 11 までの基準（施設設備基準）に適合していることを証する書類（建築基準法に係る検査済証、消防用設備等検査済証（消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 31 条の 3）他）、④倉庫の平面図、立面図及び断面図等（施行規則第 2 条第 2 項第 1 号イ～）とされている。

登録の申請を受けて、国土交通大臣は、「登録の申請があつた場合においては」、「倉庫業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない」（倉庫業法第 5 条第 1 項）とされており、「登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない」（同条第 2 項）、「登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない」（同条第 3 項）と

図表 1-①（再掲）

図表 1-②、③

図表 1-①（再掲）

図表 1-④

図表 1-①（再掲）

図表 1-⑤

<p>されている。</p> <p>(営業等の廃止及び登録等の抹消)</p> <p>登録を受けた「倉庫業者は、その営業を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない」(倉庫業法第20条第1項)とされ、「国土交通大臣は、第20条第1項の規定による届出があつたとき」は、「当該倉庫業者の登録を抹消しなければならない」(第24条)とされている。</p> <p>なお、営業の廃止の届出をしようとする者は、施行規則第19条第1項の規定により、①氏名等(同条同項第1号)、②廃止した営業所の名称及び位置(同条同項第2号)、③廃止の日(同条同項第3号)を記載した「倉庫業廃止届出書を国土交通大臣又は地方運輸局長に提出しなければならない」とされている。</p> <p>(変更登録)</p> <p>倉庫業の登録を受けた者(倉庫業者)は、「第4条第1項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない」(倉庫業法第7条第1項本文)とされている。施行規則第4条第1項の規定により、所定の事項を記載した「変更登録申請書を地方運輸局に提出しなければならない」とされている(①氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名(同条同項第1号)、②変更に係る倉庫及び当該倉庫を所管する営業所の名称及び位置(同条同項第2号)、③変更しようとする事項及び変更予定期日(同条同項第3号))。</p> <p>また、変更登録申請書の添付書類について、施行規則第4条第2項各号に、所定の様式と併せて、定められている。</p> <p>(軽微な変更の届出)</p> <p>変更登録の例外として、「倉庫の用途の廃止その他の国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない」(倉庫業法第7条第1項ただし書)とされ、「軽微な変更をしたときは、その日から30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない」(同条第3項)、「国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を登録簿に登録しなければならない」(同条第4項)とされている。軽微な変更の具体的な内容については施行規則第4条の2第1項で、①倉庫の用途の廃止(同条同項第1号)、②法第4条第1項第1号(氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名)及び第2号(倉庫の所在地)並びに第2条第1項第2号(営業所の名称、所在地及び連絡先)及び第3号(資本金又は出資の総額)に掲げる事項の変更(同条同項第2号)、③倉庫の名称及び使用権原の内容の変更(同条同項第3号)、④倉庫業者が現に営業に使用している倉庫を現状のまま引き続き他の倉庫業者がその営業に使用する場合(同条同項第4号)、⑤倉庫の主要構造以外の構造の変更又は屋根及び外壁に係る配管の設置その他の構造耐力上支障がない軽微な変更(同条同項第5号)とされている。</p> <p>軽微な変更を行った旨の届出をしようとする者は、①氏名等、②変更の内容、③変更を行った日を記載した軽微変更届出書を地方運輸局長に提出しなければならない(施行規則第4条の2第2項)とされている。</p> <p>軽微な変更の届出のうち、「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」(倉庫業法第4条第1項第1号)の「変更の届出にあつては、法第7条第3項及び本</p>	<p>図表 1-① (再掲)</p> <p>図表 1-① (再掲)</p> <p>図表 1-⑥</p> <p>図表 1-① (再掲)</p> <p>図表 1-⑦</p> <p>図表 1-① (再掲)</p>
---	---

条第2項の規定にかかわらず、貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令（平成7年運輸省令第37号。以下「一本化省令」という。）の定めるところによることができる」（施行規則第4条の2第4項）とされている。

なお、取締役など役員の変更について、本来、施行規則第24条第2項の規定に基づく「役員変更届出」の提出が別途、必要となる。ただし、施行規則等運用方針の「役員の変更と同時に代表者が変更される場合は、代表者の氏名の変更の届出書（[7]10参照）中において、役員の変更内容について言及することにより、両者をまとめて届け出ることとしても差し支えない」（[30]3-1ハ）とされており、申請手続の負担が軽減されている。

（基準適合確認制度等）

近年、荷主ニーズの多様化を背景に、倉庫業者が自社所有以外の倉庫を借りて事業（借庫）を行う割合が増加しており、借庫を用いて倉庫業を営む場合、倉庫業法に基づく手続（変更登録）に一定期間を要するため、波動に応じて機動的に施設を運用することが困難な状況が発生していた。

このような状況を踏まえ倉庫の所有者が倉庫業法に基づく施設基準に適合しているか予め確認を受けることができる「基準適合確認制度」が以下のとおり創設され、併せて、施設設備基準の一部見直し（施行規則第4条第3項及び第4項、第4条の3並びに倉庫業法第3条の登録の基準等に関する告示の改正（平成30年6月29日施行））が行われた。

変更に係る倉庫が新たに営業に使用されるものの場合において、当該倉庫について、倉庫業法の登録や変更登録（軽微な変更以外）が過去2年以内に行われている場合又は地方運輸局長による特定施設設備基準に適合する確認書が交付されている場合であって、これらの申請の際に提出された書類（国土交通大臣が定めるものに限る。）の内容に変更がないときは、その旨を示すことをもって当該書類の提出に代えることができる。ただし、地方運輸局長は、特に必要があると認めるときは、当該書類を提出すべきことを命ずることができる（施行規則第4条第3項）。

同規程による変更登録の申請が行われたときは、当該申請に係る倉庫の施設及び設備は、当該変更登録において、特定施設設備基準（施行規則第4条の3第1項）に適合しているものとみなすとされている（施行規則第4条第4項）。

（注）1 基準適合確認制度

確認を受けた時点から変更がないことを示すことで、当該倉庫が施設設備基準に適合しているものとみなし、変更登録に必要な書類の一部を省略可能とし、これにより、変更登録に係る処理期間が短縮され、倉庫業者による機動的な施設運用が可能となるもの。

2 施設設備基準の一部見直し

- ・ 野積倉庫及び水面倉庫において、防犯上照明装置の設置を義務付けているところ、その代替措置として警備業法に基づく警備業務用機械装置の設置等の同等の措置を容認。
- ・ 危険品倉庫での保管を義務付けていた、①消防法上許可を必要としない指定数量未満の危険物（スマートフォンやバッテリー等の電池に含まれるリチウムイオン蓄電池の電解液など）、②高压ガス保安法の適用除外の対象とされていた物品（ヘアスプレー等のエアゾール製品）について、一類倉庫での保管が可能となるもの。

（権限の委任等）

国土交通大臣の権限について、①倉庫業の登録の実施（倉庫業法第5条）、登録の拒否（第

図表 1-⑧

図表 1-①（再掲）

図表 1-①（再

<p>6条)、変更登録等(第7条)等の権限は、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)に(倉庫業法施行令(昭和31年政令第197号、以下「施行令」という。)第2条第1項)、②これら以外の権限(倉庫業法第27条第1項を除く。)で、有効面積の合計が10万㎡未満の倉庫業に関するものは、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)に(施行令第2条第1項第2号及び施行規則第1条第1項)、それぞれ委任されている。</p> <p>また、倉庫業を営む者に対して、その営業に関し報告させ、又はその職員に営業所、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる国土交通大臣の権限(倉庫業法第27条第1項、いわゆる立入検査)について、「地方運輸局長も行うことができる」(施行令第2条第3項)とされている。</p>	<p>掲) 図表 1-⑨</p>
<p>(重大事故発生時の報告)</p> <p>施行規則第24条第4項の規定により、「倉庫業者は、その営業に使用する倉庫の火災、損壊その他倉庫に関する重大な事故が発生した場合においては、当該事故の発生後2週間以内に、氏名等及び発生した事故の概要を記載した事故届出書を当該倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない」とされている。具体的な様式(事故届出書)について、施行規則等運用方針に示されている([30] 3-3)。</p>	<p>図表 1-⑩ (再掲) 図表 1-⑩</p>
<p>(「倉庫業登録申請の手引き」における重大事故発生時の連絡)</p> <p>国土交通省が作成した「倉庫業登録申請の手引き」(平成29年6月)には、事前準備から登録申請、登録までの手続の概要が記載されており、営業倉庫の種類と種類に応じた施設設備基準の概要、基準を満たしていることを証明するための必要書類の例、登録申請書類の作成方法、必要添付書類等及び添付書類等記入例の提示、倉庫業者となったときの義務等について記載されている。また、倉庫業者が「倉庫管理主任者」(注1)に行わせなければならない義務として、「防火・安全体制の確立!」とし、さらに、「『重大事故等』(注2)発生の場合、消防・警察への連絡に続き、速やかに運輸局等に第一報願います」とされている。</p> <p>このため、重大事故が発生した場合の運輸局や運輸支局への報告について、①「速やかに」電話等で第一報を行い、②「発生後2週間以内」に事故届出書を提出することとなる。</p>	<p>図表 1-⑪ (再掲) 図表 1-⑪</p>
<p>(注) 1 「倉庫管理主任者」については、項目2- (1) 参照。</p> <p>2 「重大事故等」について、①倉庫の火災(死傷者が発生した場合)、②倉庫における労働災害(死亡者が発生した場合)、③危険品倉庫からの危険物の漏洩事故、④その他以下に掲げる場合を含む倉庫における事故等であって社会的影響が大きく報道される可能性がある場合(「倉庫の火災(死傷者が発生した場合を除く)」、「倉庫の損傷等であって受寄物に影響を及ぼし又は及ぼす恐れのある場合」、「受寄物の盗難」とされている。</p>	
<p>【調査結果】</p> <p>関東運輸局管内における倉庫業者について、平成30年度末現在、1,942業者となっており、27年度末1,762業者に比べて180業者(10.2%)増加している。これを都県別にみると、①東京都584業者(33業者増加)、②神奈川県261業者(21業者増加)、③埼玉県334業者(42業者増加)、④群馬県165業者(14業者増加)、⑤千葉県263業者(38業者増加)、⑥茨城県186業者(19業者増加)、⑦栃木県115業者(13業者増加)、⑧山梨県34業者(増減なし)である。山梨県を除く7都県で増加しており、特に、埼玉県、千葉県及び東京都の増加数が多い。</p>	<p>図表 1-⑫</p>

また、平成 30 年度末現在の営業倉庫は普通倉庫（冷蔵倉庫以外の倉庫で、1～3 類倉庫、野積倉庫、貯蔵そう倉庫及び危険品倉庫）6,767 棟、冷蔵倉庫 1,125 区画（冷蔵倉庫の単位は「区画」。以下同じ）となっている。これを都県別にみると、「普通倉庫」は、神奈川県が 1,292 棟、千葉県が 1,240 棟、埼玉県が 1,239 棟、東京都が 981 棟、茨城県が 883 棟、群馬県が 604 棟、栃木県が 432 棟、山梨県が 96 棟、冷蔵倉庫は神奈川県が 323 区画、東京都が 241 区画、埼玉県が 180 区画、千葉県が 178 区画、茨城県が 101 区画、群馬県が 40 区画、栃木県が 36 区画、山梨県が 26 区画となっており、特に神奈川県、千葉県、埼玉県及び東京都で倉庫数が多くなっている。

図表 1-⑬

このうち、5 万㎡以上の大規模倉庫は 24 棟あり、千葉県では 11 棟、神奈川県では 6 棟、埼玉県では 4 棟、東京都では 2 棟、茨城県では 1 棟となっている。

図表 1-⑭

ア 倉庫業に関する業務の実施体制

関東運輸局で倉庫業に関する業務を担当するのは、交通政策部環境・物流課物流施設係であり、係長、係員 2 人及び再任用職員 2 人の計 5 人体制である。倉庫業に関する主な業務は、①倉庫業登録申請の受付、審査及び登録処理業務、②変更登録申請の受付、審査及び登録処理業務、③倉庫業に係る各種届出、④報告書処理業務並びに⑤倉庫業者に対する指導監査業務であり、同係では、これら倉庫業に関する業務が全体の 8～9 割を占める（他の業務も兼ねている）。

また、各運輸支局及び海事事務所では、総務部門の職員各 2～3 人が倉庫業に関する業務を担当している。具体的には、申請や届出の受理及び運輸局への進達（申請、届出の審査は地方運輸局長権限（一部、国土交通大臣権限）並びに関東運輸局が行う立入検査への同行である）。

申請等の受付担当範囲について、①関東運輸局は神奈川県（川崎海事事務所の管轄を除く。）、②運輸支局（神奈川を除く。）はそれぞれが所在する各都県（鹿島海事事務所の管轄を除く。）、③川崎海事事務所が神奈川県の一部、鹿島海事事務所が茨城県・千葉県の一部となっている。

イ 登録申請に係る審査状況

関東運輸局は、登録申請に係る審査について、「施行規則等運用方針及び「施設設備基準別添付書類チェックリスト」(注)に基づき、提出された申請書及び添付書類を確認することにより行っており、実際に申請に係る倉庫を訪れて設備等を確認することはなく、疑義等が生じた場合には、必要に応じて、申請者に連絡して申請書の補正や写真の提出を求めなどすることにより足りる」としている。

防火設備に関する審査についても、「関係法令のそれぞれの所管機関である特定行政庁が発行した「建築確認済証・完了検査済証」及び消防署が発行した「消防用設備等点検結果報告書／検査済証」が添付書類となっており、それを確認することにより足りる」としている。

(注) 施設設備基準を満たすか否か、添付書類に遺漏がないかを申請者自身でチェックできるようにしたリストで（いわゆるセルフ・チェック）、国土交通省のホームページからダウンロードできる。

ウ 関東運輸局管内における営業倉庫の登録等の状況

(ア) 倉庫業の登録

<p>関東運輸局管内における倉庫業の新規登録数は、平成 28 年度 64 業者、29 年度 71 業者、30 年度 59 業者となっており、また、倉庫の新規登録数は 28 年度 74 棟、29 年度 78 棟、30 年度 81 棟となっている。</p> <p>当局が調査対象倉庫業者の選定のため、関東運輸局に備え付けの登録簿により、埼玉県の 29 業者（主たる営業所数 29、埼玉県内の営業所数 42）及び千葉県の 49 業者（主たる営業所数 49、千葉県内の営業所数 78）を確認したところ、連絡先（電話番号等）の記載がなく（「00-0000-0000」等を含む。）、連絡が取れない営業所（登録簿に別に記載されている「主たる営業所」の連絡先経由で連絡が可能なものを除く。）が、埼玉県 3 業者、千葉県 5 業者みられた。</p> <p>上記のとおり、倉庫業の登録の申請事項には営業所の「連絡先」が含まれており（施行規則第 2 条第 1 項第 2 号（営業所の名称、所在地及び連絡先）、倉庫業登録申請書）、「申請があった場合においては」、「登録簿に登録しなければならない」（倉庫業法第 5 条第 1 項）とされ、施行規則には、登録簿の様式も定められている（第 3 条の 2、第三号様式、「主たる営業所の連絡先」及び「営業所の連絡先」欄に「電話」、「FAX」、「E-mail」）。</p> <p>これについて、関東運輸局は、「登録申請時に電話番号等が決まっていないため、申請書に未記載の場合も多い」としている。</p> <p>登録簿について、倉庫業法の規定により「登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない」（第 5 条第 3 項）とされており、例えば同局によると、その用途について、「荷主が倉庫業者の選定に利用することが挙げられる」、また、「縦覧は、年間数件程度」としている。</p> <p>なお、施行規則等運用方針の[3]の 7「登記簿の作成（則第 3 号様式）」には、「主たる営業所の連絡先」の欄には、主たる営業所の電話番号及びファックスを有する場合はその番号を、電子メールアドレスを有する場合はそのアドレスを記載すること」とされており（7-2 子）、「総括表記載例」の「主たる営業所の連絡先」欄には、「(TEL)03-3452-3111」と明示されており、「営業所の連絡先」の欄についても同様の記載がある。</p> <p>しかし、上記のとおり、連絡先が記載されていないか、「00-0000-0000」など意味のない記載も見受けられることから、縦覧制度の趣旨にそぐわず、同局の指導監督等や利用者にも不便が生じるものと考え。</p> <p>(イ) 営業の廃止</p> <p>関東運輸局管内における営業を廃止した倉庫業者は、平成 28 年度 16 業者、29 年度 13 業者、30 年度 9 業者となっており、また、複数の営業所のうちの一部の営業所について管轄下の倉庫を含めて廃止（営業の一部を廃止）した倉庫業者は、28 年度 57 業者、29 年度 51 業者、30 年度 56 業者となっている。</p> <p>なお、営業等が廃止された場合及び何らかの事情により運輸局が登録の取消しを行った場合には、登録が抹消されることとなる。平成 28 年度～30 年度の間、登録の取消しはなかったことから、営業等の廃止件数と登録の抹消件数とは、同一となっている。</p> <p>(ロ) 変更登録</p> <p>関東運輸局管内における倉庫業の変更登録は、平成 28 年度 279 件、29 年度 261 件、30 年度 369 件へと推移しており、30 年度は 28 年度より 90 件の増加となっている。同</p>	<p>図表 1-⑮</p> <p>事例表 1-①</p> <p>図表 1-①、③、⑤（再掲）</p> <p>図表 1-⑤（再掲）</p> <p>図表 1-⑮（再掲）</p> <p>図表 1-⑮（再掲）</p>
---	--

局は、「変更登録の内容は、倉庫を追加（新設）するもの、倉庫面積の増減に関するものが多く、その要因は様々あるが、例えば、都市計画法（昭和43年法律第100号）における市街化調整区域においては、建築物を建設する際に必要な開発許可の申請について、従来は、「当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない」（第34条）とされ、当該区域内の倉庫の建設が制限されていたが、平成17年10月1日に流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）が施行され、倉庫等の「特定流通業務施設」について、「整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする」（第21条）とされたことが挙げられる」としている。

（エ）軽微な変更

関東運輸局管内における軽微な変更届出は、平成28年度282件、29年度251件、30年度254件へと推移しており、30年度は28年度より28件減少している。

これらから、平成31年3月に提出された「軽微変更届出書」10件を抽出して、「変更が行われた日から届出日」までの日数を確認したところ、法定の届出期限の「30日以内」（倉庫業法第7条第3項）を経過しているものが2件みられた（①代表者を変更した271日後に届け出たもの1件、②代表者及び取締役を変更した45日後に届け出たもの1件）。関東運輸局は、これら2件に倉庫事業者に対して、「提出期限を守るよう、口頭で指導した」としている。

また、倉庫業法第7条第4項の規定により、「国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を登録簿に登録しなければならない」とされている。関東運輸局は、「軽微変更届出書の受理後には、記載事項や添付書類の確認を行い、速やかに登録簿に入力している」としている。当局が登記簿の記載内容を確認したところ、上記10件の変更内容は、全て反映されていた。

なお、同運輸局により倉庫業監査（平成30年度）においても、軽微な変更の届出（代表者・役員）や役員変更届出の「未提出」がそれぞれ1件ずつ確認されている（図表2-（1）-⑥参照）。

エ 火災に係る事故届出書の周知及び提出状況

関東運輸局は、「営業倉庫で火災が発生した場合には、重大か否かにかかわらず、早期に一報を入れ、その後に事故届出書を提出するよう求めている」としている。倉庫業者に対する研修などで講師を務めた際、その旨周知しており、また、倉庫業者の団体である一般社団法人日本倉庫協会の下に設置されている各都県の倉庫協会には、担当課長及び課長補佐の電話番号も記載した文書（重大事故発生時のフロー）を送付し、会員倉庫業者への周知を依頼している。

当局が調査したところ、関東運輸局管内で、平成25年度以降、6件の火災に係る事故が発生し、いずれも、「発生後2週間以内に」（施行規則第24条第4項）提出されていた。さらに、同運輸局は、「第一報もあった」としている。

なお、関東運輸局は、①「第一報」の活用について、「自らも情報として把握しておくほか、重大な火災が発生すると、本省から情報提供を求められる。その対応に活用する」、②事故届出書の活用について、「倉庫業監査の対象事業者を選定する際の基礎情報として、また、倉庫業者に対する研修の講師をする際の話題として活用する」などとしている。

図表 1-⑮（再掲）

図表 1-⑯

図表 1-①（再掲）

図表 1-⑪（再掲）

図表 1-⑰

図表 1-⑱

図表 1-⑲

オ 関東運輸局ホームページによる情報提供

関東運輸局に対する調査時点（令和元年9月25日）において、同局は、ホームページで、倉庫業の制度や手続等に係る情報について案内しており、「倉庫業登録申請の手引き」、「倉庫一般の施設設備基準」、「施設設備基準別添付書類チェックリスト」等を掲載し、関係法令等へのリンク設定を行っていたところ、制度改正が反映されず古い情報のままのものや、リンク設定が機能していないため、閲覧者に誤解を与えかねない状況がみられた。

しかしながら、これらの状況は、令和2年3月31日時点で改修されている。

現在の関東運輸局のホームページは、トップページ上部のメニューバーから「各種手続」を選択し、最下部の「倉庫業法関連法令等」を選択すると、国土交通省の「倉庫業法」のページにリンクするよう設定されており、各種資料を閲覧することができる。

【改善所見】

関東運輸局は、倉庫業者に対する指導監督の適時適切な実施、縦覧に供する登録簿の利用者の利便の増進を図る観点から、登録簿に電話番号などの記載のない倉庫業者について、倉庫業法の規定に基づき連絡先を記載すること。

図表 1-① 関係規定の抜粋

○ 倉庫業法

(目的)

第一条 この法律は、倉庫業の適正な運営を確保し、倉庫の利用者の利益を保護するとともに、倉荷証券の円滑な流通を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「倉庫」とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物又は物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作を施した土地若しくは水面であつて、物品の保管の用に供するものをいう。

2 この法律で「倉庫業」とは、寄託を受けた物品の倉庫における保管（保護預りその他の他の営業に付随して行われる保管又は携帯品の一時預りその他の比較的短期間に限り行われる保管であつて、保管する物品の種類、保管の態様、保管期間等からみて第六条第一項第四号の基準に適合する施設又は設備を有する倉庫において行うことが必要でない認められるものとして政令で定めるものを除く。）を行う営業をいう。

3 (略)

(登録)

第三条 倉庫業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第四条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 倉庫の所在地
- 三 国土交通省令で定める倉庫の種類（トランクルームを含み、以下「倉庫の種類」という。）
- 四 倉庫の施設及び設備
- 五 保管する物品の種類
- 六 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、倉庫の図面その他国土交通省令で定める書類を添附しなければならない。

(登録の実施)

第五条 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を倉庫業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

3 国土交通大臣は、登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

- 一 申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。
- 二 申請者が第二十一条の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。
- 三 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

四 倉庫の施設又は設備が倉庫の種類に応じて国土交通省令で定める基準に適合しないとき。

五 第十一条の規定による倉庫管理主任者を確実に選任すると認められないとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(変更登録等)

第七条 第三条の登録を受けた者（以下「倉庫業者」という。）は、第四条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。ただし、倉庫の用途の廃止その他の国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前二条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第五条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号」と読み替えるものとする。

3 倉庫業者は、第一項ただし書の軽微な変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を登録簿に登録しなければならない。

(倉庫管理主任者)

第十一条 倉庫業者は、倉庫ごとに、管理すべき倉庫の規模その他の国土交通省令で定める基準に従つて、倉庫の適切な管理に必要な知識及び能力を有するものとして国土交通省令で定める要件を備える倉庫管理主任者を選任して、倉庫における火災の防止その他の国土交通省令で定める倉庫の管理に関する業務を行わせなければならない。

(倉庫の施設及び設備)

第十二条 倉庫業者は、営業に使用する倉庫をその施設及び設備が第六条第一項第四号の基準に適合するように維持しなければならない。

2 国土交通大臣は、営業に使用する倉庫の施設又は設備が第六条第一項第四号の基準に適合していないと認めるときは、当該倉庫業者に対し、期限を定めて当該倉庫を修理し、若しくは改造し、又は倉庫の種類を変更すべきことを命ずることができる。

(営業等の廃止)

第二十条 倉庫業者は、その営業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 (略)

(登録等の条件)

第二十三条 登録、許可又は認可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、公共の利益を確保するため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該倉庫業者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(登録等の抹消)

第二十四条 国土交通大臣は、第二十条第一項の規定による届出があつたとき、又は第二十一条第一項の規定による登録の取消しをしたときは、当該倉庫業者の登録を抹消しなければならない。

2 (略)

(権限の委任)

第二十六条 この法律の規定により国土交通大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に行わせることができる。

(報告及び検査)

第二十七条 国土交通大臣は、第一条の目的を達成するために必要な限度において、倉庫業を営む者に対して、その営業に関し報告をさせ、又はその職員に営業所、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2、3 (略)

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条の規定に違反して倉庫業を営んだ者
- 二 第十六条第一項の規定に違反してその名義を他人に倉庫業のため利用させた者
- 三 第十六条第二項の規定に違反して倉庫業を他人にその名において経営させた者

第二十八条の二 第二十一条第一項の規定による営業の停止の命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項の規定に違反して第四条第一項各号に掲げる事項を変更した者
- 二 第八条第二項、第十二条第二項、第十五条又は第二十五条の十第二項の規定による命令に違反した者
- 三 第十一条の規定に違反して倉庫管理主任者を選任しなかつた者
- 四、五 (略)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一～四 (略)
- 五 第二十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 六 第二十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第二十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第三項、第十七条第三項、第十九条第一項後段、第二十条第一項若しくは第二項又は第二十五条の六第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 (略)

○ 倉庫業法施行令

第二条 次に掲げる国土交通大臣の権限は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）が行う。

- 一 法第五条第三項、第七条第一項、第七条第二項において準用する法第五条及び第六条、第七条第三項及び第四項、第三章並びに第二十五条の十第二項に規定する権限
- 二 前号に掲げる権限以外の法（第二十七条第一項を除く。）に規定する権限で、その使用する倉庫の有効面積（国土交通省令で定める種類の倉庫にあつては、その有効面積又は有効容積を国土交通省令で定めるところにより換算して得られた面積）の合計が国土交通省令で定める面積に満たない倉庫業に関するもの

2 (略)

3 法第二十七条第一項に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長も行うことができる。

○ 倉庫業法施行規則

(権限の委任)

第一条 倉庫業法施行例（昭和三十一年政令第九十七号。以下「令」という。）第二条第一項第二号の国土交通省令で定める面積は、十万平方メートルとする。

2 （略）

3 令第二条第一項の規定により国土交通大臣の権限を行う地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）は、次のとおりとする。

一 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号。以下「法」という。）第三条、法第四条第一項、法第五条、法第六条第一項、同条第二項（法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、法第七条第三項及び第四項（法第四条第一項第一号又は第二条第一項第三号に係る場合に限る。）、法第八条第一項及び第二項、法第十三条第一項、同条第四項（法第十九条第三項において準用する場合を含む。）、法第十五条、法第十七条第三項、法第十九条第一項及び第二項、法第二十条、法第二十一条第一項、法第二十二条並びに法第二十四条に規定する権限にあつては、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長（以下「所轄地方運輸局長」という。）

二 法第七条第一項、同条第二項において準用する法第五条及び法第六条、法第七条第三項及び第四項（法第四条第一項第一号並びに第二条第一項第二号及び第三号に係る場合を除く。）並びに法第十二条第二項に規定する権限にあつては、当該倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長

三 法第七条第三項及び第四項（第二条第一項第二号に係る場合に限る。）に規定する権限にあつては、当該営業所の所在地を管轄する地方運輸局長

四～七 （略）

（書類の経由等）

第一条の二 次に掲げる申請又は届出（以下この条において「申請等」という。）であつて国土交通大臣にするものは、所轄地方運輸局長を経由してしなければならない。

一 法第四条第一項の登録の申請

二～五 （略）

六 法第二十条第一項又は第二項の届出

2 （略）

3 第二十四条第一項の届出であつて国土交通大臣にするものは、当該届出に係る料金の適用される倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長を経由してしなければならない。ただし、当該倉庫の所在地が二以上の地方運輸局（運輸監理部を含む。以下同じ。）の管轄区域（近畿運輸局にあつては、神戸運輸監理部の管轄区域を除く。以下同じ。）にわたるときは、所轄地方運輸局長を経由してしなければならない。

4 前三項の申請等は、次に掲げる運輸支局又は海事事務所（以下「運輸支局等」という。）がある場合は、当該運輸支局等の長を経由してすることができる。

一 第一項各号の申請等にあつては、主たる営業所の所在地を管轄する運輸支局等（以下「所轄運輸支局等」という。）

二、三 （略）

四 第二十四条第一項の届出にあつては、当該届出に係る料金の適用される倉庫の所在地を管轄する運輸支局等（当該倉庫の所在地が一の運輸支局等の管轄区域の内外にわたる場合にあつては、所轄運輸支局等）

5 第一項及び第二項の申請等に関する書類（法第八条第一項の届出に関するものを除く。）のうち、地方運輸局長を経由して提出するものには、副本一通を、運輸支局等の長を経由して提出するものには、副本二通を添付しなければならない。

6 （略）

第一条の三 次に掲げる申請、届出又は報告（以下この条において「申請等」という。）であつて地方運輸局長にするものは、当該各号に定める運輸支局等がある場合は、その長を経由してすることができる。

一 法第七条第三項の届出（法第四条第一項第一号又は第二条第一項第三号に係る場合に限る。）、前条第一項各

号に掲げる申請又は届出並びに第二十四条第二項及び第三項の届出 所轄運輸支局等

二 法第七条第一項の申請、同条第三項の届出（法第四条第一項第一号並びに第二条第一項第二号及び第三号に係る場合を除く。）、第四条の三第一項の確認の申請及び第二十四条第四項の届出 当該倉庫の所在地を管轄する運輸支局等

三 法第七条第三項の届出（第二条第一項第二号に係る場合に限る。）並びに第二十四条第五項及び第六項の報告 当該営業所の所在地を管轄する運輸支局等

四～六 （略）

七 第二十四条第一項の届出 当該届出に係る料金の適用される倉庫の所在地を管轄する運輸支局等（当該料金の適用される倉庫の所在地が一の運輸支局等の管轄区域の内外にわたる場合にあつては、所轄運輸支局等）

2 前項の申請等に関する書類には、副本一通を添付しなければならない。ただし、法第七条第三項の届出（法第四条第一項第一号、第二条第一項第三号又は第四条の二第一項第一号に係る場合に限る。）並びに第二十四条第一項の届出並びに同条第五項及び第六項の報告については、この限りでない。

3 （略）

（営業の登録の申請）

第二条 法第3条の登録を申請しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した倉庫業登録申請書を国土交通大臣又は地方運輸局長に提出しなければならない。

一 法第四条第一項第一号から第五号までに掲げる事項

二 営業所の名称、所在地及び連絡先

三 資本金又は出資の総額

四 営業開始予定期日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 倉庫に関する書類

イ 倉庫明細書（第一号様式）及び第三条第八号に掲げる倉庫にあつては、冷蔵施設明細書（第二号様式）

ロ 倉庫及びその敷地（水面を含む。以下同じ。）についての使用権原を証する書類

ハ 倉庫が第三条の三第二号及び第三条の四から第三条の十一までの基準に適合していることを証するものとして国土交通大臣の定める書類

ニ 倉庫の平面図、立面図及び断面図

ホ 倉庫付近の見取図及び倉庫の配置図

ヘ 倉庫管理主任者の配置の状況及び当該倉庫管理主任者が第九条第一項各号に規定する要件のうちのいずれか一の要件を満たす者である旨を記載した書類

二 既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ 登記事項証明書

ロ 役員が法第六条第一項第一号及び第二号の事由（以下「欠格事由」という。）に該当しない旨の宣誓書

三 設立中の法人にあつては、次に掲げる書類

イ 設立趣意書

ロ 定款（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。）により認証を必要とする場合には、認証のあるもの）

ハ 発起人又は役員が欠格事由に該当しない旨の宣誓書

ニ 株式の引受又は出資の状況及び見込を記載した書類

四 個人にあつては、次に掲げる書類

イ 戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し

ロ 申請者が欠格事由に該当しない旨の宣誓書

ハ 資産調書

(倉庫の種類)

第三条 法第四条第一項第三号の国土交通省令で定める倉庫の種類は、次のとおりとする。

- 一 一類倉庫
- 二 二類倉庫
- 三 三類倉庫
- 四 野積倉庫
- 五 水面倉庫
- 六 貯蔵槽倉庫
- 七 危険品倉庫
- 八 冷蔵倉庫
- 九 トランクルーム
- 十 特別の倉庫

(登録簿の様式)

第三条の二 法第五条第一項の規定による登録簿は、第三号様式によるものとする。

(倉庫の基準)

第三条の三 第三条第一号から第九号までに掲げる倉庫に係る法第六条第一項第四号の倉庫の施設又は設備の基準（以下「施設設備基準」という。）は、次のとおりとする。

- 一 申請者が、その営業に使用する倉庫及びその敷地について所有権その他の使用権原を有すること。
- 二 第三条各号に掲げる倉庫の種類ごとに国土交通大臣の定める建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）その他の法令の規定に適合していること。

(一類倉庫)

第三条の四 一類倉庫は、別表に掲げる第一類物品、第二類物品、第三類物品（第七類物品を除く。以下同じ。）、第四類物品（第七類物品を除く。以下同じ。）、第五類物品又は第六類物品（第七類物品を除く。以下同じ。）を保管する倉庫とする。

2 一類倉庫に係る施設設備基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 土地に定着し、かつ、屋根及び周囲に壁を有する工作物であること。
- 二 軸組み、外壁又は荷ざり及び床の強度が、国土交通大臣の定める基準に適合していること。
- 三 構造及び設備が、倉庫内への水の浸透を防止するに足るものとして国土交通大臣の定める基準に適合していること。
- 四 土地からの水分の浸透及び床面の結露を防ぐため、床に国土交通大臣の定める防湿措置が講じられていること。
- 五 国土交通大臣の定める遮熱措置が講じられていること。
- 六 倉庫の設けられている建物が、耐火性能又は防火性能を有するものとして国土交通大臣の定める基準に適合していること。
- 七 危険物等を取り扱う施設その他の国土交通大臣の定める施設に近接する倉庫にあつては、国土交通大臣の定める災害防止上有効な構造又は設備を有すること。
- 八 倉庫の設けられている建物内に事務所、住宅、商店等の火気を使用する施設又は危険物等を取り扱う施設が設けられている場合にあつては、当該施設が、国土交通大臣の定めるところにより区画されていること。
- 九 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第六条に定めるところにより消火器等の消火器具が設けられていること。この場合において、倉庫の延べ面積が百五十平方メートル未満であるときは、これを延べ面積が百五十平方メートルの倉庫とみなして、同規則第六条の規定を適用する。

十 国土交通大臣の定める防犯上有効な構造及び設備を有していること。

十一 国土交通大臣の定めるそ害の防止上有効な設備を有していること。

(変更登録の申請等)

第四条 法第七条第一項の変更登録を申請しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した変更登録申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名（以下「氏名等」という。）

二 変更に係る倉庫及び当該倉庫を所管する営業所の名称及び位置

三 変更しようとする事項及び変更予定期日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更に係る倉庫が新たに営業に使用されるものである場合（規模の拡大を伴う主要構造（小屋組み、軸組み、床組み、外壁、屋根及び床並びに野積倉庫及び水面倉庫の周囲の防護施設をいう。以下同じ。）の変更（外壁及び屋根に係る配管設備の設置その他の構造耐力上支障がない軽微な変更を除く。）を含む。）にあつては、当該倉庫についての次に掲げる書類

イ 第二条第二項第一号（へを除く。）に掲げる書類

ロ 発券倉庫業者にあつては、集荷見積書（第四号様式）並びに所要資金及びその調達方法に関する説明書（第六号様式）

二 規模の拡大を伴わない主要構造の一部の変更（倉庫の種類の変更を含む。）の場合にあつては、当該倉庫についての次に掲げる書類

イ 倉庫明細書（第一号様式）及び倉庫の種類を冷蔵倉庫に変更する場合にあつては冷蔵施設明細書（第二号様式）

ロ 第二条第二項第一号ハ及びニに掲げる書類

ハ 借庫の場合にあつては、所有者の承諾書

三 冷蔵倉庫の圧縮機、蒸発器又は防熱装置の変更の場合にあつては、当該倉庫についての冷蔵施設明細書（第二号様式）

3 前項（第一号に係る部分に限る。）の場合において、当該倉庫について、法第四条第一項の登録若しくは法第七条第一項の変更登録が過去二年以内に行われている場合又は第四条の三第四項の規定により有効な確認書が交付されている場合であつて、これらの申請の際に提出された書類（国土交通大臣が定めるものに限る。）の内容に変更がないときは、その旨を示すことをもつて当該書類の提出に代えることができる。ただし、地方運輸局長は、特に必要があると認めるときは、当該書類を提出すべきことを命ずることができる。

4 前項の規定により変更登録の申請が行われたときは、当該申請に係る倉庫の施設及び設備は、当該変更登録において、第四条の三第一項の特定施設設備基準に適合しているものとみなす。

(軽微な変更)

第四条の二 法第七条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一 倉庫の用途の廃止

二 法第四条第一項第一号及び第二号並びに第二条第一項第二号及び第三号に掲げる事項の変更

三 倉庫の名称及び使用権原の内容の変更

四 倉庫業者が現に営業に使用している倉庫を現状のまま引き続き他の倉庫業者がその営業に使用する場合

五 倉庫の主要構造以外の構造の変更又は屋根及び外壁に係る配管の設置その他の構造耐力上支障がない軽微な変更

2 法第七条第三項の規定により、前項に規定する軽微な変更を行つた旨の届出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した軽微変更届出書を地方運輸局長に提出しなければならない。

一 氏名等

二 変更の内容

三 変更を行った日

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第二条第一項第三号に係る届出の場合にあつては、登記事項証明書又は資産調書

二 第一項第三号（使用権原の内容の変更の場合に限る。）又は第四号に係る届出の場合にあつては、当該変更に係る倉庫及びその敷地についての使用権原を証する書類

4 第一項第二号に係る届出のうち、法第四条第一項第一号に掲げる事項の変更の届出にあつては、法第七条第三項及び本条第二項の規定にかかわらず、貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令（平成七年運輸省令第三十七号。以下「一本化省令」という。）の定めるところによることができる。

（倉庫の基準適合確認）

第四条の三 倉庫の所有者は、当該倉庫の施設及び設備が第三条の三から第三条の十二までに定める施設設備基準（国土交通大臣が定めるものを除く。以下「特定施設設備基準」という。）に適合しているかどうかについて、当該倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長に確認を求めることができる。

2 前項の確認を受けようとする者は、法第四条第一項第一号から第四号までに掲げる事項を記載した確認申請書を前項の地方運輸局長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、第二条第二項第一号に掲げる書類（国土交通大臣が定めるものを除く。）を添付しなければならない。

4 第一項の地方運輸局長は、同項の確認の申請があつた場合において、当該倉庫の施設及び設備が特定施設設備基準に適合していることを確認したときは、確認書を交付しなければならない。

5 前項の確認書の有効期間は、二年とする。

6 第一項の地方運輸局長は、同項の確認を受けた倉庫について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該確認を取り消すことができる。

一 当該倉庫の施設又は設備が特定施設設備基準に適合していないと認めるとき。

二 当該倉庫の所有者が偽りその他不正な手段により当該確認を受けたとき。

（営業等の廃止の届出）

第十九条 法第二十条の届出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した倉庫業廃止届出書を国土交通大臣又は地方運輸局長に提出しなければならない。

一 氏名等

二 廃止した営業所の名称及び位置

三 廃止の日

2 法第二十条第二項の届出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した倉庫証券発行業務廃止届出書を国土交通大臣又は地方運輸局長に提出しなければならない。

一 氏名等

二 倉庫証券の発行回収高及び流通高報告書（第十号様式）

三 廃止の日

（料金の届出等）

第二十四条

1 （略）

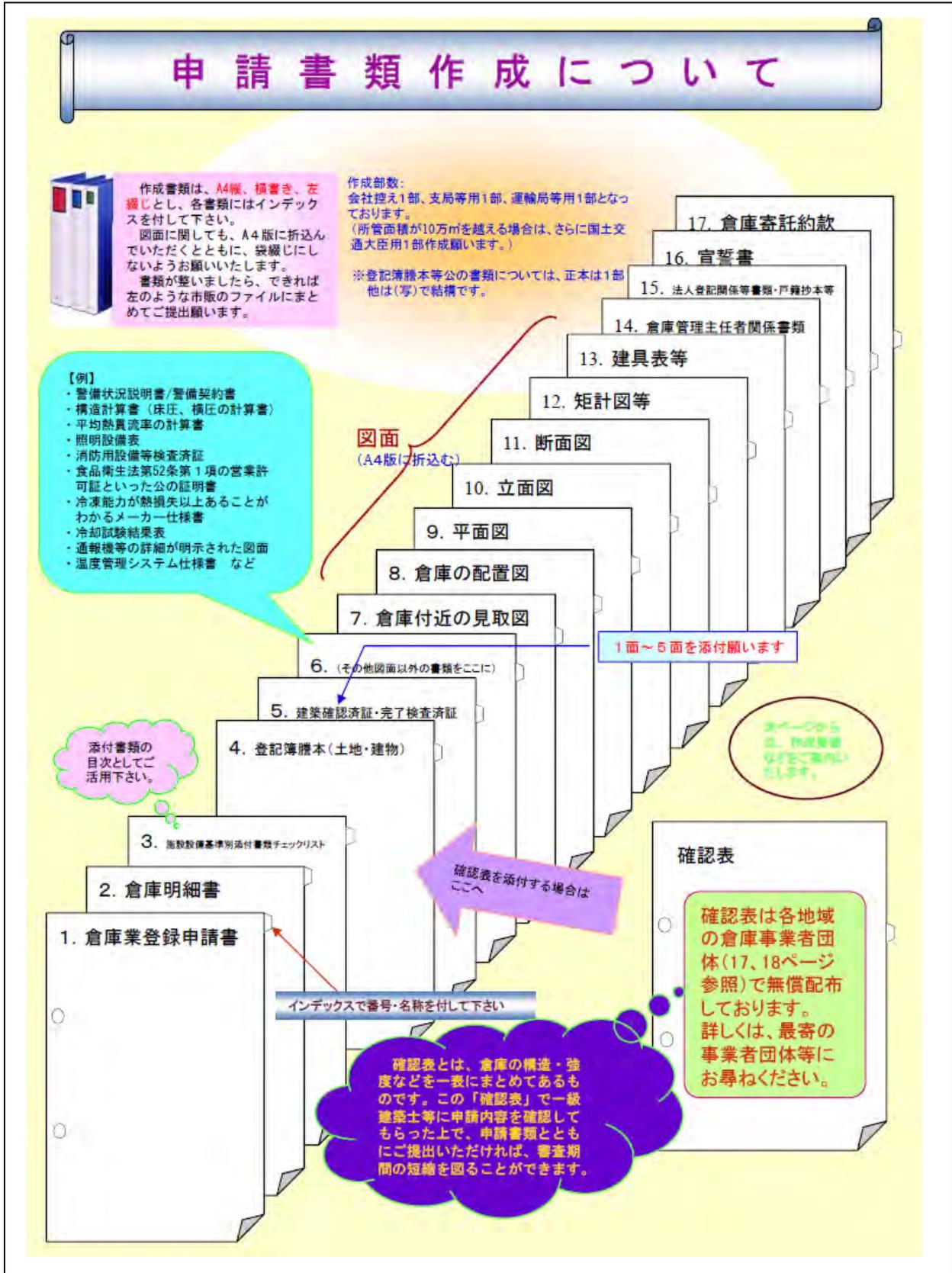
2 倉庫業者（法人に限る。）は、その役員を変更したときは、その日から三十日以内に、氏名等及び変更に係る役員の氏名を記載した役員変更届出書に、当該変更に係る役員が欠格事由に該当しない旨の宣誓書を添付して、これを所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

3 （略）

4 倉庫業者は、その営業に使用する倉庫の火災、損壊その他倉庫に関する重大な事故が発生した場合においては、当該事故の発生後二週間以内に、氏名等及び発生した事故の概要を記載した事故届出書を当該倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-② 登録申請に係る添付書類



(注)「倉庫業登録申請の手引き」(7ページ)による。

図表 1-③ 登録申請書の様式

○ 施行規則等運用方針

[3] 営業の登録の申請 (則第 2 条)

2 申請書及び添付書類

2-1 申請書 (則第 2 条第 1 項)

次の様式により作成すること。なお、氏名を記載し、押印することに代えて、署名 (必ず本人が自署すること。以下同じ。) することができる。

倉庫業登録申請書		年 月 日
国土交通大臣 殿		
〇〇運輸局長		
		住所 氏名 法人にあつては、名称 及びその代表者の氏名 ㊟
下記のとおり倉庫業を営みたいので、倉庫業法施行規則第 2 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて倉庫業法第 3 条の登録を申請します。		
記		
1	営業所の名称、所在地及び連絡先	
2	資本金又は出資の総額	
3	倉庫の所在地、種類及び保管する物品の種類 (添付書類中の倉庫明細書による)	
4	倉庫の施設及び設備 (添付書類中の倉庫明細書による。)	
5	営業開始予定日	

イ 「営業所の名称、所在地及び連絡先」については、全ての営業所について記載すること。「所在地」は、原則として営業所の住居表示によることとし、住居表示の無い場合等にあつては地番によることとする。

また、「連絡先」は、営業所の電話番号を記載の上、FAX及び電子メールアドレスを有する営業所については、電話番号に加えてそれらの番号又はアドレスも記載すること。

記載の順序は、主たる営業所を最上段に、従たる営業所はその下段に順次記載していくこと。

営業所の名称	所 在 地	連 絡 先
霞ヶ関倉庫東京本社	東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	電話 03-3456-6543 FAX 03-3456-6544 E-mail ****@kasumi-soko.co.jp
大阪支社	大阪府大阪市北区堂島 1-2-3	電 話 06-6543-4567 FAX 06-6543-4568

図表 1-④ 倉庫明細書の様式 (施行規則第一号様式)

倉庫明細書

倉庫の名称					
倉庫の所在地					
主要構造					
倉庫の種別及び保管する物品の種類					
建築年月日又は建築完了予定年月日					
土地及び倉庫に係る使用権原の状況					
各階別の規模	階別名称	面積(m ²)	軒高、階高、天井高 (m)	容積 (m ³)	備考
	合計				
構造の詳細	基礎	柱下			
		壁下			
	骨組み	小屋組み			
		軸組み			
		床組み			
	壁	外壁			
		間仕切り壁			
		防火壁			
	屋根				
	天井				
	床				
	窓	側窓			
		天窓			
出入口	外壁にある出入口				
	間仕切り壁にある出入口				
	防火壁にある出入口				
附属設備	消火設備				
	防犯設備				
	防そ設備				
	遮熱措置				
	その他の設備				
その他					

図表 1-⑤ 倉庫業者登録簿（施行規則第三号様式）

第三号様式(第3条の2関係) **倉庫業者登録簿** 1/x

都道府県		管轄局 及び整理番号	
登録番号及び年月日			
氏名又は名称 代表者の氏名 (法人の場合)			
住所			
資本の額又は出資の総額			
主たる営業所の名称			
主たる営業所の連絡先	(電話) (FAX) (E-mail)		
主たる営業所の所在地			
発券・非発券の別	発券・非発券	発券許可番号及び年月日	
倉庫の棟数及び 所管面(容)積	有効面積の合計		
	1類倉庫	棟	m2
	2類倉庫	棟	m2
	3類倉庫	棟	m2
	野積倉庫	区	m2
	水面倉庫	区	m2
	貯蔵槽倉庫	基	m3
	危険品倉庫		
	冷蔵倉庫	棟 m3(うちF級	棟 m3、C級

< 営業所の概要 > γ/x

営業所所在都道府県		管轄局 及び整理番号	
営業所の名称			
営業所の所在地			
営業所の連絡先	(電話) (FAX) (E-mail)		
倉庫の棟数及び 所管面(容)積	有効面積の合計		
	1類倉庫	棟	m2
	2類倉庫	棟	m2
	3類倉庫	棟	m2
	野積倉庫	区	m2
	水面倉庫	区	m2
	貯蔵槽倉庫	基	m3
	危険品倉庫		
	冷蔵倉庫	棟 m3(うちF級	棟 m3、C級

(営業所所管倉庫の概要)

設置登録番号 及び年月日	名称	類別	所在地	倉庫面(容)積	主要構造	所有・借 庫の別	保管物品 の種類	備考

注) 「倉庫の棟数及び所管面積」中「危険品倉庫」の欄については、建屋又は野積により危険品を保管するものにあつては、面積立てで、貯蔵槽により危険品を保管するものにあつては容積立てで記載すること。
トランクルームにあつては、構造基準上対応する倉庫の欄に括弧書きでトランクルームの面積又は容積を記入すること。

○施行規則等運用方針

[3] 営業の登録の申請 (則第 2 条)

7 登録簿の作成 (則第 3 号様式)

7-2 総括表

チ 「主たる営業所の連絡先」の欄には、主たる営業所の電話番号及びファックスを有する場合はその番号を、電子メールアドレスを有する場合はそのアドレスを記載すること。

図表 1-⑥ 「倉庫施設等変更登録申請書」の様式

○ 施行規則等運用方針

〔6〕 変更登録（則第4条）

3 申請書及び添付書類

3—1 申請書（則第4条第1項）

次の様式により作成させること。

倉庫施設等変更登録申請書

年 月 日

○○運輸局長 殿

住所
氏名 法人にあつては、名称
及びその代表者の氏名

下記のとおり倉庫施設等を変更したいので、倉庫業法施行規則第4条第1項の規定により、関係書類を添えて倉庫業法第7条第1項の変更登録を申請します。

記

- 1 変更に係る倉庫の名称及び位置
- 2 変更に係る倉庫を所管する営業所の名称及び位置
- 3 変更しようとする事項
- 4 変更予定期日

（規則第四条第三項の規定の適用を受けようとする場合の記載例）

なお、本申請は○○年○月○日において登録を受けた施設を使用するが、登録後当該施設に変更が無い旨確認したことから、本申請書に係る添付書類を省略する。

図表 1-⑦ 「軽微な変更届出書」の様式

○ 施行規則等運用方針
 [7] 軽微な変更の届出 (則第4条の2)
 3 届出書及び添付書類
 3-1 届出書 (則第4条の2第2項)
 次の様式により作成させること。

軽微変更届出書

年 月 日

○○運輸局長 殿

住所
氏名 法人にあつては、名称
及びその代表者の氏名

下記のとおり倉庫施設等を変更したので、倉庫業法施行規則第4条の2第2項の規定により、関係書類を添えて倉庫業法第7条第3項の届出をします。

記

1 変更に係る営業所の名称及び位置
 2 変更に係る倉庫の名称及び位置
 3 変更の内容
 4 変更を行った日

図表 1-⑧ 「役員変更届出書」の様式

○ 「施行規則等運用方針」
 [30] 届出書の提出 (則第24条第2項～第4項)
 3 届出書及び添付書類
 3-1 役員変更届出書 (則第24条第2項)
 イ 届出書
 次の様式により作成させること。

役員変更届出書

年 月 日

○○運輸局長 殿

住所
名称及び代表者の氏名

下記のとおり役員の変更があったことから、倉庫業法施行規則第24条第2項の規定により、関係書類を添えて届出書を提出します。

記

1 変更した役員の氏名
 2 事実の変更した日

<p>ロ 新たに役員となった者が欠格事由に該当しない旨の宣誓書（則第24条第2項） 〔3〕 2—9参照のこと。</p> <p>ハ <u>役員の変更と同時に代表者が変更される場合は、代表者の氏名の変更の届出書（〔7〕 1ロ参照）中において、役員の変更内容について言及することにより、両者をまとめて届け出ることとしても差し支えない。</u></p>
--

(注) 下線は当局が付した。

図表 1-⑨ 倉庫業法上の権限の委任関係（一部抜粋）

権 限 者	事 務
地方運輸局長へ権限が委任されているもの	登録の実施（倉庫業法第5条） 登録の拒否（第6条） 変更登録等（第7条）
倉庫の有効面積の合計により権限者が異なるもの	登録（第3条） 登録の申請（第4条） 業務改善命令（第15条） 営業等の廃止（第20条） 営業の停止及び登録の取消し（第21条） 登録等の抹消（第24条）
国土交通大臣又は地方運輸局長が権限者であるもの	報告及び検査（第27条第1項）

(注) 倉庫業法等の規定に基づき、当局が作成した。

図表 1-⑩ 「事故届出書」の様式

<p>○「施行規則等運用方針」 〔30〕 届出書の提出（則第24条第2項～第4項） 3 届出書及び添付書類 3—3 事故届出書（則第24条第4項） 次の様式により作成させること。</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">事 故 届 出 書</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>○○運輸局長 殿</td> <td>住所 氏名 法人にあつては、名称 及びその代表者の氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>下記のとおり事故が発生したことから、倉庫業法施行規則第24条第4項の規定により届出を します。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">記</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1 事故の発生した日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 事故の発生した倉庫の名称及び位置</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 事故の概要</td> </tr> </table>	事 故 届 出 書			年 月 日	○○運輸局長 殿	住所 氏名 法人にあつては、名称 及びその代表者の氏名	<p>下記のとおり事故が発生したことから、倉庫業法施行規則第24条第4項の規定により届出を します。</p>		記		1 事故の発生した日		2 事故の発生した倉庫の名称及び位置		3 事故の概要	
事 故 届 出 書																	
	年 月 日																
○○運輸局長 殿	住所 氏名 法人にあつては、名称 及びその代表者の氏名																
<p>下記のとおり事故が発生したことから、倉庫業法施行規則第24条第4項の規定により届出を します。</p>																	
記																	
1 事故の発生した日																	
2 事故の発生した倉庫の名称及び位置																	
3 事故の概要																	

図表 1-⑪ 重大事故等発生の場合の第一報

<p>倉庫業法第11条により、倉庫業者は倉庫管理主任者を選任し、倉庫における火災の防止などの倉庫管理業務を行わせなければなりません。</p> <p>※倉庫管理主任者の業務については、倉庫業法施行規則等運用方針〔11〕3及び別冊「倉庫管理主任者マニュアル」をご参照下さい。</p>	<p>緊急連絡網の整備</p> <p>火災・事故発生時の緊急連絡網には、必ず運輸局物流課直通電話等を記載し、いざというときは迅速な連絡をお願いいたします。</p>
<p>下記の「重大事故等」発生の場合は、消防・警察への連絡に続き、<u>速やかに</u>運輸局等に第一報願います。</p> <p>①倉庫の火災（死傷者が発生した場合）</p> <p>②倉庫における労働災害（死亡者が発生した場合）</p> <p>③危険品倉庫からの危険物の漏洩事故</p> <p>④その他以下に掲げる場合を含む倉庫における事故等であって社会的影響が大きく報道される可能性がある場合</p> <ul style="list-style-type: none">・倉庫の火災（死傷者が発生した場合を除く）・倉庫の損壊等であって受寄物に影響を及ぼし又は及ぼす恐れのある場合・受寄物の盗難	

(注)「倉庫業登録申請の手引き」(16ページ)に基づき当局が作成した(下線も当局)。

図表 1-⑫ 関東運輸局管内倉庫業者数の推移

都 県	事 項	平成 27 年度 (a)	28 年度	29 年度	30 年度 (b)	27 年度～30 年度の間の増加 (b-a)
東京都	事業者数	551	557	569	584	33
	普通倉庫	465	472	483	494	29
	冷蔵倉庫	86	85	86	90	4
神奈川県	事業者数	240	248	258	261	21
	普通倉庫	198	206	214	217	19
	冷蔵倉庫	42	42	44	44	2
埼玉県	事業者数	292	309	323	334	42
	普通倉庫	267	282	294	304	37
	冷蔵倉庫	25	27	29	30	5
群馬県	事業者数	151	156	158	165	14
	普通倉庫	141	146	148	154	13
	冷蔵倉庫	10	10	10	11	1
千葉県	事業者数	225	238	249	263	38
	普通倉庫	180	193	203	217	37
	冷蔵倉庫	45	45	46	46	1
茨城県	事業者数	167	173	178	186	19
	普通倉庫	144	149	153	161	17
	冷蔵倉庫	23	24	25	25	2
栃木県	事業者数	102	103	107	115	13
	普通倉庫	94	95	99	106	12
	冷蔵倉庫	8	8	8	9	1
山梨県	事業者数	34	34	34	34	0
	普通倉庫	28	28	28	28	0
	冷蔵倉庫	6	6	6	6	0
計	事業者数	1,762	1,818	1,876	1,942	180
	普通倉庫	1,517	1,571	1,622	1,681	164
	冷蔵倉庫	245	247	254	261	16

(注) 1 平成 27 年度～29 年度は関東運輸局の資料に基づき当局が作成し、30 年度は当局の調査結果による。

2 事業者数は、各都県に主たる営業所を置くものの数である。

図表 1-⑬ 関東運輸局管内の営業倉庫状況（平成 30 年度）

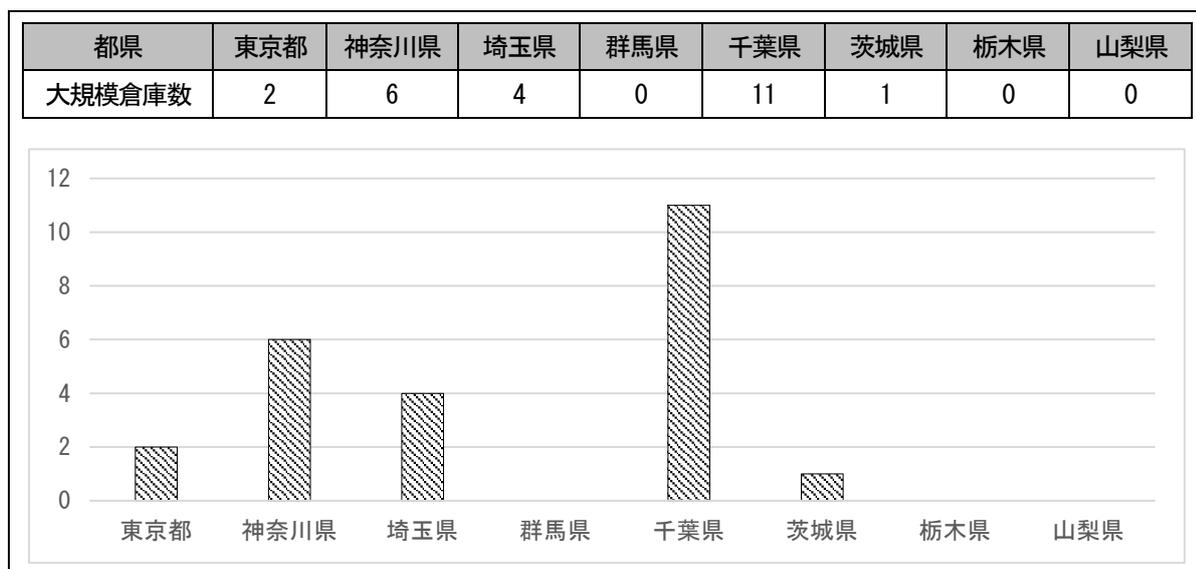
都 県	1～3類倉庫	野積倉庫	貯蔵そう倉庫	危険品倉庫		冷蔵倉庫
	面積（㎡）	面積（㎡）	容積（㎡）	面積（㎡）	容積（㎡）	容積（㎡）
東京都	4,812,881 (946)	164,288 (18)	103,749 (1)	3,346 (16)	2,570 (9)	3,724,296 (241)
神奈川県	6,429,245 (1,001)	371,052 (76)	1,045,143 (65)	114,863 (150)	304,493 (206)	5,042,034 (323)
埼玉県	5,653,295 (1,125)	61,827 (25)	11,879 (3)	45,124 (86)	7,968 (9)	2,284,440 (180)
群馬県	1,902,505 (571)	8,561 (2)	0 (0)	24,915 (31)	320 (3)	327,631 (40)
千葉県	6,922,944 (979)	296,391 (39)	780,525 (152)	43,700 (70)	423,885 (206)	1,931,071 (178)
茨城県	2,739,644 (680)	70,343 (22)	1,340,831 (107)	55,444 (74)	9,218 (9)	757,466 (101)
栃木県	1,369,508 (397)	61,631 (8)	0 (0)	11,375 (27)	140 (1)	187,386 (36)
山梨県	108,797 (91)	942 (1)	3,115 (1)	576 (3)	0 (0)	94,515 (26)
計	29,938,819 (5,790)	1,035,035 (191)	3,285,242 (329)	299,343 (457)	748,594 (443)	14,348,839 (1,125)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 () 内は、倉庫数（冷蔵倉庫については温度帯ごとの区画数）である。

図表 1-⑭ 関東運輸局管内の都県別大規模（5万㎡以上）営業倉庫数（令和元年5月時点）

(単位：棟)



(注) 当局の調査結果による。

図表 1-⑮ 関東運輸局管内の倉庫業の登録、廃止、変更登録等の推移（平成 28～30 年度）

区 分	平成 28 年度	29 年度	30 年度
① 倉庫業の新規登録数	64	71	59
② 倉庫の新規登録数	74	78	81
③ 営業等の廃止の届出数	73	64	65
うち営業の全部廃止	16	13	9
うち営業の一部廃止	57	51	56
④ 登録の取消し件数	0	0	0
⑤ 登録の抹消件数（③+④）	73	64	65
⑥ 変更登録件数	279	261	369
うち倉庫の耐火構造化や防火シャッターの 設置など防火対策関連件数	0	0	0
⑦ 軽微な変更の届出数	282	251	254

（注） 当局の調査結果による。

図表 1-⑯ 軽微な変更の届出の状況等

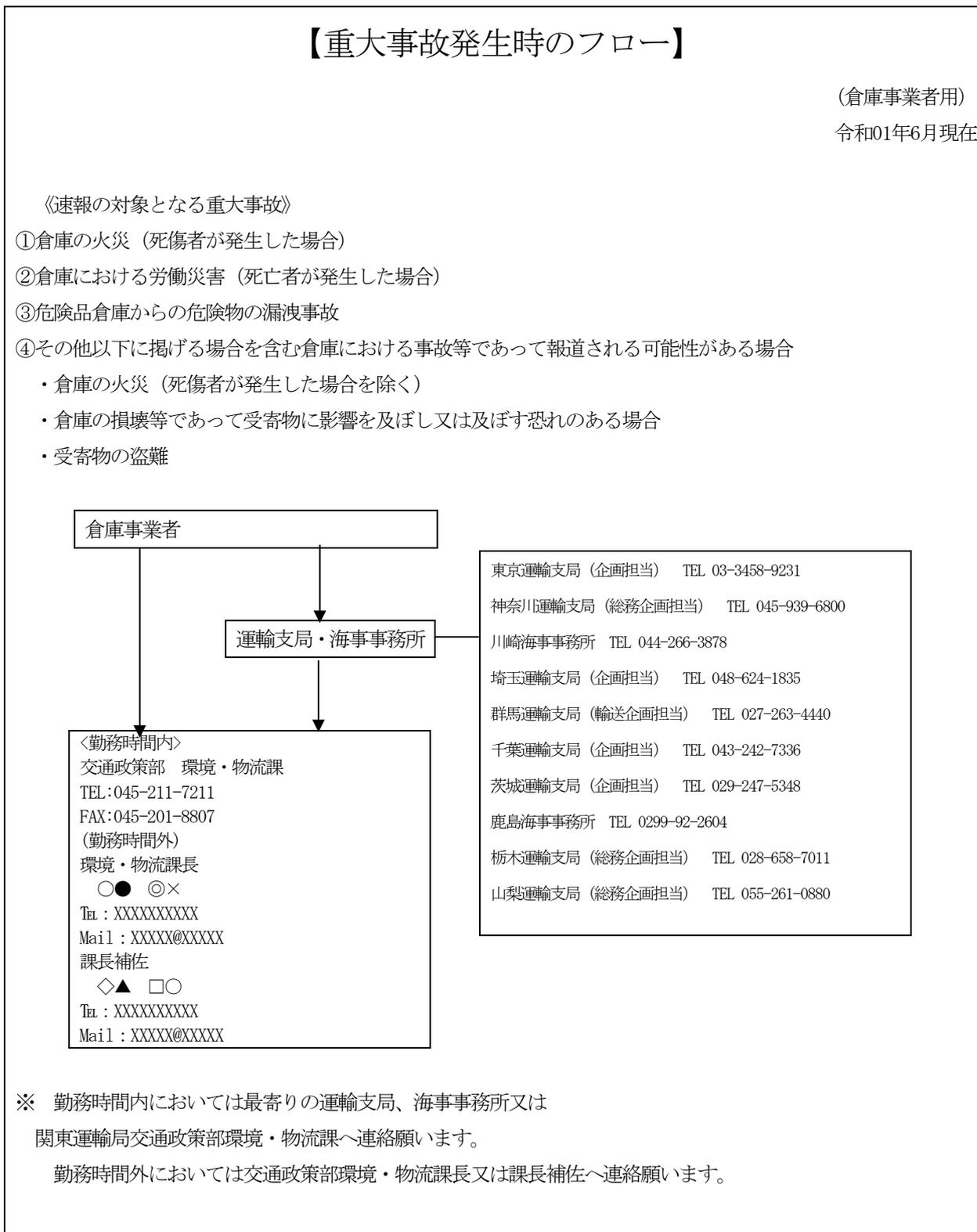
倉庫業者	軽微な変更の内容	軽微な変更の生じた年月日	軽微な変更届出年月日	変更の生じた日から届出までの日数	指導等の状況
a 社	営業所の名称の変更	平成 31 年 3 月 4 日	同年 3 月 28 日	24 日	(法定期間内)
b 社	営業所・倉庫・法人の住所、代表者氏名の変更	31 年 3 月 15 日	同年 3 月 27 日	12 日	(法定期間内)
c 社	倉庫の所在地の変更	31 年 3 月 15 日	同年 3 月 27 日	12 日	(法定期間内)
d 社	代表者の変更	30 年 7 月 1 日	31 年 3 月 29 日	<u>271 日</u>	関東運輸局に届出。受理時に「今後は提出期日を守るよう」口頭指導
e 社	代表者、取締役の変更	31 年 2 月 5 日	同年 3 月 22 日	<u>45 日</u>	群馬運輸支局に届出。受理時に「今後は提出期日を守るよう」口頭指導
f 社	資本金の額の変更	31 年 2 月 28 日	同年 3 月 26 日	26 日	(法定期間内)
g 社	倉庫を所管する営業所の変更	31 年 3 月 15 日	同年 3 月 22 日	7 日	(法定期間内)
h 社	倉庫の名称変更	31 年 3 月 11 日	同年 3 月 20 日	9 日	(法定期間内)
	営業所の所在地の変更	31 年 3 月 11 日	同年 3 月 20 日	9 日	(法定期間内)
	倉庫の名称変更	31 年 3 月 11 日	同年 3 月 20 日	9 日	(法定期間内)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 倉庫業法第 7 条第 3 項の規定により、「軽微な変更をしたときは、その日から 30 日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない」とされている（施行令第 2 条第 1 項第 3 号の規定により、地方運輸局長に委任）。

3 「e 社」の「取締役の変更」について、施行規則等運用方針の「役員の変更と同時に代表者が変更される場合は、代表者の氏名の変更届出書（〔7〕1 ロ参照）中において、役員の変更内容について言及することにより、両者をまとめて届け出ることとしても差し支えない」との規定による（〔30〕3-1 ハ）。

図表 1-⑱ 重大事故発生時のフロー（倉庫協会に配布）



（注）関東運輸局の資料に基づき当局が作成した。

図表 1-⑱ 火災事故の事故届出書提出状況等（平成 25 年度以降）

No	倉庫業者	火災事故の発生から届出までの所要日数
1	U 社	11日
2	V 社	9日
3	W 社	12日
4	X 社	12日
5	Y 社	6日
6	Z 社	13日

(注) 当局の調査結果による。

図表 1-⑲ 「第一報」の例

Z社の倉庫火災について	
<p>担当者：Z社 A氏 TEL：××××××××××</p> <p>第1報 ▽月N日 14時15分頃（Z社→局に入電）</p> <p>（概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（地名）にある倉庫の○階から出火。現在も消火活動中。 ・Z社の従業員は点呼を行い全員の無事を確認。 ・消火活動中のため寄託物の被害状況などは不明。 ・外観から見る限り、○○あたりからの出火の可能性。 <p>平成□◆年▽月N+1日 Z担当者より聴取</p> <p>状況：▽月N日22：30分鎮火により消火活動終了。</p> <p>消防・警察は警戒のため待機</p> <p>現在建物内は立ち入り禁止</p> <p>▽月N+1日9：30より警視庁による現場検証の予定</p> <p>亡くなられた○名については現在警察による身元の確認中</p> <p>火災原因については不明</p> <p>寄託物については、立ち入り禁止のため確認できず被害状況は不明</p> <p>停電中のため復帰後確認する</p>	<p>平成□◆年▽月N+13日 Z社担当者より聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出火場所 倉庫○階の荷さばき場 ・出火原因 消防の調査が▽月N+9日、警察の捜査が▽月N+10日に終了したが今日現在で出火原因は知らされていないため不明。 ・被害者等○名 <p>Z社の従業員に被害無し。</p> <p>その他被害者は今のところ無し。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄託物○階○○にあった入出庫作業中の寄託物については焼失。1階～○階荷さばき場の入出庫中だった寄託物については事故後施設内へ入ることが出来なかったため置きっ放しとなってしまったため廃棄処分。 ○階の寄託物については寄託者、寄託物の詳細について現在不明。

1～〇階の寄託物については寄託者や荷物の詳細については把握出来ている。

(注) 当局の調査結果による。

2 倉庫業者に対する指導監督の実施状況

(1) 関東運輸局による指導・監督の実施状況

調査結果	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>(立入検査等)</p> <p>倉庫業者に対する立入検査等については、倉庫業法の規定により、「国土交通大臣は、第1条の目的を達成するために必要な限度において、倉庫業を営む者に対して、その営業に関し報告をさせ、又はその職員に営業所、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる」(第27条第1項)とされており、「地方運輸局長も行うことができる」(施行令第2条第3項)とされている。</p> <p>また、同法において、「国土交通大臣は、倉庫業者の事業について倉庫の利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該倉庫業者に対し、第8条第2項及び第12条第2項に規定するもののほか、料金の変更その他の事業の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる」(倉庫業法第15条)とする「事業改善命令」の規定が設けられており、倉庫の有効面積の合計が10万㎡未満の倉庫業者について、地方運輸局長にその権限が委任(施行令第2条第1項第2号及び施行規則第1条第1項)されている。営業の停止及び登録の取消し(倉庫業法第21条)の規定についても、同様である。</p>	<p>図表1-①(再掲)</p>
<p>(倉庫管理主任者の選任)</p> <p>倉庫管理主任者は、平成14年の倉庫業法の改正において、「倉庫業者は、倉庫ごとに、管理すべき倉庫の規模その他の国土交通省令で定める基準に従って、倉庫の適切な管理に必要な知識及び能力を有するものとして国土交通省令で定める要件を備える倉庫管理主任者を選任して、倉庫における火災の防止その他の国土交通省令で定める倉庫の管理に関する業務を行わせなければならない」(第11条)とされ、その選任が義務付けられている。</p> <p>倉庫管理主任者の選任の義務付けについても、項目1のとおり、平成14年4月の参入規制の緩和(許可制から登録制へ)に併せて、従前審査していた事業の適確な遂行能力に変えて、より客観的な登録要件の一つとして設けられたものである。登録制を支える制度として、適切に選任され、有効に機能させる必要がある。「第11条の規定に違反して倉庫管理主任者を選任しなかった者」について、「50万円以下の罰金に処する」(倉庫業法第29条第3号)とされている。</p>	<p>図表1-①(再掲)</p>
<p>その倉庫管理主任者の選任については、施行規則第8条の規定により、「倉庫業者は、倉庫ごとに一人の倉庫管理主任者を置かなければならない」(本文)とされている。</p> <p>ただし、例外として、倉庫によって異なる取扱いもでき、①同一の敷地内に設けられている倉庫その他の機能上一体の倉庫とみなされる複数の倉庫(同条第1号)、②同一の営業所その他の事業所が直接管理又は監督している複数の倉庫(同一都道府県の区域内に存在するものに限る。)であつて、それらの有効面積(国土交通大臣の定める倉庫にあつては、その有効面積又は有効容積を国土交通大臣の定めるところにより換算した値)の合計(認定トラックルームが当該複数の倉庫に含まれる場合には、当該認定トラックルームに係る床面積の合計を除く。)が国土交通大臣の定める値(注)以下であるもの(同条第2号)については、「同一の者をもつて当該倉庫に係る倉庫管理主任者とすることができる」(同条ただし書き)</p>	<p>図表2-(1)-①</p>

<p>とされている。</p> <p>(注) 「国土交通大臣の定める値」は、1万㎡(倉庫業法第3条の登録の基準等に関する告示(平成14年国土交通省告示第43号)第20条第2項)</p> <p>(倉庫管理主任者の要件)</p> <p>倉庫管理主任者の要件については、施行規則第9条第1項の規定により、「次の各号のいずれかに該当する者でなければならない」とされ、①倉庫の管理の業務に関して2年以上の指導監督的実務経験を有する者(第1号)、②倉庫の管理の業務に関して3年以上の実務経験を有する者(第2号)、③国土交通大臣の定める倉庫の管理に関する講習を修了した者(第3号)、④国土交通大臣が①から③までに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者(第4号)が列記されている。</p> <p>また、倉庫業の登録申請時においては、施行規則第2条の規定により、登録申請書の添付書類の一つとして、「倉庫管理主任者の配置の状況及び当該倉庫管理主任者が第9条第1項各号に規定する要件のうちのいずれか一の要件を満たす者である旨を記載した書類」(施行規則第2条第2項第1号へ)が挙げられている。しかし、登録後の倉庫管理主任者の変更については、「国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない」事項(倉庫業法第7条第1項本文)や「軽微な変更」の届出事項(同条同項ただし書及び第3項並びに施行規則第4条の2第1項)の対象とされておらず、地方運輸局が把握する仕組みになっていない。</p> <p>なお、事業者団体に加入している事業者については、事業者団体が自主的に、「倉庫管理主任者名簿」を作成し、地方運輸局に提供している。</p> <p>(倉庫管理主任者の業務)</p> <p>倉庫管理主任者の業務については、施行規則第9条の2の規定により、①「次に掲げる業務の総括に関すること」(第1号)として、i)「倉庫における火災の防止その他倉庫の施設の管理に関すること」(イ)、ii)「倉庫管理業務の適正な運営の確保に関すること」(ロ)、iii)「労働災害の防止に関すること」(ハ)の3事項、②「現場従業員の研修に関すること」(第2号)とされている。</p> <p>(倉庫管理主任者マニュアル)</p> <p>国土交通省は、平成14年4月の倉庫業法改正(「許可制」から「登録制」へ)に併せて導入された「倉庫管理主任者」について、その浸透、定着を図るため、同人が通常行うべき業務を取りまとめた「倉庫管理主任者マニュアル」(17年10月国土交通省総合政策局、令和元年6月改訂)を作成し、ホームページ等で公開している。</p> <p>このマニュアルの使用目的について、「本マニュアルを参考として各倉庫施設の規模・実態に即したマニュアルを各自作成して頂くとともに、巻末の自主監査票により半年ないし1年ごとに各項目について定期的にチェックして頂き、業務の適正化にお役立て頂きますようお願い申し上げます」と記されている。</p> <p>本マニュアルの内容は、①倉庫管理主任者の業務(法令等抜粋)、②倉庫施設の管理に関する事項(消火器、消火栓、スプリンクラー等を含む。)、③火災防止に関する事項、④地震防災に関する事項、⑤倉庫管理業務の適正な運営に関する事項、⑥労働災害防止に関する事項、⑦現場従業員の研修に関する事項、⑧監査票(自主監査票:施設監査票、業務監査票、労働災害防止監査票、トランクルーム監査票、発券監査票)となっている。</p>	<p>図表2-(1)-① (再掲)</p> <p>図表1-①(再掲)</p> <p>図表2-(1)-① (再掲)</p> <p>図表2-(1)-②</p>
---	---

<p>(事業者団体)</p> <p>国土交通省の「倉庫業登録申請の手引き」(平成29年6月)は、倉庫業を始めようとする者に対し事前準備から登録申請書作成までのアウトラインを案内した上、事業者団体の活動についても紹介している。「普通倉庫」は一般社団法人日本倉庫協会(以下「日本倉庫協会」という。)、「冷蔵倉庫」は一般社団法人日本冷蔵倉庫協会の下、都道府県ごとに地区倉庫協会又は地区冷蔵倉庫協会が設置されており、上記「手引き」の中で、団体名、所在地、電話番号等が一覧表で整理されている。</p> <p>また、上記「手引き」では、①普通倉庫の事業者団体について、「下記事業者団体では、確認表の配布のほか、倉庫管理主任者研修会の開催、経営相談、会員相互の情報交換、営業倉庫のPR、主管行政庁等への要望などの諸活動をしております」(「事業者団体について①【普通倉庫】」)、②冷蔵倉庫の事業者団体について、「下記事業者団体では、確認表の配布のほか、経営相談、会員相互の情報交換、営業倉庫のPR、主管行政庁等への要望などの諸活動をしております」(「事業者団体について②【冷蔵倉庫】」)と、それぞれ紹介している。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、当局が関東運輸局における倉庫業者に対する指導監督、立入検査等の実施状況を調査した結果は、以下のとおりである。</p> <p>ア 指導監督の実施状況</p> <p>(イ) 倉庫業者への通知等による注意喚起、指導等の実施状況</p> <p>関東運輸局は、管内8都県ごとの地区倉庫協会及び地区冷蔵倉庫協会を通じて倉庫業者に対する注意喚起や指導等を行っている。</p> <p>このため、これら事業者団体に加入していない非会員の倉庫業者(注)に対して、必要な注意喚起、指導等が行われておらず、非会員の倉庫業者は、関係情報を得られないまま、業務を運営している状況にある。</p> <p>(注) 今回、調査対象とした埼玉県内及び千葉県内の倉庫業者について、各地区倉庫協会又は各地区冷蔵倉庫協会に加入している会員業者をみたところ、埼玉県は5割程度、千葉県は4割程度にとどまっていることから(図表2-(2)-④参照)、非会員の倉庫業者は、埼玉県5割程度、千葉県6割程度と半数以上を占めるものとなっている。</p> <p>○ 平成29年2月に発生した埼玉県三芳町の自家用倉庫の大規模倉庫火災を受けて、国土交通省本省は、地方運輸局担当課長等宛てに「営業用施設における業務の適正な遂行について」(平成29年2月20日付け事務連絡、総合政策局物流政策課参事官(物流産業)総合物流施設企画調整官)を発出し、「これを他山の石と受け止め、更なる業務遂行の適正化に努め、事故発生の根絶に繋げるよう、所管事業者に対し注意喚起」を行うよう求めた。また、同文書は、日本倉庫協会、一般社団法人日本冷蔵倉庫協会及び全国トラックターミナル協会にも発出された。</p> <p>さらに、関東運輸局は、同文書を添付の上、管内の地区倉庫協会(8協会)及び地区冷蔵倉庫協会(8協会)に対して通知文書を発出し、傘下会員に対する周知を要請したものの、地区倉庫協会等に参加していない非会員の倉庫業者に対しては、上記事務連絡を転送することなく、注意喚起も行われていない。</p> <p>このことは、非会員の倉庫業者には、本来、倉庫の安全管理に必要とみられる基本的な情報が周知されない運用となっていることが原因であると考えられる。</p>	<p>図表2-(1)-③</p> <p>図表2-(1)-④</p> <p>図表2-(1)-④ (再掲)</p>
---	---

(イ) 倉庫管理主任者講習会等を通じた指導等

関東運輸局は、日本倉庫協会及び地区倉庫協会が主催する「倉庫管理主任者講習会」(倉庫管理主任者の要件の一つである「国土交通大臣の定める倉庫の管理に関する講習を修了した者」(施行規則第9条第1項第3号)の「講習」に該当)に、職員を講師として派遣し、倉庫業及び関係法令等の研修を通じて指導等を行っているとしている。

また、地区倉庫協会及び地区冷蔵倉庫協会会員業者の中で、倉庫管理主任者講習会の修了者を対象に、フォローアップを内容とする研修に職員を講師として派遣し、同研修を通じて指導等を行っている。平成30年度には、「倉庫管理主任者に期待される役割と行政による監査について」と題する研修において、倉庫管理主任者の業務、行政による監査の目的、監査内容など7項目について講演し、研修を通じ指導したとしている。

これらの研修のうち、倉庫管理主任者講習会については、非会員の倉庫業者も参加できる。なお、当局が調査した非会員の4倉庫業者の中に、選任要件が国土交通大臣の定める倉庫の管理に関する講習を修了した者に該当する倉庫管理主任者が2人みられた。

イ 立入検査の実施状況

(ア) 倉庫業監査実施に当たっての規程

国土交通省は、倉庫業法第27条第1項及び施行令第2条第3項の規定に基づく立入検査に当たっては、「倉庫業監査要領」(平成14年7月11日付け国総貨施第36号)を定めて実施している。

その中で、監査の目標については、監査員は、倉庫の施設及び設備並びに倉庫業の営業に係る法令の遵守状況及び業務の運営状況を把握し、法令違反または不適正な業務運営については、その事由及びその対策を見出し、事業者に対し実効のある指導を行い、もって倉庫業の適正な運営を確保するものとするとし、監査の種類として、①「施設」(倉庫の構造及び設備等)、②「発券」(倉庫証券)、③「業務」(倉庫管理主任者の配置、料金属出等)、④「その他」を挙げている。

また、監査方法については、①定期監査(年度ごとに監査計画を定め、これに基づいて監査を行う。同計画の策定に当たっては、倉庫業法等の遵守状況、監査の実績、自主監査の実施状況等を勘案し、効率的な監査の実施に努める)、②臨時監査(倉庫業法に違反し、若しくは営業に関し不正な行為が行われているおそれがある状況を把握した場合等に行う。)、③特に必要があると認めるときは、この監査要領に基づかないで、または監査項目を特定項目に限定して監査を行うことができるとしている。

なお、監査班の編成については、監査は2名以上の監査員で行うものとしている。

さらに、監査事項については、施設監査、発券監査、業務監査及び無登録営業監査の4種類ごとに細かく定められている。例えば、施設監査では、①施設及び設備(倉庫の構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合するよう維持されているかどうかを監査。地盤の不同沈下等による倉庫の傾斜、倒壊のおそれの有無や必要な消火器具の有無など16事項)、②倉庫の種類と寄託貨物(寄託貨物が物品の種類に対応する倉庫に保管されているかどうかを監査。3事項)、③無登録倉庫(変更登録を受けないで営業倉庫に使用している倉庫があるかどうかを監査。2事項)としている。

加えて、監査結果については、①監査員は、監査の結果、現地において指導すること

が適当であると認めた事項について、事業者の指導を行うものとする。なお、この場合、指導に基づき改善した結果を後日速やかに事業者から報告させるものとする、②地方運輸局長は、監査員の報告に基づき必要と認める場合は、注意、警告又は行政処分を行うものとするとしている。さらに、法令違反など不適切な事実を確認した場合、事業者の指導を行うにとどまることなく、改善状況のフォローアップとして、後日速やかに事業者から報告させる旨を定めている。

(イ) 倉庫業監査の実施状況

倉庫業監査については、毎年度、国土交通省から倉庫業監査方針が示され、関東運輸局は、これに沿って、監査を実施している。

監査の対象とする倉庫業者については、①毎年度、倉庫業監査方針で示されるほか、②火災などの大規模事故があった事業者、新規事業者などを選定している。

平成 28 年度から 30 年度までの倉庫業監査方針における対象事業者の選定に関する指示内容をみると、①28 年度には、倉庫業法施行規則第 24 条第 5 項に基づく期末倉庫使用状況報告書及び保管残高報告書の提出を怠っている事業者を優先的に対象とする、②29 年度には、埼玉県三芳町の倉庫火災事故を受け、営業倉庫における同様の火災事故発生を防止するため、事業所の選定にあたっては有効面積が 5 万㎡以上の倉庫及びフルフィルメントセンター型の倉庫を所管する事業者を優先的に対象とする、③30 年度には、倉庫業法に基づく登録を受けずに寄託を行う事業者や、登録倉庫事業者でありながら、営業倉庫として登録していない倉庫において寄託を行う事業者等の倉庫業法違反に係る情報提供が後を絶たず、倉庫利用者の利益保護を脅かしかねない事態となっている。倉庫業の適正な運営を確保するため、違反行為が認められた場合は是正する必要があることから、外部からの情報等により違反行為が疑われる事例を確認された場合は、優先的に立入検査の対象とすることとされている。

(注) 施行規則第 24 条関係の様式について、「期末倉庫使用状況報告書」(第 8 号様式)、「受寄物入出庫高及び保管残高報告書」(第 9 号様式) とされている。

ただし、②及び③について、管内に該当する事業者がみられない場合、①と同様の事業者を選定することとされている。

期末倉庫使用状況報告書及び保管残高報告書について、国土交通省(総合政策局物流政策課)は、四半期ごとに取りまとめ、「倉庫統計季報」として公表している。

(検索手順) ホーム→「政策情報・分野別一覧」の「物流」→「基本情報」の「物流関連データ」→「所管統計」→「その他統計」の「倉庫統計季報」

(アドレス) https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_mm2_000007_2.html

関東運輸局は、倉庫業監査について、関東運輸局交通政策部環境・物流課物流施設係及び運輸支局等の倉庫業を担当する職員から 2 名選出(「関東運輸局 2 名」又は「関東運輸局 1 名及び運輸支局等 1 名」の編成)して実施している。

倉庫業監査の実施に当たっては、管轄、実施日、選定理由、事業者名、倉庫名及び所在地等を記載した倉庫業監査実施表を毎年度作成し、例年 10 業者程度を選定としている。

次に、平成 28 年度以降の倉庫業監査の実施状況をみると、監査実施数は、28 年度 9 棟(9 業者)、29 年度 10 棟(9 業者)。倉庫業監査方針を受け、全て 5 万㎡以上の倉庫)、

図表 2-(1)-⑤

30年度が16棟(10業者)となっている。また、監査対象とした倉庫の所在地をみると、営業倉庫数の多い東京圏(埼玉県、千葉県及び神奈川県)を中心とし、毎年、各都県2~6棟が選定されている。なお、平成29年度(10棟、9業者)には、倉庫業監査方針(有効面積が5万㎡以上の倉庫及びフルフィルメントセンター型の倉庫を所管する事業者)を基に選定したため、全てが東京圏3県の倉庫となっている。

また、関東運輸局は、限られた人員の中で行う監査であることから、日本倉庫協会の地区倉庫協会に加入しておらず、「自主監査」による情報等も得られない非会員の倉庫業者(新規登録)を中心に監査対象としつつも、火災事故を起こしたものは会員であっても対象としているとしている。実際、平成30年度の監査対象倉庫業者には、火災事故の発生を踏まえた監査対象の選定となっていた。

(ウ) 倉庫業監査の結果に基づく指摘

関東運輸局は、監査の結果、法令違反などが認められた場合、不利益処分(営業の停止、登録の取消し、事業改善命令等)、口頭注意等を行うこととしている。

同運輸局は、監査の終了後、指摘の有無にかかわらず、「監査実施結果報告書」(平成30年度は「監査実施結果」)を作成しており、平成28年度以降の監査結果に基づく指摘状況をみると、①「施設監査」では、29年度1件(1業者)、②「業務監査」で、28年度17件(7業者)、29年度10件(6業者)、30年度22件(7業者)の指摘を行っている。

具体的には、①倉庫業監査方針にも明記され、該当事業者を選定した結果、施行規則第24条第5項の規定に基づく期末倉庫使用状況報告書等「定期報告書の提出」が毎年度指摘(平成28年度3件、29年度1件及び30年度4件)、②「寄託約款の掲示」(倉庫業法第9条)も毎年度指摘(28年度3件、29年度2件及び30年度5件)、③「倉庫の種類」の掲示も毎年度指摘(28年度3件、29年度3件及び30年度4件)となっている。

また、「倉庫管理主任者の選任」(倉庫業法第11条)について、倉庫管理主任者の選任が明確となっていないものが、平成28年度に3件(3事業者、いずれも非会員の倉庫業者)指摘されている。この3件について、倉庫業の登録から監査日までの経過月数をみると、「2年1か月」1件(同一事業者の種類が異なる2倉庫)、「1年8か月」1件、「1年3か月」1件となっている。登録申請時には倉庫管理主任者が選任されていたものの、その後の人事異動等による倉庫管理主任者の選任が適切に実施されていない場合があるものとみられる。

ウ 倉庫管理主任者の選任状況の把握

関東運輸局は、倉庫管理主任者の選任状況について、倉庫業の登録申請書の添付書類から確認することができる。しかし、倉庫業者内の人事異動による交替や不在の状況について、法令上、変更の届出等の規定がなく、把握することができない。日本倉庫協会の地区倉庫協会の会員の場合、毎年、各地区倉庫協会から自主監査結果と併せて「倉庫管理主任者名簿」が提供される(項目2(2)イ参照)が、地区倉庫協会に加入していない非会員の倉庫業者について、同名簿の対象でない。

上記イ(ウ)のとおり、倉庫業監査においては「倉庫管理主任者の配置状況」が監査事項となっており、平成28年度の倉庫業監査において、「倉庫管理主任者の選任」の指摘が3

図表2-(1)-⑥

件（3事業者、いずれも非会員の倉庫業者）あり、「口頭注意」が行われた。このように、倉庫業監査の対象になった倉庫業者に関しては、事後的にチェックされることになる。

【改善所見】

関東運輸局は、倉庫業の安全管理の一層の向上を図る観点から、日本倉庫協会等に通知する情報のうち、安全管理に関するものについて、ホームページで公開して、全ての倉庫業者も確認できるようにする必要がある。この場合、本省の該当ページへのリンクを設定するなど、効率化も検討すること。

図表2-(1)-① 関係規定の抜粋

○ 倉庫業法

(事業改善命令)

第十五条 国土交通大臣は、倉庫業者の事業について倉庫の利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該倉庫業者に対し、第八条第二項及び第十二条第二項に規定するもののほか、料金の変更その他の事業の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(営業の停止及び登録の取消し)

第二十一条 国土交通大臣は、倉庫業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて営業の停止を命じ、又は第三条の登録を取り消すことができる。

- 一 この法律、この法律に基づく処分又は登録、許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- 二 第六条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつたとき。
- 三 営業に関し不正な行為をしたとき。

2 第六条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第二十八条の二 第二十一条第一項の規定による営業の停止の命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第一項の規定に違反して第四条第一項各号に掲げる事項を変更した者
- 二 第八条第二項、第十二条第二項、第十五条又は第二十五条の十第二項の規定による命令に違反した者
- 三～五 (略)

○ 施行規則

(倉庫管理主任者)

第八条 倉庫業者は、倉庫ごとに一人の倉庫管理主任者を置かなければならない。ただし、次に掲げる倉庫にあつては、同一の者をもつて当該倉庫に係る倉庫管理主任者としてすることができる。

- 一 同一の敷地内に設けられている倉庫その他の機能上一体の倉庫とみなされる複数の倉庫
- 二 同一の営業所その他の事業所が直接管理又は監督している複数の倉庫(同一都道府県の区域内に存在するものに限る。)であつて、それらの有効面積(国土交通大臣の定める倉庫にあつては、その有効面積又は有効容積を国土交通大臣の定めるところにより換算した値)の合計(認定トランクルームが当該複数の倉庫に含まれる場合には、当該認定トランクルームに係る床面積の合計を除く。)が国土交通大臣の定める値以下であるもの(倉庫管理主任者の要件)

第九条 倉庫業者の選任する倉庫管理主任者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 倉庫の管理の業務に関して二年以上の指導監督的実務経験を有する者
- 二 倉庫の管理の業務に関して三年以上の実務経験を有する者
- 三 国土交通大臣の定める倉庫の管理に関する講習を修了した者
- 四 国土交通大臣が第一号から前号までに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

2 倉庫業者は、次の各号のいずれかに該当する者を倉庫管理主任者として選任してはならない。

- 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 法第二十一条の規定による登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

(倉庫管理主任者の業務)

第九条の二 倉庫管理主任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 次に掲げる業務の総括に関すること。

- イ 倉庫における火災の防止その他倉庫の施設の管理に関すること。
 - ロ 倉庫管理業務の適正な運営の確保に関すること。
 - ハ 労働災害の防止に関すること。
- 二 現場従業員の研修に関すること。

(注) 下線は当局が付した。

図表 2-(1)-② 倉庫管理主任者マニュアル (抜粋)

本マニュアルの使用目的

本マニュアルは、倉庫管理主任者が通常行うべき業務を取りまとめたものです。

倉庫管理主任者は、本マニュアルを参考として、日々の施設点検、入出庫業務の管理監督業務等に役立てて下さい。その際、不備、不適合箇所等があった場合は、速やかに改善するとともに、従業員の研修等を通じて問題点の把握、改善措置を検討するなどして、火災の防止その他倉庫の適正な施設管理、倉庫管理業務の適切な運営、労働災害の防止等に努めて下さい。

なお、本マニュアルは標準マニュアルとして、倉庫管理主任者にチェックして頂きたい項目を幅広く網羅することを目指していることから、各倉庫管理主任者におかれましては、本マニュアルを参考として各倉庫施設の規模・実態に即したマニュアルを各自作成して頂くとともに、巻末の自主監査票により半年ないし1年ごとに各項目について定期的にチェックして頂き、業務の適正化に役立てて頂きますようお願い申し上げます。

規則第9条の2(1)イ関係

倉庫施設の管理に関する事項

建 物

屋 根

1 勾配屋根

- ① 屋根の棟や軒先などが波打っていないか。(小屋組にたわみがないか)
- ② 屋根瓦材がひび割れ、破損、ズレ、飛散したりしていないか。また、塗料の落ちや金属板の膨れや変形、錆などの発生がないか。
- ③ 屋根の上に異物がないか。
- ④ 庫内の野地板などに雨漏りによるシミや腐食がないか。

2 陸屋根

- ① 庫内天井面のコンクリートに亀裂や雨漏りのシミがないか。
- ② 屋上の手すり壁や塔屋の基部などに亀裂がないか。
- ③ 屋上の排水口にゴミなどが詰まっているか。
- ④ 屋上に雑草や異物がないか
- ⑤ 伸縮目地部分の充填材に劣化や破損がないか。

3 雨樋

- ① たて樋、軒樋などにズレ、脱落、破損、塗装おち、錆の発生がないか。
- ② 樋や溜マスに落ち葉やゴミが詰まっているか。
- ③ 壁などに雨水のあふれによるぬれた跡がないか。
- ④ 樋の庫内露出部分に防露被覆がしてあるか。

壁

1 鉄筋コンクリート、補強コンクリートブロック、レンガ、石等の壁

- ① 壁面に亀裂がないか（特に窓、出入口の四隅）
- ② 壁面の仕上げ材に、はく離、はく落がないか。
- ③ 壁面のコンクリートに脱落、鉄筋の露出がないか。
- ④ 庫内壁面や基部付近の床面にシミなど雨漏りの跡がないか。

2 鉄網モルタル塗りの壁

- ① 壁面が貨物の横圧で湾曲していないか。
- ② 壁面に亀裂、破損がないか。
- ③ 壁面の仕上げ材にはく離、はく落がないか。
- ④ 内壁に雨漏りの跡がないか。
- ⑤ 庫内下地板や基部付近の床面に、シミなど雨漏りの跡がないか。

3 PC板、ALC板、セメント成型板の壁

- ① 壁面に亀裂がないか。
- ② パネル接合目地のシーリング材（充てん材）に劣化による亀裂・はく離がないか。
- ③ パネル接合目地のズレ、隙間などがないか。
- ④ 庫内壁面や基部付近の床面にシミなど雨漏りの跡がないか。

4 金属複合板、石綿複合板の壁

- ① 壁面に塗装落ちや錆または亀裂がないか。
- ② 壁面が貨物の横圧で湾曲していないか。
- ③ パネル接合目地のシーリング材（充てん材）に劣化による亀裂・はく離がないか。
- ④ パネル接合目地のズレ、隙間などがないか。
- ⑤ 取り付け金具や取り付けビスに錆による腐食がないか。
- ⑥ 庫内壁面や基部付近の床面にシミなど雨漏りの跡がないか。

5 スレート板、金属板の壁

- ① 壁面に亀裂、割れ、脱落がないか。
- ② 壁面に塗装落ちや錆がないか。
- ③ フックボルトに錆による腐食がないか。
- ④ パッキングの劣化によるやせ縮みがないか。
- ⑤ 庫内下地板や基部付近の床面にシミなど雨漏りの跡がないか。

床

- ① 床に沈下、波打ち、傾斜がないか。（はいに異常な傾きがないか。）
- ② 床や梁がたわんでいないか。
- ③ 床や梁に亀裂がないか。
- ④ フォークリフト荷役などによる床の振動が大きくないか。
- ⑤ 床の仕上げ材に浮き上がり、はく離、鉄筋の露出、発錆がないか。
- ⑥ 床に落下物の衝撃などによる損傷がないか。
- ⑦ 床が摩耗していないか。
- ⑧ 荷重制限が見やすい位置に表示されているか。

基礎

- ① 一見して建物が傾斜したり沈下していないか。
- ② 屋根の棟や軒先が波打っていないか。
- ③ 倉庫建物周辺の地盤面に亀裂や段差が生じたり、陥没がないか。
- ④ 壁や腰壁の内外に亀裂が生じていないか。
- ⑤ 床に亀裂や波打ちが生じていたり陥没（1階床）していないか。
- ⑥ はいに異常な傾きがないか。
- ⑦ 建物の骨組みや筋かいなどに、異常変形やはずれがないか。
- ⑧ 出入口扉、シャッター及び窓の建て付けや開閉が不良となっていないか。

出入口、窓、防潮板

1 出入口

- ① シャッターや戸の開閉が円滑にできるか。
- ② シャッターの押しボタン、スイッチのふたの破損はないか。
- ③ シャッターや戸を閉めたとき異常な隙間やがたつきがないか。
- ④ 施錠が円滑にできるか。
- ⑤ シャッター、戸、枠などにフォークリフトなどによる損傷や変形がないか。
- ⑥ シャッターの降下位置に障害となる物品が置いてないか。

2 窓

- ① 開閉が円滑にできるか。
- ② 閉めたとき窓枠との間に異常な隙間がないか。
- ③ 施錠が円滑にできるか。
- ④ ガラスに破損がないか。
- ⑤ 盗難防止用の鉄格子などに異常がないか。
- ⑥ 隣接の建物に面した窓の防火戸などに異常がないか。
- ⑦ 地窓の防鼠用金網に異常がないか。
- ⑧ 防潮板の高さにより低い地窓などの防潮設備に異常がないか。
- ⑨ 窓の付近にシミなどの雨漏りの跡がないか。

3 防潮板

- ① 防潮板に指定設置場所は明記されているか、また適切な場所に保管されているか。
- ② 防潮板にゆがみが生じないよう保管されているか。
- ③ 付属の金物などが紛失していないか。
- ④ 防潮板及びその枠に歪みや亀裂などの異常がないか。
- ⑤ ゴムのパッキングが劣化、損傷、脱落などしていないか。
- ⑥ 砂袋等が使用できる状態で保管されているか。

設 備

1 換気設備（強制換気）

- ① 換気の障害となるものはないか。
- ② 貨物は通風を考えて積みつけられている。
- ③ 燻蒸用の目張りは除去してあるか。
- ④ 換気扇は円滑に回転し異常音や振動がないか。
- ⑤ ルーバー、ダンパーに異常がないか。
- ⑥ 換気扇に発錆やほこりの付着はないか。
- ⑦ 換気装置が雨漏りの原因になっていないか。

2 排水設備

- ① 排水設備から雨水があふれていることがないか。
- ② 点検蓋の上に物を置いていないか。
- ③ 排水溝の清掃は充分できているか。
- ④ 溜ますの底はきれい\にさらえてあるか。
- ⑤ 排水溝、溜ますの蓋や格子の損傷はないか。
- ⑥ 庫内に通じる排水口の防鼠金網などに異常がないか。

3 消火器

- ① 規定の本数が置かれているか。
- ② 歩行距離20m以下ごとに設置されているか。
- ③ 用途に適した消火器が置かれているか。
- ④ 容器の損傷、ホースの劣化等がないか。
- ⑤ 消火剤の有効期限は切れていないか。
- ⑥ 転倒のおそれがないか。

- ⑦ 消火器の前に物を置いていないか。
- ⑧ 正しい位置に設置されているか。
- ⑨ 標識がついているか。

4 消火栓

- ① ホースに損傷や劣化等がないか。
- ② ノズルはきちんとホースに接続されているか。
- ③ バルブに水漏れはないか。
- ④ 周囲に障害となる物を置いていないか。
- ⑤ 扉は容易に開閉できるか。
- ⑥ ホースは整頓されているか。
- ⑦ 表示灯は点灯しているか。
- ⑧ ポンプ室が物置になっていないか。
- ⑨ 貯水槽の水は適量か。
- ⑩ 凍結のおそれがないか。

5 連結送水管

- ① 送水口周囲に使用上障害となる物及び消防自動車の接近に障害となる物はないか。
- ② 放水口の周囲に障害となる物を置いていないか。
- ③ 収納箱に変形、損傷がなく、扉が容易に開閉できるか。

6 スプリンクラー

- ① 制御弁の前に物を置いていないか。
- ② ヘッドの周囲に60cm以上の空間が保たれているか。
- ③ 間仕切りや棚などの設置変更で、散水障害となっていないか。
- ④ 凍結のおそれがないか。

7 不活性ガス消火設備

- ① 使用上の注意事項が表示されているか。
- ② 避難誘導及び防護区画への立ち入り禁止の表示が見やすい位置に掲示されているか。
- ③ 選択弁及び復帰ボタンが定位置にあるか。
- ④ 操作箱表示灯が点灯しているか。
- ⑤ 避難口が確保されているか。

8 火災報知設備

- ① 電源スイッチは「ON」になっているか。
- ② 発信器の前に物を置いていないか。
- ③ 定期点検はきちんと行われているか。

9 誘導灯

- ① ランプは切れていないか。
- ② 誘導灯のカバーが破損していないか。
- ③ 誘導灯の見通しはよいか。
- ④ 非常用電源の機能は正常か。

10 避難通路

- ① 防火戸の機能は正常か。
- ② 避難通路に貨物を置いていないか。
- ③ 非常灯の機能は正常か。
- ④ 防火戸の閉鎖を妨げる物がないか。

11 受変電室の施錠

- ① 屋内受変電室は施錠されているか。
- ② 屋外開放型受変電設備出入口扉は施錠されているか。
- ③ 屋外キュービクル受変電設備の扉は施錠されているか。

- ④ 小動物（鼠、猫、蛇など）や雑草、つる等が盤内に入り込まないように適切な閉鎖措置がとられているか。

1.2 電線

- ① 電柱（本柱、支柱、支線）に異常がないか。また、電線は大きなたるみを生じていないか。
- ② 電線管に損傷がないか。また、取り付け部に、はずれがないか。
- ③ 電線の接続部付近の被覆に焼けこげを生じている箇所がないか。

1.3 分電盤

- ① 外部に損傷、腐食及び汚損を生じていないか。また、扉は閉じているか。
- ② 計器類の指示は正常か。
- ③ パイロットランプは正常か。
- ④ 異音を発していないか。

1.4 照明設備

- ① 不点やちらつきがないか。
- ② 器具に損傷がないか。
- ③ 器具やランプは汚れていないか。
- ④ 器具から異常な高温や異音を発していないか。
- ⑤ 適切な照度が保たれているか。

1.5 通報、警報、表示設備

- ① 非常ベル、通報器等の設備に異常がないか。

1.6 その他の設備

- ① 避雷装置に損傷や取り付けのゆるみがないか。
- ② タコ足配線をしていないか。

定温倉庫

1 出入口

- ① 扉は通常閉めてあるか。
- ② 扉の開閉は円滑にできるか。
- ③ 扉を閉めた時に異常な隙間やがたつきがないか。
- ④ 扉を開けた時にエアカーテンが効果的に働いているか。

2 床、壁、天井

- ① 壁面や床面、天井面にシミはないか。
- ② 壁面や天井面の断熱材に損傷やはく離がないか。
- ③ 断熱材を覆う耐火コートや金属板等に損傷やはく離がないか。

3 空調・給排水等設備

- ① 空調機のフィルターに目詰まりがないか。
- ② 温湿度記録計に誤差はないか。
- ③ 設定温湿度を保っているか。
- ④ ドレンパンに水が溜まっていないか。
- ⑤ ドレン管から水が漏れていないか。
- ⑥ 異常な音や振動はないか。
- ⑦ 空調機の電気使用量に著しい変化がないか。
- ⑧ 庫内消火栓配管に結露対策が施されているか。

4 電気設備

- ① 壁貫通ケーブル回り及び配電盤等に結露がないか。

5 貨物の扱い付け

- ① 貨物が空調機、ダクト、給排水管と接触していないか。
- ② 空調機をふさぐような高さまで貨物を積み上げていないか。
- ③ 貨物と壁面の間には適当な空間が確保されているか。

構内

1 野積み倉庫

- ① 野積み倉庫は1.5m以上の高さの強固な塀などで囲われているか。また、構内野積み倉庫の位置は白線などで明示されているか。
- ② 照明装置に異常がないか。
- ③ 非常ベル、通報器等の設備に異常はないか。

2 擁壁

- ① 亀裂がないか。
- ② ふくらみがないか。
- ③ 石組などにゆるみがないか。
- ④ 擁壁上部付近の地表面に亀裂がないか。

3 コンクリート塀など

- ① 亀裂や破損がないか。
- ② 傾斜していないか。

4 鉄柵など

- ① 曲がったり折れたりしていないか。
- ② 塗装が落ちたり、錆を生じていないか。

5 舗装

- ① 部分的に沈下して水はけが悪くなっていないか。
- ② 亀裂や割れがないか。

6 その他

- ① 構内は整理整頓、清掃されているか。

規則第9条の2(1)イ関係

火災防止に関する事項

倉庫火災の特色

倉庫は①庫内に大量の可燃物を収容している、②一般の建物に比較して出入口や窓などの開口部が非常に少ない、③大きな建物の割に従業員が少ない、という特色を持っているため、火災が発生した場合、次のような事態となり、時には大きな損害を被る事がある。

- 発見が遅れがちである。
- 火災で停電になると庫内が真っ暗になる。
- 初期消火活動や通報が遅れがちである。
- 十分な排煙設備がないと庫内に煙が充満する。
- 熱がこもり庫内が高温化し、フラッシュオーバーやバックドラフトが起こりやすい。
- 火災がある程度進むと、スプリンクラーや屋内消火栓では太刀打ちできない程度の激しい燃焼、発熱になることがある。
- 避難が遅れると煙による人身事故の恐れが大きい

工事中の火災予防対策

改装工事をするときの注意事項

- (1) 倉庫内では、溶接、溶断、グラインダー切断等の工事は原則として行わない。
- (2) やむを得ず行うときには次のことを実行する。
 - ① 施工者から作業予定表を提出させる。
 - ② 施工者と防火管理者が作業工程等について十分な連絡を行い、喫煙の管理など適切な措置をとる。
 - ③ 保管貨物の近くで溶接等の作業は行わない。特に可燃物には注意する。
 - ④ 火気使用の場合、周囲の保管貨物は移動する。
 - ⑤ 移動できない保管貨物は、不燃材料でカバーし散水等の措置をする。
 - ⑥ 消火準備を万全にしておく。
 - ⑦ 工事は必ず倉庫側の立会人を配置する。
 - ⑧ 工事終了後も定期的に巡回し、点検する。
- (3) 消防長または消防署長に届出する。
- (4) 保険会社へ忘れずに通知する、(修繕割増付保)
 - 工事が引き続き15日以上になるとき
 - 工事に火気を使用するとき

たばこによる火災予防対策

- (1) 倉庫及びその周辺では禁煙を徹底する。
- (2) 喫煙は指定場所とする。
 - 喫煙所は安全で見えやすいところに設置
 - 喫煙所の表示は見やすく、明確に
 - 喫煙所は整理・整頓・清潔に
 - 吸い殻の管理は完全に
 - 灰皿には水をはる
 - 一定時間に回収する
 - 最期まで見届ける
 - 近いところに消火用具を置く
- (3) 喫煙所以外での喫煙者には注意する。
 - たとえ上司でも同僚でも
 - お得意さんでも見学者でも
 - 外来の工事関係者でも
 - 外来の運転手さんでも

自然発火による火災予防対策

- (1) 危険物は、原則、危険品倉庫で指定数量未満の危険物等は消防法、高圧ガス保安法、自治体の条例等関係法令に照らして保管する。
- (2) 商品知識を豊富にして商品に最適な保管管理をする。
 - 商品名だけでなく商品の物性等を確認する
 - 商品の荷姿、性質、数量、倉庫の構造などをよく考えた保管を心がける
 - 倉庫内の換気、温度、湿度などに注意する
 - 「転倒無用」など積付け指定に注意する

粉塵による爆発事故予防

- (1) 粉塵の発生を抑制する
 - ① 建物及び機械設備の対策
 - 粉塵が堆積し難い構造、掃除しやすい構造の物を選定し、清掃をしやすいように設置
 - ダクト等は屈曲部を作らず、粉塵の堆積を防止
 - 粉塵の飛散防止措置、飛散粉塵の捕集装置の設置
 - ② 発生した粉塵の清掃の実施
- (2) 発火源対策として、火気使用を厳しく取り締まる
 - ① 溶接・溶断等裸火の禁止（作業時の火花に注意）
 - 設備稼働中における火気使用の禁止

- 構内禁煙
- ②機械設備の保守管理（始業点検、定期点検の励行）（摩擦熱の発生防止）
 - 軸受けの潤滑油管理
 - 機械設備の変形及び異常接触の防止
 - 異常摩擦の防止
 - 金属片の除去
- ③電気設備の保守管理（電気器具の熱、スイッチ操作時の火花等に注意）
 - 設備の保守点検
 - 適正負荷の維持
 - 防爆型又は防塵機器の使用
- ④静電気除去（機器内部に発生した静電気を完全に機器外部に逃すこと）
- ⑤自然発火防止
 - 原材料の長期保管の回避
 - 高温環境の回避

(3) 人的対策

- ①トップが安全ポリシーを明確にし、粉塵爆発についての知識と関心を持ち、責任体制を確立する。
- ②火気取締規則・手続、作業手順を定め守らせる。
- ③粉塵爆発の恐ろしさを教育する。
- ④規則、作業手順、機械設備の保守管理等について、教育・訓練をする。
- ⑤下請業者の教育も実施する。

(4) 爆発が起こった場合の被害の軽減対策

- ①建物の防火・耐火構造、防火間仕切りの設置
- ②作業場の粉塵の除去
- ① 木綿製の作業着の着用（化学繊維は熱溶解して皮膚に付着する）

漏電による火災事故

電気系統設備を定期的にチェックし、必要に応じて計器測定を行い、常に安全状態を保つ。

- ・分電盤のヒューズは必ず適正なものを使う
- ・照明コードには簡易なビニールコードなど使用しない
- ・コードとソケットつり付け付近がショートしないよう、これらの熱による劣化に注意する
- ・ソケットの取り付けは大丈夫か、ソケットの端子やハンダ付はゆるんでいないか注意する。
- ・埋め込み式白熱電灯で、器具内の熱が直接電線に伝わる可能性があるものは、耐熱電線を使用する。
- ・器具内が鼠や油虫の巣にならないように注意する。

指定可燃物の爆発による火災事故対策

化学製品、薬品などで取り扱い方法や性質がわからないものについては、荷主に問い合わせる、特に危険物、指定可燃物については、性質を熟知した上で、その取扱いに最前の方法をとる。

自動倉庫の火災防止対策

- ・倉庫外から火種が持ち込まれないよう、入庫口やラック内に監視カメラや赤外線センサー等で温度や炎をチェックする。
- ・スプリンクラーヘッドの配置及び数の再検討並びに新しい消火システムの導入。
- ・内部で確実に消火するためのスプリンクラーの機能強化をする。

放火による火災事故対策

- ・日頃整理整頓を励行し、倉庫の回りに廃材等燃えやすいものを置かない。
- ・倉庫軒下へのパレット保管等、やむを得ない場合は防災シート等で覆う。
- ・倉庫が無人になるときの警備体制を万全にする。
- ・ゴミは必ず収集日の朝に出す。（前日出しは絶対行わない）
- ・夜間、倉庫の周囲を照明で明るくする。

- ・扉や門扉等に破損等補修を必要とする箇所がある場合は、早急に修理を行う。
- ・夜間敷地内駐車中の車や荷役機械等からガソリンや軽油を抜き取られないよう、車両の管理を徹底する。

大規模火災の防止対策

防火シャッターを以下の観点から定期的に点検し、常に稼働できる状態を保つ。

- ①防火シャッターの閉鎖の支障となる物品の放置の状況
 - ・防火シャッターの閉鎖の支障となる物品が放置されていないか。
 - ②煙感知器、熱感知器及び熱煙複合式感知器の感知の状況
 - ・火災による煙若しくは火熱を感知し、適切な信号を発信する状態になっているか。
 - ③防火シャッターの閉鎖の状況
 - ・防火シャッターが煙感知器、熱感知器又は熱煙複合式感知器と連動して床面（閉塞面）まで降下することができるかどうか。
 - ④防火シャッターと交差するコンベヤー等に設けられる装置の作動状況
 - ・正常に作動するか。
- ※コンベヤー等を新設、改修した場合については、都度、点検の実施が必要。

その他

- ・化学製品、薬品等の性質、取扱い方法等について、不明事項は荷主に問い合わせしておく。
- ・防火戸の閉鎖に支障を来す場所及び防火戸の近くに保管貨物その他の物を置かない。
- ・通路、避難路、階段に保管貨物等は置かない。
- ・貨物を入庫する際には、投げ捨てタバコの火種の紛れ込みに注意する。
- ・電気器具や配線に接近してはい付けをしない。
- ・自然発火の恐れのある保管貨物については温度を測り換気を十分にする。
- ・粉塵による爆燃の恐れある保管貨物については、換気に注意しまた清掃は十分にする。
- ・危険物、高圧ガスは、危険品倉庫に保管しなければならない。（但し、危険物等の指定数量未満は除く）
- ・1類倉庫等で指定数量未満の危険物等を保管する場合は、指定数量未満となるよう管理する。
- ・指定可燃物、毒物・劇物の保管は、それぞれの法令に適合する方法で保管する。
- ・定期的に絶縁点検（壁を貫く部分の配線の絶縁状態等）、ブレーカーの点検等を実施する。
- ・裸電球は、火災保険倉庫特約で禁止されている。やむを得ず使用するときは、適当な防御設備をつける。
- ・建物に電線が接触していないか注意する。
- ・倉庫建物内の事務所、詰所等火気を使用する施設が関係法令に適合しているか点検する。
- ・防火戸が確実に作動するか点検する。
- ・フォークリフトには、排気筒からの火花を防止する装置をつける。
- ・消火用水は常に清潔に、かつ満タンにしておく。
- ・日常業務終了後、倉庫扉が完全に閉まっているか確認する。

（参考）自主監査票（施設監査票、業務監査票、労働災害防止監査票）

施設 監 査 票

営業所名				監査年月日	年 月 日
所在地				倉庫管理主任者名	
登録年月日及び番号	倉庫の名称	種別	所有庫 借庫	面積	主要構造・階数

監査事項	監査結果	改善措置
1. 地盤の沈下等により倉庫の傾斜、倒壊の恐れがないか。	有 ・ 無	
2. 外壁及び間仕切り壁に老朽、破損、亀裂、脱落または漏水している箇所がないか。	有 ・ 無	
3. 屋根に老朽、破損、亀裂又は漏水している箇所がないか。	有 ・ 無	
4. 床に破損、沈下又は亀裂している箇所がないか。	有 ・ 無	
5. 倉庫が事務所、工場等に隣接している場合、災害防止上有効な構造又は設備を有しているか。	有 ・ 無	
6. 倉庫の設けられている建物内に事務所が有る場合、防火上有効な措置が講じられているか。	有 ・ 無	
7. 必要な消火設備を有しているか。また、その設備は適切に維持されているか。	有 ・ 無	
8. 盗難防止設備（照明装置、警備業務用機械装置等）を有しているか。また、その設備は適切に維持されているか。	有 ・ 無	
9. 防そ設備を有しているか。また、その設備は適切に維持されているか。	有 ・ 無	
10. 排水設備を有しているか。また、その設備は適切に維持されているか。	有 ・ 無	
11. 指定可燃物並びに毒・劇物を保管している場合は、それに関する表示をしているか。	有 ・ 無	
12. 周囲のへい、さく、築堤等に破損している箇所が無いのか。 (野積、水面)	有 ・ 無	
13. 倉庫の種類に対応しない寄託貨物を保管していないか。	有 ・ 無	
14. 登録又は変更登録を受けた倉庫以外の場所で寄託貨物を保管していないか。	有 ・ 無	
15. 変更登録を受けないで倉庫の主要構造を変更している箇所がないか。	有 ・ 無	
16. 軽微変更届け出をしないで倉庫の主要構造以外の構造を変更している箇所がないか。	有 ・ 無	
※17. 防火シャッターの開鎖の支障となる物品が放置されていないか。	適 ・ 不適	

※18. 煙感知器、熱感知器及び熱煙複合式感知器が火災による煙若しくは火熱を感知し、適切な信号を発信する状態になっているか	適 ・ 不適	
※19. 防火シャッターが煙感知器、熱感知器又は熱煙複合式感知器と連動して床面(閉塞面)まで降下することができるか。	適 ・ 不適	
※20. 防火シャッターと交差するコンベヤー等に設けられる装置が正常に作動するか	適 ・ 不適	
21. その他	有 ・ 無	
総 評		

※ 床面積が3,000㎡を越える倉庫の場合、建築基準法上の規定により作成された維持保全計画に基づき点検が行われる事項については記載不要

業 務 監 査 票

営業所名		監査年月日	年 月 日
所在地		倉庫管理主任者名	

1. 受託業務

監査事項	監査結果	改善措置
1. 寄託申込書及び印鑑票が提出されているか。	適 ・ 不適	
2. 寄託申込書の印鑑と届出印鑑票の印鑑が一致しているか。	適 ・ 不適	
3. 寄託申込書に必要な事項〔倉庫寄託約款（以下「約款」という）第8条第1項参照〕が記載されているか。	適 ・ 不適	
4. 寄託価格が適正か。	適 ・ 不適	
5. 火災保険の付保手続きは正確に行なわれているか。	適 ・ 不適	
6. 付保していない場合、その意思表示が寄託申込書（寄託契約書を含む）に記載されているか。	適 ・ 不適	
7. 寄託契約書を作成している場合、適切な内容となっているか。	適 ・ 不適	
8. 寄託引受けの制限（約款第7条参照）に該当する寄託貨物を保管していないか。	適 ・ 不適	

9. その他	有 ・ 無	
総 評		

2. 入庫業務

監査事項	監査結果	改善措置
1. 入庫伝票及び貨物保管台帳の内容が、寄託申込書に記載されている内容と一致しているか。	適 ・ 不適	
2. 入庫伝票に記載されている貨物は、確かに入庫しているか。	適 ・ 不適	
3. 入庫報告書に記載されている内容が、貨物保管台帳の内容と一致しているか。	適 ・ 不適	
4. 入庫業務に関する帳票・帳簿の管理は適切に行なわれているか。	適 ・ 不適	
5. その他	適 ・ 不適	
総 評		

3. 保管業務

監査事項	監査結果	改善措置
1. 在庫貨物は貨物保管台帳と一致しているか。	適 ・ 不適	
2. 貨物保管証書、保管貨物通帳又は在庫証明書を交付している場合、その記載事項が貨物保管台帳の内容及び当該貨物と一致しているか。	適 ・ 不適	
3. 貨物保管証書、保管貨物通帳又は在庫証明書の用紙の管理は適切に行なわれているか。	適 ・ 不適	
4. 現場の職員は、寄託貨物の種類、品質、取り扱い上の注意事項について知らされているか。	適 ・ 不適	
5. 寄託貨物の特性に適応した保管がなされているか。	適 ・ 不適	
6. 寄託貨物の荷崩れ防止等の安全対策がなされているか。	適 ・ 不適	
7. 庫内の整理、整頓及び清掃は行なわれているか、また、清潔に保たれているか。	適 ・ 不適	

8. その他	適 ・ 不適	
総 評		

4. 出庫業務

監査事項	監査結果	改善措置
1. 貨物受取証又はこれにかわるもの（出庫指図書、出庫依頼書等）が徴収されているか。（特に出庫指図が電話又は口頭による場合にも貨物受取証が徴収されているか）	適 ・ 不適	
2. 貨物受取証等に記載されている内容は、出庫伝票及び貨物保管台帳の内容と一致しているか。	適 ・ 不適	
3. 貨物受取証の印鑑と届出印鑑票の印鑑と一致しているか。	適 ・ 不適	
4. 出庫報告書に記載されている内容は、貨物保管台帳の内容と一致しているか。	適 ・ 不適	
5. 出庫業務に関する帳票・帳簿の管理は適切に行なわれているか。	適 ・ 不適	
6. 名義変更する場合の手続き（出庫手続き→ 入庫手続き）は適切に行なわれているか。	適 ・ 不適	
7. その他	適 ・ 不適	
総 評		

5. 料金業務

監査事項	監査結果	改善措置
1. 料金請求書に記載されている内容は正確か。	適 ・ 不適	
2. 料金の請求、收受に関する帳票・帳簿の管理は適切に行なわれているか。	適 ・ 不適	
3. その他	適 ・ 不適	
総 評		

6. 倉庫業法及び関係法令の遵守状況

監査事項	監査結果	改善措置
1. 寄託申込みを受ける場所に、約款、倉庫の種類、保管する物品の種類が、利用者の見やすいように掲示されているか。	適 ・ 不適	
2. 倉庫業法に基づく登録、届出及び報告事項の手続きは適正に行なわれているか。	適 ・ 不適	
3. 消防法に基づく指定可燃物、毒劇物の届出は行なわれているか。	適 ・ 不適	
4. その他関係法令の遵守は行なわれているか。	適 ・ 不適	
5. その他	適 ・ 不適	
総 評		

7. 一般管理体制等

監査事項	監査結果	改善措置
1. 受託、入庫、保管及び出庫に係る責任体制は明確にされているか。	適 ・ 不適	
2. 社印等の印鑑の管理・行使が適切に行われているか。	適 ・ 不適	
3. 防災（警備を含む）体制が整っているか。	適 ・ 不適	
4. 適正な保管・管理を行うために必要な職員教育は十分行なわれているか。	適 ・ 不適	
5. その他	適 ・ 不適	
総 評		

労働災害防止監査票

営業所名		監査年月日	年 月 日
所在地		倉庫管理主任者名	

監査事項	監査結果	改善措置
1. 危険物の保管・取扱い上の注意についての連絡は徹底しているか。	適 ・ 不適	
2. 荷役機械・設備は十分に保持、整備されているか。	適 ・ 不適	
3. 安全帽等の保護具は常時整備されているか。	適 ・ 不適	
4. 安全帽等の保護具は安全に装着されているか。	適 ・ 不適	
5. 現場職員に安全衛生についての意識が徹底しているか。	適 ・ 不適	
6. その他	適 ・ 不適	
総 評		

図表2-(1)-③ 倉庫業の事業者団体（「倉庫業登録申請の手引き」から抜粋）

事業者団体について①

【普通倉庫】

下記事業者団体では、確認表の配布のほか、倉庫管理主任者研修会の開催、経営相談、会員相互の情報交換、営業倉庫のPR、主管行政庁等への要望などの諸活動しております。加入等については、最寄団体へお問い合わせください。

団体名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX	
(社)日本倉庫協会	135-8443	東京都江東区永代1-13-3	倉庫会館内	03-3643-1221	03-3643-1252
道北倉庫協会	070-0010	旭川市宮下通12-1173	日本通運(株)旭川支店内	0166-23-5112	0166-23-2887
北見地区倉庫協会	090-0056	北見市即町3-8-2	日本通運(株)北見支店内	0157-36-1105	0157-36-8000
道東倉庫協会	084-0914	北海道釧路市西港2-101-13	日本通運(株)釧路支店内	0154-51-4141	0154-51-4250
帯広地区倉庫協会	080-2470	帯広市西20条南1-1-10	日本通運(株)帯広支店内	0155-41-1111	0155-41-1706
札幌倉庫協会	060-0807	札幌市北区北七条西4-5-1	伊藤110ビル7F	011-738-0071	011-738-0075
小樽倉庫協会 (北海道倉連)	047-0007	小樽市港町8-2	フタバ倉庫株内	0134-22-8945	0134-22-8941
苫小牧地区倉庫協会	053-002	苫小牧市晴海町43-53	苫小牧埠頭港運事業部営業企画グループ内	0144-57-6997	0144-57-8577
室蘭地区倉庫協会	051-0022	室蘭市海岸町1-98-1	室蘭開発(株)内	0143-24-2211	0143-24-0011
函館倉庫協会	040-0075	函館市万代町19-6		0138-41-3624	0138-41-3836
青森県倉庫協会	030-0801	青森市新町1-1-8	日本通運(株)青森支店内	0177-23-6021	0177-73-4042
岩手県倉庫協会	020-0127	盛岡市前九年2-13-5	日本通運(株)盛岡支店内	019-648-6611	019-648-6616
宮城県倉庫協会 (東北倉連)	984-0015	仙台市若林区即町5-5-1	倉庫会館内	022-236-7750	022-235-8348
福島県倉庫協会	983-8811	福島県郡山市方八町2-9-4	東日本倉庫(株)方八町倉庫内	024-941-5020	024-941-5021
秋田県倉庫協会	011-0945	秋田市土崎港西2-5-9	秋田海陸運送(株)内	018-845-0185	018-845-4229
山形県倉庫協会	990-0071	山形市流通センター4-1-2	山形陸運(株)内	023-633-2111	023-622-9982
新潟県倉庫協会 (北陸信越倉連)	950-0072	新潟市中央区竜が島1-11-10	日本海倉庫(株)内	025-246-1532	025-246-1532
長野県倉庫協会	394-0021	岡谷市郷田1-3-1	諏訪倉庫(株)内	0266-22-3535	0266-22-3072
富山県倉庫協会	934-0095	高岡市石丸704-13	八嶋(名)富山新港営業所内	0766-84-8758	0766-84-9393
石川県倉庫協会	921-8842	石川郡野々市町宇徳用町19		076-248-6681	076-248-6783
茨城県倉庫協会	319-1222	日立市久慈町1-3-10	日立埠頭株式会社内	0294-33-5255	0294-33-5325
栃木県倉庫協会	320-0811	宇都宮市大通り4-1-18	大同生命ビル1階日本通運神宇都宮支店内	0286-21-0614	0286-21-0584
群馬県倉庫協会	371-0805	前橋市南町3-24-5	城南ロイヤルマンション105号室	027-224-7529	027-224-4401
埼玉県倉庫協会	330-0063	さいたま市浦和区高砂2-13-19	浦和第二大栄ビル5階	048-822-2161	048-822-6351
千葉県倉庫協会	280-0834	千葉市中央区今井1-14-22	千葉日通ビル2階	043-497-5391	043-261-2001
山梨県倉庫協会	400-0035	甲府市飯田3-2-44	JA山梨会館南別館1階	055-222-3106	055-222-3367
東京倉庫協会 (関東倉連)	135-8481	東京都江東区永代1-13-3	倉庫会館2階	03-3641-5086	03-3630-8424
神奈川県倉庫協会	231-0006	横浜市中区南仲通2-24		045-201-2296	045-201-2297
静岡県倉庫協会	424-0942	静岡市清水区入船町14-12	アオキビル6階	0543-52-8001	0543-53-7160
東海倉庫協会 (中部倉連)	460-0008	名古屋市中区栄2-10-19	名古屋商工会議所ビル内	052-232-2277	052-203-9446
福井県倉庫協会	918-8013	福井市花堂東1-11-15	(株)ミツリ輸送センター2階	0776-34-2272	0776-34-1670
滋賀県倉庫協会	520-2144	大津市大萱1-18-14	本郷ビル2階	077-545-3900	077-543-3696
京都府倉庫協会	615-0042	京都市右京区西院東中水町17	京都府中小企業会館5階	075-311-3462	075-321-7501
奈良県倉庫協会	639-1115	大和郡山形町141-1	センコー(株)奈良倉庫営業所内	0743-56-8505	0743-56-9580
大阪倉庫協会 (近畿倉連)	550-0014	大阪市西区北堀江2-3-3	久竹ビル3階	06-6541-8505	06-6532-3687
和歌山県倉庫協会	641-0036	和歌山市西浜796-1	日本通運和歌山支店内	073-431-3104	073-428-2669
兵庫県倉庫協会	651-0086	神戸市中央区磯上通7-1-8	三宮インテスビル7階	078-230-2351	078-230-2371
岡山県倉庫協会	704-8164	岡山市東区光津700番地	岡山土地倉庫(株)本社ビル6階	086-948-5300	086-948-5301
広島県倉庫協会 (中国倉連)	732-0828	広島市南区京橋町1-23	三井生命ビル2階	082-261-1572	082-261-3232
鳥取県倉庫協会	680-0942	鳥取市湖山町東5-216	日本通運(株)鳥取支店内	0857-28-0202	0857-28-3342
島根県倉庫協会	690-8577	松江市平成町182-9	日本通運(株)松江支店内	0852-21-0202	0852-21-0204
山口県倉庫協会	750-0066	下関市東大町1-4-40	下関港湾福祉センター2階	0832-81-0570	0832-66-0898
香川県倉庫協会 (四国倉連)	760-0020	高松市錦町1-21-3	開拓ビル5F	087-821-4655	087-821-4777
徳島県倉庫協会	771-0130	徳島市市川内町加賀須野463-18	大塚倉庫株内	086-665-2752	086-665-2880
愛媛県倉庫協会	791-8058	松山市海岸通1455-11	大栄倉庫産業(株)内	0899-52-6070	089-952-6090
高知県倉庫協会	780-8010	高知市枝橋通4-1-28	協和倉庫株内	088-831-5288	088-833-2233
福岡県倉庫協会 (九州倉連)	812-0034	福岡市博多区下呉服町1-1	日通ビル3F	092-291-8957	092-291-3099
佐賀県倉庫協会	812-0034	鳥栖市藤木町4-3	鳥栖商工団地内 鳥栖倉庫(株)内	092-291-8957	092-291-3099
長崎県倉庫協会	850-0035	長崎市元船町14-38	長崎倉庫(株)内	095-823-4590	095-823-4590
熊本県倉庫協会	862-8635	熊本市南区流通団地2-20-3	九州産交運輸(株)内	096-379-3727	096-379-3727
大分県倉庫協会	870-0026	大分市金池町2-11-1	日本通運(株)大分支店内	097-532-3779	097-538-7029
宮崎県倉庫協会	880-0812	宮崎市高千穂通2-6-18	日本通運(株)宮崎支店内	0985-22-2185	0985-22-7281
鹿児島県倉庫協会	892-0823	鹿児島市住吉町13-1	鹿児島港ビル3階	099-224-3641	099-223-1336
(一社)沖縄県倉庫協会	900-0001	那覇市港町2-17-13	琉球物流(株)ビル3階 那覇新港旅客ターミナル前	098-869-6258	098-869-6258

事業者団体について②

【冷蔵倉庫】

下記事業者団体では、確認表の配布のほか、経営相談、会員相互の情報交換、営業倉庫のPR、主管行政等への要望などの諸活動をしております。加入等については、最寄団体へお問い合わせください。

団体名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX
(一社)日本冷蔵倉庫協会	104-0055	東京都中央区豊海町4-18 東京水産ビル5階	03-3536-1030	03-3536-103
北海道冷蔵倉庫協会	060-0003	北海道札幌市中央区北3条西2丁目8番地 さっけんビル	011-231-1581	011-251-1818
青森県冷凍業協同組合	030-0812	青森県青森市堤町1-3-10	017-776-2613	017-776-2649
八戸冷凍事業協会	031-0841	青森県八戸市大字鮫町字日ノ出町4番地 八戸市第一魚市場内	0178-33-6141	0178-33-6148
岩手県冷蔵倉庫協会	020-0023	岩手県盛岡市内丸16-1 岩手県水産会館5F	019-625-2083	019-625-2083
宮城県冷蔵倉庫協会	980-0012	宮城県仙台市青葉区録町1-2-23	022-222-7275	022-262-0757
秋田県冷蔵協会	011-0945	秋田県秋田市土崎港西1-6-21 榊秋田丸案内	018-845-1108	018-846-6687
山形県冷蔵協会	994-0057	山形県天童市石鳥居2-2-70 榊山形丸案内	023-658-3330	023-658-3340
福島県冷蔵倉庫協会	963-8071	福島県郡山市富久山町久保田太郎殿前2-6 郡山冷蔵製氷案内	024-944-1655	024-944-1475
茨城県冷蔵倉庫協会	310-0015	茨城県水戸市宮町2-8-9	029-221-2835	029-228-1301
栃木県冷蔵倉庫協会	321-0934	栃木県宇都宮市築瀬3-22-26 宇都宮製氷冷蔵案内	028-637-3141	028-637-4404
群馬県冷蔵倉庫協会	379-2311	群馬県みどり市笠懸町阿左美2761-1 桐生冷蔵案内	0277-76-4255	0277-76-4978
埼玉県冷蔵倉庫協会	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-4-9 太陽生命ビル	048-833-1870	048-831-4124
千葉県冷蔵倉庫協会	261-0002	千葉県千葉市美浜区新港31	043-204-7706	043-204-7822
東京冷蔵倉庫協会	104-0055	東京都中央区豊海町4-18 東京水産ビル5F	03-3536-1480	03-3536-1481
神奈川県冷蔵倉庫協会	231-0006	神奈川県横浜市中区南仲通2-24 神奈川倉庫会館3F	045-662-8490	045-662-9733
山梨県冷蔵倉庫協会	400-0043	山梨県甲府市国母6-5-1 甲府市場冷蔵案内	055-228-1245	055-228-1247
長野県冷蔵倉庫協会	381-2221	長野県長野市川中島町御厨39 榊丸水長野県水産 川中島冷蔵案内	026-284-4254	026-284-4845
新潟県冷蔵倉庫協会	950-0088	新潟県新潟市中央区万代2-4-15	025-246-2025	025-243-3808
富山県冷蔵倉庫協会	930-0177	富山県富山市西二俣91-1 高岡冷蔵製氷工場内	076-434-2511	076-436-1508
石川県冷蔵倉庫協会	924-0017	石川県白山市宮永町2848番地 若松福包運輸倉庫案内	076-275-0915	076-275-0916
福井県冷蔵倉庫協会	910-0023	福井県福井市順化2-1-1 益茂第一ビル	0776-22-4117	0776-22-4117
岐阜県冷蔵倉庫協会	500-8384	岐阜県岐阜市藪田南1-11-12 水産会館内	058-272-0265	058-272-6352
静岡県冷蔵倉庫協会	420-0033	静岡県静岡市葵区昭和町10-6 富士岡第一ビル2F	054-260-4161	054-260-4162
愛知県冷蔵倉庫協会	460-0008	愛知県名古屋市中区栄3-31-21 伊東屋ビル6F	052-241-7590	052-251-4238
三重県冷蔵倉庫協会	514-0006	三重県津市広明町323-1 水産会館1F	059-228-2284	059-225-9183
京滋冷蔵倉庫協会	600-8882	京都府京都市下京区西七条比輪町10 榊フレイロンスティクス関西 西大路DC内4F	075-321-6191	075-321-6191
大阪府冷蔵倉庫協会	541-0051	大阪府大阪市中央区備後町3-3-15 ニュー備後町ビル4F	06-6210-3334	06-6210-3315
兵庫県冷蔵倉庫協会	650-0023	兵庫県神戸市中央区栄町通3-6-7 大栄ビル5F	078-333-0204	078-333-0205
和歌山県冷蔵倉庫協会		※お問合せ先：大阪府冷蔵倉庫協会		
岡山県冷蔵倉庫協会	700-0941	岡山県岡山市北区青江1-7-6 岡山中央冷蔵製氷案内2F	086-234-4811	086-234-4812
広島県冷蔵倉庫協会	733-0832	広島県広島市西区草津港1-7-2 田中倉庫運輸案内3F	082-942-1115	082-942-1116
島根県冷蔵倉庫協会		※お問合せ先：広島県冷蔵倉庫協会		
鳥取県冷蔵倉庫協会		※お問合せ先：広島県冷蔵倉庫協会		
山口県冷蔵倉庫協会	750-0017	山口県下関市細江新町3-20 榊フレイロンスティクス九州 下関埠頭DC2F	083-242-0888	083-242-0889
徳島県冷凍事業協会	770-0873	徳島県徳島市東沖洲2-66 榊フレイロンスティクス四国 徳島マリビ7DC内	088-636-0170	088-636-0168
香川県冷凍事業協会	761-8031	香川県高松市郷東町796番地 榊フレイロンスティクス四国 高松西DC内	087-882-8811	087-882-9124
愛媛県冷凍協会	790-0011	愛媛県松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル5階	089-941-7021	089-941-7023
高知県冷凍事業協会	780-0811	高知県高知市弘化台1-15 大東冷蔵案内	090-7574-6662	088-883-1529
福岡県冷蔵倉庫協会	812-0018	福岡県福岡市博多区住吉2-16-1 メゾン住吉2F	092-281-0931	092-281-5044
佐賀県冷蔵倉庫協会	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央1-1-10 第2内田ビル	0952-23-5046	0952-23-5062
長崎県冷蔵倉庫協会	851-2211	長崎県長崎市京泊3-3-1 関連棟B-1	095-850-8501	095-850-8526
熊本県冷蔵倉庫協会	861-4212	熊本県熊本市南区城南町築地624-19 日豊食品工業城南事業所内	0964-28-6002	0964-28-6002
大分県冷蔵倉庫協会		※お問合せ先：福岡県冷蔵倉庫協会		
宮崎県冷蔵倉庫協会		※お問合せ先：福岡県冷蔵倉庫協会		
鹿児島県冷蔵倉庫協会	892-0823	鹿児島県鹿児島市住吉町7-9 鹿児島船用品ビル3F	099-222-7069	099-227-2629
沖縄県冷蔵倉庫協会	900-0001	沖縄県那覇市港町3-7-35 榊りゅうせき低温流通内	098-862-2549	098-862-2939

図表2-(1)-④ 大規模火災の発生を踏まえた注意喚起文書

事務連絡
平成29年2月20日

各地方運輸局等交通政策部環境・物流課長
神戸運輸監理部総務部物流施設対策官
内閣府沖縄総合事務局運輸部総務運航課長

} 殿

(国土交通省) 総合政策局物流政策課参事官 (物流産業)
総合物流施設企画調整官

営業用施設における業務の適正な遂行について

標記につきましては、平素より各局において所管事業者に対し指導を徹底して頂いているところ
であります。

今般、埼玉県に所在する物流施設において火災が発生し、大きく報道に取り上げられるととも
に、周辺地域に対しても多大な影響を及ぼしております。

本件は、営業用施設によるものではありませんが、これを他山の石と受け止め、更なる業務遂行
の適正化に努め、事故発生の根絶に繋げるよう、所管事業者に対し注意喚起をお願い致します。

なお、本件については、別添のとおり、(一社)日本倉庫協会、(一社)日本冷蔵倉庫協会及び全
国トラックターミナル協会あて通知を行っているので念のため申し添えます。

(了)

(注) 下線は当局が付した。

(案)

平成 年 月 日

各県倉庫協会
各県冷蔵倉庫協会
(単名各通) } あて

関東運輸局交通政策部環境・物流課

営業用施設における業務の適正な遂行について (通知)

標記について、平成29年2月20日付けで、国土交通省総合政策局物流政策課参事官(物流産業)総合物流施設企画調整官から別添のとおり通知があったので、了知いただくとともに、傘下会員に対しまして、周知方よろしくお願いいたします。

別紙

東京倉庫協会

東京冷蔵倉庫協会

神奈川倉庫協会

神奈川県冷蔵倉庫協会

千葉県倉庫協会

千葉県冷蔵倉庫協会

埼玉県倉庫協会

埼玉県冷蔵倉庫協会

群馬県倉庫協会

群馬県冷蔵倉庫協会

栃木県倉庫協会

栃木県冷蔵倉庫協会

茨城県倉庫協会

茨城県冷蔵倉庫協会

山梨県倉庫協会

山梨県冷蔵倉庫協会

別 添

事 務 連 絡

平成 29 年 2 月 20 日

(一社) 日本倉庫協会総務部長
(一社) 日本冷蔵倉庫協会総務部長
全国トラックターミナル協会事務局長 } 殿

国土交通省総合政策局物流政策課参事官 (物流産業)
総合物流施設企画調整官

営業用施設における業務の適正な遂行について

標記につきましては、平素より貴団体において傘下構成員に対し指導を行って頂いており感謝申し上げます。

今般、既にご存じのとおり、埼玉県に所在する物流施設において火災が発生し、大きく報道に取り上げられるとともに、周辺地域に対しても多大な影響を及ぼしております。

本件は、営業用施設によるものではありませんが、これを他山の石と受け止め、更なる業務執行の適正化に努め事故発生の根絶に繋げるよう、傘下構成員に対し注意喚起を実施下さいますようお願い申し上げます。

(了)

(注) 下線は当局が付した。

図表2-(1)-⑤ 倉庫業監査の実施状況

(単位：業者、棟、件)

区 分	平成28年度	29年度	30年度
業者数	9	9	10
倉庫数	9	10	16
都県別の 内訳	群馬3、埼玉2、千葉2、神奈川2	埼玉2、千葉4、神奈川4	栃木3、埼玉2、千葉2、東京3、神奈川6
指 摘	施設関係	0	1 (1業者)
	業務関係	17 (7業者)	10 (6業者)
			0
			22 (7業者)

(注) 当局の調査結果による。

図表2-(1)-⑥ 倉庫業監査の結果に基づく指摘内容

(単位：件)

区 分	平成28年度	29年度	30年度
水の浸透を防ぐ措置(手洗い場)(法第6条第1項第4号(則第3条の4第2項第3号、告第4条第2項第2号))	0	1	0
変更登録の提出(減坪)(法第7条第1項、第29条第1号)	0	0	2
変更登録の提出(防火措置)(法第7条第1項、第29条第1号)	0	0	1
軽微変更届出の提出(代表者・役員)(法第7条第3項、第32条第1号)	0	0	1
軽微変更届出の提出(主たる営業所の所在地)(法第7条第3項、第32条第1号)	0	1	0
軽微変更届出の提出(本社所在地の位置)(法第7条第3項、第32条第1号)	0	0	1
倉庫の種類に掲示(法第9条、第32条第2号。則第7条第3号)	3	3	4
寄託約款の掲示(法第9条、第32条第2号。則第7条第2号)	3	2	5
倉庫管理主任者の選任(法第11条、第29条第3号。則第8条)	3	0	0
定期報告書の提出(法第27条第1項、第30条第5号。則第24条第5項)	3	1	4
料金設定届出の提出(則第24条第1項)	5	0	3
料金変更届出の提出(則第24条第1項)	0	2	0
役員変更届出の提出(則第24条第2項)	0	0	1
消火器の有効期限	0	1	0
計	17	11	22

(注) 1 関東運輸局の「監査実施結果報告書」に基づき、当局が作成した。

2 「法」は倉庫業法、「則」は倉庫業法施行規則、「告」は倉庫業法第3条の登録の基準等に関する告示の略である。

(2) 事業者団体による自主監査の実施状況等

調 査 結 果	説明図表番号
<p>【制度の概要】 (事業者団体による自主監査)</p> <p>「倉庫管理主任者マニュアル」では、倉庫管理主任者に対して、「巻末の自主監査票により半年ないし1年ごとに各項目について定期的にチェック」し、業務の適正化に役立つよう要請されている（「本マニュアルの使用目的」）。</p> <p>倉庫業者による自主監査について、昭和58年度以来、国土交通省の関係通達に基づき、日本倉庫協会の協力を得て実施されてきた。平成14年の倉庫業法の一部改正による参入規制の緩和、倉庫管理主任者の選任の義務付け等により、これら自主監査に係る通達が廃止されることとなった。国土交通省は、日本倉庫協会に対して、「自主監査体制の強化について」（平成14年5月10日付け国総貨施第8号、政策統括官）を発出し、制度改正について、「国の規制を緩和する一方で倉庫業者による自主的な管理を求めるものであり、これまで行われてきた自主監査の取組自体はまさに改正法の趣旨にかなったものだといえる」、「今後とも業界の取り組みとして、会員倉庫業者における自主監査体制の整備等自主管理の強化が図られるよう努められたい」旨依頼している。</p> <p>これを受け、同協会は、「(社)日本倉庫協会自主監査体制の整備について」を策定し、「関係者に周知徹底して、一丸となって推進していくこと」とした旨、国土交通省にも回答している（「社団法人日本倉庫協会自主監査体制の整備について」（平成14年5月13日付け日倉（総）第0030号、社団法人日本倉庫協会会長））。</p> <p>具体的には、①「I. 目的」において、会員事業者の倉庫施設及び営業に関する自主的な監査体制を整備することにより、火災防止等倉庫施設の管理、倉庫管理業務の適正な運営の確保及び労働災害の防止並びに法令の遵守に資することを目的とする、②「III. (社)日本倉庫協会」において、i) 自主監査体制の整備、指導及び連絡を行う(1.)、ii) 地区倉庫協会連合会（地区倉庫協会を含む。）の倉庫管理主任者講習の開催にあたって、講師の派遣等の支援を行う(2.)、iii) 倉庫管理主任者講習受講修了者に対し、修了証を発行する(3.)、iv) 倉庫の施設及び業務に関する自主監査の方法に関する要領（以下「自主監査要領」という。）で、標準となる要領（以下「標準自主監査要領」という。）を別途定める(4.)、③「IV. 関係地区倉庫協会連合会（一部の地区倉庫協会を含む。）」において、i) 「(社)日本倉庫協会倉庫管理主任者講習実施要領」（別紙）に基づき、倉庫管理主任者講習会を企画・立案し、年1回以上開催する(1.)、ii) 倉庫管理主任者講習会終了後、別途定める倉庫管理主任者講習会開催報告書を地方運輸局等及び(社)日本倉庫協会に提出する(3.)、iii) 年間監査計画（監査の重点項目を含む。）を策定し、地方運輸局等に提出する(4.)、④「V. 関係地区倉庫協会」において、i) 別途定める倉庫管理主任者講習受講者名簿の管理を行う(1.)、ii) 年間監査計画（監査の重点項目を含む。）を会員事業者に周知する(2.)、iii) 年1回会員事業者の自主監査結果の概要報告及び倉庫管理主任者名簿を別途定める自主監査結果総括表等に取りまとめ、地方運輸局等に提出する(3.)、⑤「VI. 会員事業者」において、i) 会員事業者は、倉庫管理主任者の指揮監督の下に、倉庫管理主任者講習修了者に自主監査を行わせ、自主監査報告を作成させるよう努めるものとする(2.)、ii) 会員事業者は、倉庫管理主任者の選任にあたっては、倉庫管理主任者講習修了者を選任するよう努めるものとする(3.)、iii) 会員事</p>	<p>図表2-(2)-①</p> <p>図表2-(2)-②</p>

業者は、関係地区倉庫協会から周知された年間監査計画（監査の重点項目を含む。）に沿って監査を行う（4.）、iv）会員事業者は、倉庫の施設及び業務に関する自主監査の方法に関する要領（以下「自主監査要領」という。）を定めるものとする（6.）などとされている。

なお、一般社団法人日本冷蔵倉庫協会は、同様の自主監査の取組を行っていない。

【調査結果】

ア 地区倉庫協会による自主監査の実施状況等

今回、調査対象とする倉庫業の事業者団体について、日本倉庫協会傘下の地区倉庫協会のうち、①圏央道の周辺地域として倉庫業者が増えている埼玉県倉庫協会、②5万㎡以上の大規模な倉庫が多い地区がある千葉県倉庫協会を選定した。

両地区倉庫協会における自主監査の実施状況等を調査した結果は、以下のとおりである。

(ア) 地区倉庫協会の会員業者数等

a 埼玉県倉庫協会

埼玉県内の倉庫業者数について、①国土交通省の「登録倉庫事業者棟別リスト」（平成31年4月1日時点）によると503業者であり、②埼玉県倉庫協会の会員業者数が217業者（30年9月1日時点）であることから、単純計算では、埼玉県内の約4割程度が同協会の会員になっているものとみられる。また、埼玉県倉庫協会の会員業者数の推移（いずれも9月1日現在）をみると、平成28年度206業者、29年度212業者（6業者増加）、30年度217業者（5業者増加）へと年々増加している。これについて、埼玉県倉庫協会は、「圏央道が整備され、沿道に倉庫が新設されたこと等に伴い、協会に加入する事業者が増加したと思われる。また、倉庫業は受寄物の再寄託が可能であり、他業界に比べて横のつながりが有効なため、協会に加入した方がやりやすい面もある」としている。

図表2-(2)-③

b 千葉県倉庫協会

同様に、千葉県内の倉庫業者数について、①「登録倉庫事業者棟別リスト」（平成31年4月1日時点）によると452業者であり、②千葉県倉庫協会の会員業者数が136業者（30年7月1日時点）であることから、単純計算では、千葉県内の約3割程度の倉庫業者が同協会の会員になっているものとみられる。

図表2-(2)-③
(再掲)

千葉県倉庫協会の会員業者数の推移（各年度7月1日現在）をみると、平成28年度末138業者、29年度137業者（1業者減少）、30年度136業者（1業者減少）と、漸減傾向となっている。

同協会によると、「会員数のピークは、平成9年度末の185業者であり、25年頃まで、会費負担や各社の方針により減少してきている」とのことである。

(イ) 自主監査の流れ

自主監査について、次のとおりの手順で、実施される。

図表2-(2)-②

すなわち、①上記「(社)日本倉庫協会自主監査体制の整備について」のとおり、毎年度、「関係地区倉庫協会連合会」である関東倉庫協会連合会（事務局：東京倉庫

(再掲)

図表2-(2)-⑤

協会。以下「関東倉連」という。)が、関東運輸局と内容を調整して年間監査計画の「ひな型」を作成の上、「関係地区倉庫協会」である埼玉県倉庫協会や千葉県倉庫協会に送付する、②両倉庫協会は、これを基に、必要に応じ独自の事項を加えるなどして、「年間監査計画」を策定する、③9～10月頃、それぞれの会員事業者に監査票等の様式を含む「年間監査計画」を送付し、その実施を要請する、④会員事業者は、倉庫管理主任者単位で自主監査を実施し、所定の様式により「自主監査結果の概要報告書」及び「倉庫管理主任者名簿」を作成して、関係地区倉庫協会（埼玉県倉庫協会や千葉県倉庫協会等）に提出する、⑤自主監査を行った会員事業者に対しては、同協会から掲示用の「監査実施済証」（ステッカー、日本倉庫協会発行）が洒布される、⑥関係地区倉庫協会は、「自主監査結果概要報告書総括表」及び「倉庫管理主任者名簿」を取りまとめ、地方運輸局等に提出する。

(ウ) 年間監査計画及び監査票

「関係地区倉庫協会」が策定する年間監査計画には、「1. 基本方針」に各年度の「重点事項」が示されている。平成30年度の重点事項について、両倉庫協会とも同様であり、①火災の予防、或いは発生時の対応策が講じられているかの確認、②地震、台風等自然災害発生時の対応策が講じられているかの確認、③倉庫管理主任者が本業務の趣旨を理解し、適切な対応をしているかの確認、④法令の遵守、⑤労働災害防止の徹底とされている。特に、①について、関東運輸局（交通政策部環境・物流課）から、「項目は新設しないが、特に重点事項として監査するよう要請があった」と付記されている（1.）。

図表2-(2)-⑤
(再掲)

「年間監査計画」に添付されている監査票の様式について、①普通倉庫施設監査票、②普通倉庫業務監査票、③労働災害防止監査票、④普通倉庫発券監査票、⑤倉庫管理主任者の業務遂行状況のほか、⑥平成30年度には「独自の監査票」、計6種類ある。⑤及び⑥は、国土交通省の「倉庫管理主任者マニュアル」にない独自の監査票である。

これらのうち、①「普通倉庫施設監査票」について、「地盤の沈下等により倉庫の傾斜、倒壊の恐れがないか」、「外壁及び間仕切り壁に老朽、破損、亀裂、脱落、または漏水している箇所がないか」、「必要な消火設備を有し、適切に維持されているか」等23事項、②「普通倉庫業務監査票」について、i) 受託業務9事項（「寄託申込書及び印鑑票が提出されているか」等）、ii) 入庫業務5事項（「入庫伝票及び貨物保管台帳の内容が、寄託申込書に記載されている内容と一致しているか」等）、iii) 保管業務9事項（「在庫貨物は貨物保管台帳と一致しているか」等）、iv) 出庫業務8事項（貨物受取証又はこれにかわるもの（出庫指図書、出庫依頼書等）が受領されているか。（特に出庫指図は電話又は口頭による場合にも貨物受取証が受領されているか）等）、v) 料金業務3事項（「料金請求書に記載されている内容は正確か」等）、vi) 倉庫業法及び関係法令の遵守状況9事項（「倉庫管理主任者の選任、配置は適切に行われているか。書類で選任状況がわかるようになっているか。また、倉庫の現場でも、誰が倉庫管理主任者に選任されているのかが、わかるようになっているか」等）、vii) 一般管理体制6事項（「受託、入庫、保管及び出庫に係る責任体制は明確にされているか」等）、計49事項、③「労働災害防止監査票」について、「危険物の保管・取扱い上の注意についての連絡は徹底しているか」、「安全帽等の

図表2-(2)-⑥

保護具は常時整備されているか」等 7 事項、④「倉庫管理主任者の業務遂行状況」について、「適正な倉庫管理主任者マニュアルが作成されているか」、「倉庫の建物に係るメンテナンス業務、火災等の事故の予防業務の実施状況について、管理しているか」等 5 事項、⑤両地区協会の「独自の監査票」について、「倉庫まわりの整理整頓がされているか」、「消火栓まわりの整理整頓がされ、消火栓前のスペースが確保されているか」等 17 事項となっている。国土交通省の「倉庫管理主任者マニュアル」に対応する監査票（①～③）であっても、「監査事項」は全く同じでなく、独自のものが含まれている（「普通倉庫施設監査票」で 6 事項、「普通倉庫業務監査票」で 6 事項、「労働災害防止監査票」で 1 事項）。

(エ) 自主監査の実施状況

a 埼玉県倉庫協会

関東運輸局にも自主的に提出することとされている「自主監査結果の概要報告書総括表」により、会員の自主監査の実施状況をみると、i) 平成 28 年度が 194 業者、497 倉庫、ii) 29 年度が 197 業者、498 倉庫、iii) 30 年度が 202 業者、518 倉庫で実施している。

自主監査を実施し協会にも報告している会員の占める割合（自主監査報告率）について、協会の設定した期限までに報告がない会員には督促を行っていることもあり、上記 3 年度では、28 年度 94.2%、29 年度 93.0%、30 年度 93.1%となっている。これら数値の概観から、6～7%の会員は、督促を受けても、提出していない現状にあるものとみられる。

埼玉県倉庫協会が取りまとめ、関東運輸局にも提出した「平成 30 年度自主監査結果の概要報告書総括表」によると、何らかの不備や不適切等があった監査事項（計 318 件）について、i) 「施設検査」で 172 件（「外壁・間仕切壁等」25 件、「照明設備」27 件、「その他」65 件など）、ii) 「業務関係」で 57 件（「受託業務」5 件、「入庫業務」7 件、「保管業務」6 件、「出庫業務」6 件など）、iii) 「労働災害防止監査表」で 89 件（「安全帽等の着装」22 件、「安全衛生の意識」16 件、「その他」38 件など）となっている。

これら指摘のあった 318 件について、i) 監査結果の報告時点で「措置済み」283 件（改善割合 89%）であり、ii) 「措置予定」35 件のうち、a) 「施設検査」30 件（「外壁・間仕切壁等」8 件、「床」5 件、「照明設備」6 件、「その他」6 件など）、b) 「業務関係」1 件（「料金業務」）、c) 「労働災害防止監査表」4 件（「安全帽等の着装」1 件、「安全衛生の意識」1 件、「その他」2 件）となっている。

なお、防火対策に直接関係する指摘として、「施設検査」の「7. 消火設備」で 8 件あり、全て「措置済み」である。

b 千葉県倉庫協会

同様に、会員の自主監査の実施状況をみると、i) 平成 28 年度が 139 業者、504 倉庫、ii) 29 年度が 134 業者、454 倉庫、iii) 30 年度が 134 業者、560 倉庫で実施している。

自主監査報告率について、協会の設定した期限までに報告がない会員には督促を行っていることもあり、上記 3 年度では、28 年度 100%、29 年度 99.3%、30 年度 99.3%となっている。

図表 2-(2)-⑦

「平成30年度自主監査結果の概要報告書総括表」によると、何らかの不備や不適切等があった監査事項（計85件）について、i)「施設検査」で59件（「外壁・間仕切壁等」7件、「屋根」8件、「倉庫内の照明ランプ」5件、「その他」20件など）、ii)「業務関係」で13件（「受託業務」3件、「保管業務」3件、「一般管理体制」4件など）、iii)「労働災害防止監査表」で8件（「荷役機械の整備等」3件、「安全衛生の意識」2件、「その他」2件など）、iv)「倉庫管理主任者業務」で5件となっている。

これら指摘のあった85件について、i) 監査結果の報告時点で「措置済み」74件（改善割合87.1%）であり、ii)「措置予定」11件のうち、a)「施設検査」10件（「外壁・間仕切壁等」2件、「屋根」2件、「その他」3件など）、b)「倉庫管理主任者業務」1件となっている（「業務関係」13件及び「労働災害防止監査表」で8件は、措置済み）。

なお、防火対策に直接関係する指摘として、「施設検査」の「8. 消火設備」で3件あり、「措置済み」2件、「措置予定」1件である。

(オ) 埼玉県三芳町の倉庫火災を踏まえた取組

地区倉庫協会は、自主監査のほか、防火対策に係る独自の取組を行っている。平成29年2月16日に発生した埼玉県三芳町の自家用倉庫の火災の報道、消防関係機関からの防火対策の徹底等の依頼を受け、傘下会員に対して、次の対応をとった。

埼玉県倉庫協会は、①火災発生の翌日（2月17日）、会員向けメールニュース（埼倉協メールニュース第46号）を送信し、「自社貨物を保管しており、営業倉庫ではございませんが、我々倉庫事業者にとっても対岸の火事とは言えない事案」であり、会員は、「火気の取り扱いについて再確認され、火災予防の徹底」を図るよう要請するとともに、②「倉庫等に係る防火対策の更なる徹底について」（平成29年3月3日付け事務連絡、同協会常務理事）を発送し、入手した戸田市消防署長からの依頼文書（消防用設備等の維持管理の徹底、防火管理体制の徹底）も添付した上、消防の査察の要点（「防火シャッターの下には物を置かないこと」、「消火栓や消火器の前に物を置かないこと」等5点）も明記して、適切な対応を求めている。

千葉県倉庫協会は、①千葉県消防長会から「建物の火災予防及び防火安全性の確保について（依頼）」（平成29年2月27日付け千消会第162号）により、「日頃の防火安全性の確保等」について再確認するとともに、i)「消防法令上必要な事項」（a）消防用設備の点検の実施、b）防火管理者の選任、c）消防訓練の実施）、ii) その他の火災予防対策（a）喫煙等の火気管理の徹底、b）暖房機器や厨房機器等の火気使用設備・器具の管理の徹底、c）階段、通路などの避難経路及び防火戸・防火区画の管理の徹底）などに留意し、類似火災の発生防止に努めるよう、会員への周知の依頼があったことを受け、②会員向けの「千倉協事務局からのお知らせ（198）」（2月28日）に同文書も添付の上、「埼玉県の倉庫火災や千葉県内におきましても、建物火災が発生しております。依頼の中の火災予防対策についても従業員皆様に徹底を図って頂き火災予防に努めましょう」と明記し、注意喚起している。

イ 自主監査に対する関東運輸局の関与等

関東運輸局は、①日本倉庫協会による自主監査について、「法令上定められたもので

図表2-(2)-⑦
(再掲)

図表2-(2)-⑧

<p>はないことから、関東倉連や地区倉庫協会から求めがあった場合に助言する程度である」、②「地区倉庫協会会員業者の自主監査結果の概要報告書や倉庫管理主任者名簿を各地区倉庫協会から受け取っている」、③「自主監査を実施していない倉庫業者について把握しておらず、これらの倉庫業者に対し法令上定めもなく、実施するよう指導することはできない」としている。</p>	
--	--

図表2-(2)-① 倉庫業法の一部改正に伴う通知文書等

[地方運輸局長への通知]

国総貨施第8号
平成14年5月10日

関東運輸局長 殿

政策統括官

自主監査に係る通達の廃止等について

自主監査体制の強化については、昭和58年度以来、(社)日本倉庫協会の協力を得て実施してきたところであり、今日までに制度として定着し、実効をあげてきているところであるが、今回倉庫業法が改正され、倉庫業者においては、倉庫の適切な管理に必要な知識及び能力を有するものとして必要最低限の要件を課した倉庫管理主任者の選任が義務づけられたことに伴い、このため、地方運輸局長等が倉庫管理指導員を認定すること等を定めた下記の自主監査に関する通達を廃することとしたので、了知されたい。

しかしながら、今回の倉庫業法の改正においては、国の規制を緩和する一方で倉庫業者による自主的な管理を求めるものであり、これまで行われてきた自主監査の取り組み自体はまさに改正法の趣旨にかなったものだといえる。このため、(社)日本倉庫協会会長あてに、今後とも業界の取り組みとして、会員倉庫業者における自主監査体制の整備等自主管理の強化を図られたい旨別添のとおり依頼したところであるので、貴局においても関係団体への対応等について宜しく取り計らい願いたい。

記

- ・昭和58年1月20日港倉第3号
「自主監査体制の強化について」
- ・昭和58年1月20日港倉第4号
「自主監査体制の強化(昭和58年1月20日付け港倉第3号)の運用について」
- ・昭和58年4月20日港倉第26号
「標準自主監査要領の送付について」
- ・昭和58年6月9日港倉第41号
「自主監査制度事務処理要領の制定について」
- ・昭和61年5月12日貨施第30号
「自主監査制度における労働災害防止に関する事項の取り扱いについて」

[日本倉庫協会会長への通知]

国総貨施第8号
平成14年5月10日

社団法人 日本倉庫協会
会長 鈴木 恭明 殿

国土交通省政策統括官

丸 山 博

自主監査体制の強化について

自主監査体制の強化については、昭和 58 年度以来、(社) 日本倉庫協会の協力を得て実施してきたところであり、今日までに制度として定着し、実効をあげてきているところであるが、今回倉庫業法が改正され、倉庫業者においては、倉庫の適切な管理に必要な知識及び能力を有するものとして必要最小限の要件を課した倉庫管理主任者の選任が義務付けられたことに伴い、地方運輸局長等が倉庫管理指導員を認定すること等を定めた下記の自主監査に関する通達を廃止することとしたので、了知されたい。

しかしながら、今回の倉庫業法の改正においては、国の規制を緩和する一方で倉庫業者による自主的な管理を求めるものであり、これまで行われてきた自主監査の取組自体はまさに改正法の趣旨にかなったものだといえる。したがって、(社) 日本倉庫協会におかれては、今後とも業界の取り組みとして、会員倉庫業者における自主監査体制の整備等自主管理の強化が図られるよう努められたい。

記

- ・ 昭和 58 年 1 月 20 日港倉第 3 号
「自主監査体制の強化について」
- ・ 昭和 58 年 1 月 20 日港倉第 4 号
「自主監査体制の強化（昭和 58 年 1 月 20 日付け港倉第 3 号）の運用について」

(注) 下線は当局が付した。

図表 2 - (2) - ② 日本倉庫協会の「自主監査体制の整備について」に関する事務連絡等

事 務 連 絡

平成 14 年 5 月 13 日

各地方運輸局等倉庫業担当課殿

総合政策局貨物流通施設課

「社団法人日本倉庫協会自主監査体制の整備について」について

記

標記については、平成14年5月10日国総貨施第8号「自主監査通達の廃止等について」において、(社)日本倉庫協会に対して、会員倉庫業者における自主監査体制の整備等自主管理の強化が図られるよう努める旨依頼したところであるが、このたび別添のとおり(社)日本倉庫協会から当該依頼に対する回答があったので、貴局においても関係団体への対応等について宜しく取り計らい願いたい。

(別添)

日倉(総)第0030号
平成14年5月13日

国土交通省

政策統括官 丸山 博 殿

社団法人 日本倉庫協会
会長 鈴木 恭 明

社団法人日本倉庫協会自主監査体制の整備について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

常日頃から当協会の事業運営に対し、格別なご理解、ご支援を賜っており、厚く御礼を申し上げます。

さて、先般通達で倉庫業法の改正に伴い、地方運輸局長等が倉庫管理指導員を認定すること等を定めた自主監査に関する通達を廃止する旨及び会員事業者の自主監査体制の整備等自主管理の強化のご要請をいただきましたが、(社)日本倉庫協会といたしましては、ご要請に積極的に対応して参る所存でございます。

申し上げるまでもなく、改正倉庫業法は、倉庫の適切な管理につきましては、倉庫業者に対して、必要最小限の要件を課した倉庫管理主任者の選任を義務付けることとなり、その他特別な規定を設けず、その自主管理を強く要請しております。

このような中で、(社)日本倉庫協会が自主監査体制の整備等自主管理の強化を図っていくことは、営業倉庫の火災等の事故防止及び法令順守の徹底等に必要不可欠でまた大変時宜を得たものであります。

今般、(社)日本倉庫協会といたしましては、別紙のとおり、「(社)日本倉庫協会自主監査体制の整備について」を策定し、関係者に周知徹底して、一丸となって推進していくことといたしましたので、ご指導、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

敬具

(別紙)

(社)日本倉庫協会自主監査体制の整備について

(社)日本倉庫協会は、国土交通省の通達「自主監査体制の強化について」の廃止に伴い、営業倉庫における火災等の事故防止及び法令遵守の徹底の必要性の観点から、(社)日本倉庫協会独自の「自主監査体制」を以下のとおり整備する。

I. 目的

会員事業者の倉庫の施設及び営業に関する自主的な監査体制を整備することにより、火災防止等倉庫施設の管理、倉庫管理業務の適正な運営の確保及び労働災害の防止並びに法令の遵守に資することを目的とする。

II. (社) 日本倉庫協会の「自主監査体制」の整備等

(社) 日本倉庫協会は、「自主監査体制」を整備するとともに、(社) 日本倉庫協会、関係地区倉庫協会連合会及び地区倉庫協会並びに会員事業者は、会員事業者が火災防止等倉庫施設の管理、倉庫管理業務の適切な運営の確保及び労働災害の防止並びに法令の遵守等への対応を円滑に推進していくため、それぞれの立場において、その役割を推進していくことに努める。

III. (社) 日本倉庫協会

1. 自主監査体制の整備、指導及び連絡を行う。
2. 地区倉庫協会連合会（地区倉庫協会を含む。）の倉庫管理主任者講習の開催にあたって、講師の派遣等の支援を行う。
3. 倉庫管理主任者講習受講修了者に対し、修了証を発行する。
4. 倉庫の施設及び業務に関する自主監査の方法に関する要領（以下「自主監査要領」という。）で、標準となる要領（以下「標準自主監査要領」という。）を別途定める。
5. 倉庫管理主任者講習受講者で、倉庫管理業務に10年以上従事し、事故の防止等に尽力した者を表彰することができる。

IV. 関係地区倉庫協会連合会（一部の地区倉庫協会を含む。）

1. 「(社) 日本倉庫協会倉庫管理主任者講習実施要領」(別紙)に基づき、倉庫管理主任者講習会を企画・立案し、年1回以上開催する。
2. 予め、別途定める倉庫管理主任者講習修了証発行依頼書を(社) 日本倉庫協会に提出し、講習修了証の発行を依頼する。
3. 倉庫管理主任者講習会終了後、別途定める倉庫管理主任者講習会開催報告書を地方運輸局等及び(社) 日本倉庫協会に提出する。
4. 年間監査計画（監査の重点項目を含む。）を策定し、地方運輸局等に提出する。

V. 関係地区倉庫協会

1. 別途定める倉庫管理主任者講習受講者名簿の管理を行う。
2. 年間監査計画（監査の重点項目を含む。）を会員事業者に周知する。
3. 年1回会員事業者の自主監査結果の概要報告及び倉庫管理主任者名簿を別途定める自主監査結果総括表等に取りまとめ、地方運輸局等に提出する。

VI. 会員事業者

1. 会員事業者は、倉庫の施設及び業務の事故防止に関し、自主監査等を行わせる者に対して、倉庫管理主任者講習の受講等その職務に必要な知識を習得する機会を極力与えると同時に、必要な知識の習得等適切な指導監督を行うよう努めるものとする。
2. 会員事業者は、倉庫管理主任者の指揮監督の下に、倉庫管理主任者講習修了者に自主監査を行わせ、自主監査報告を作成させるよう努めるものとする。

3. 会員事業者は、倉庫管理主任者の選任にあたっては、倉庫管理主任者講習修了者を選任するよう努めるものとする。また、既に、倉庫管理主任者講習未受講者を倉庫管理主任者に選任している場合は、できる限り速やかに同講習を受講させるよう努めるものとする。
4. 会員事業者は、関係地区倉庫協会から周知された年間監査計画（監査の重点項目を含む。）に沿って監査を行う。
5. 会員事業者は、年1回別途定める自主監査結果の概要報告書及び倉庫管理主任者名簿の届出書を関係地区倉庫協会に提出するものとする。
6. 会員事業者は、倉庫の施設及び業務に関する自主監査の方法に関する要領（以下「自主監査要領」という。）を定めるものとする。なお、自主監査要領は、別途定める標準自主監査要領に準じて定めることが望ましい
7. 自主監査
 自主監査は、自主監査要領に基づき、当該事業所に関し次の事項について行うものとする。
 - ①倉庫施設
 - ②保管方法
 - ③寄託引き受け等の手続き
 - ④帳票・帳簿の整理
 - ⑤発券業務等
 - ⑥その他倉庫火災等の事故防止及び法令の遵守に関し必要な事項

(注) 下線は当局が付した。

図表2- (2) -③ 地区倉庫協会の加入状況の推計（埼玉県倉庫協会、千葉県倉庫協会）

(単位：業者、%)

地区倉庫協会	倉庫業者数 (a)	協会加入倉庫業者数 (b)	協会加入率の推計 (b/a×100)
埼玉県	503	217	43
千葉県	452	136	30

- (注) 1 「倉庫業者数」は、登録倉庫事業者棟別リスト（平成31年4月1日時点）による。
- 2 「協会加入倉庫業者数」は、当局の調査結果による（埼玉県：平成30年9月1日現在、千葉県：30年7月1日現在）。
- 3 「倉庫業者数」には複数の都県に所在しているもの、「協会加入倉庫業者数」には複数の協会に加入しているものが、それぞれ含まれる。
- 4 「協会加入率の推計」について、「倉庫業者数」（上記1）及び「協会加入倉庫業者数」（同2）それぞれの時点が異なるので、正確な割合でなく、推計値である。

図表 2-(2)-④ 地区倉庫協会又は地区冷蔵倉庫協会いずれかへの加入状況の推計（埼玉県倉庫協会、埼玉県冷蔵倉庫協会、千葉県倉庫協会、千葉県冷蔵倉庫協会）

(単位：業者、%)

県名	倉庫業者数 (a)	倉庫協会加入倉庫業者数 (b)	冷凍倉庫協会加入倉庫業者数 (c)	倉庫協会と冷蔵倉庫協会に重複して加入している倉庫業者数 (d)	倉庫協会と冷蔵倉庫協会のいずれかに加入している倉庫業者数 (b+c-d) (e)	協会加入率の推計 (e/a×100)
埼玉県	503	217	32	6	243	48
千葉県	452	136	31	2	165	37

(注) 1 「倉庫業者数」は、登録倉庫事業者棟別リスト（平成 31 年 4 月 1 日時点）による。

2 「倉庫協会加入倉庫業者数」（埼玉県：平成 30 年 9 月 30 日現在、千葉県：30 年 7 月 1 日現在）及び「冷蔵倉庫協会加入倉庫業者数」（埼玉県：31 年 4 月 1 日現在、千葉県：31 年 4 月 1 日現在）は、当局の調査結果による。

3 「倉庫業者数」には複数の都県に所在しているもの、「倉庫協会加入倉庫業者数」及び「冷蔵倉庫協会加入業者数」には複数の協会に加入しているものが、それぞれ含まれる。

4 「協会加入率の推計」について、「倉庫業者数」（上記 1）並びに「倉庫協会加入倉庫業者数」及び「冷蔵倉庫協会加入倉庫業者数」（同 2）それぞれの時点が異なるので、正確な割合でなく、推計値である。

図表 2-(2)-⑤ 平成 30 年度年間監査計画（埼玉県倉庫協会）（抜粋）

平成 30 年 9 月 5 日
埼玉県倉庫協会

平成 30 年度自主監査制度における年間監査計画を下記のとおりといたします。

記

1. 基本方針

自主監査の実施にあたり、本制度の趣旨、目的等の周知徹底と併せ、定着化が図られるようお願いしたい。

監査内容については、倉庫業の重要性を認識するとともに多様化する社会的ニーズに対応するため、とりわけ信用を第一とする当業界にとって、コンプライアンス遵守の体制を確立し、社会的信用を失墜させることのないよう、当業界が果たすべき基本的事項の確認を重視した監査項目を網羅し、策定した。

特に、本年度の重点事項として、

- ① 火災の予防、或いは発生時の対応策が講じられているかの確認
- ② 地震、台風等自然災害発生時の対応策が講じられているかの確認
- ③ 倉庫管理主任者が本業務の趣旨を理解し、適切な対応をしているかの確認
- ④ 法令の遵守
- ⑤ 労働災害防止の徹底

等を基本方針とした。①については関東運輸局交通政策部環境・物流課より、項目は新設しないが、特に重点事項として監査するよう要請があった。

なお、監査項目の選定には、上記に関する項目のほか、関東運輸局交通政策部環境・物流課による昨年度「倉庫業監査の結果」等を踏まえ、設定している。

2. 監査の区分

自主監査の区分を、次の通りとする。

- (1) 通常監査…別添「監査票」に基づいて行う監査
- (2) 特別監査…通常監査以外の監査

3. 通常監査

(1) 監査の実施時期

監査は年間を通じて実施するものであるが、特に、別添「監査票」に基づいて行う監査は、次の期間に集中実施する。

- ・ 9月～11月の3ヶ月間

(2) 監査項目

別添「平成30年度監査票」は、関東倉庫協会連合会が所属する地区協会の統一した監査項目であり、日本倉庫協会が「標準自主監査要領」として、決定した監査項目、並びに前年の監査結果から、本年度必要と思われる監査項目を抽出したものである。

(3) 監査の実施方法

別添「平成30年度監査票」に基づき実施する。

(4) 監査の対象場所

貴社が選任した「倉庫管理主任者」の単位による。(例えば、営業所単位)

(5) 監査結果の集約と倉庫管理主任者名簿の届け出

監査実施後の平成30年度監査票に基づき、「自主監査結果の概要報告書」に取りまとめ、当協会に提出のこと。(最終締切日：平成31年4月末日)

倉庫管理主任者名簿については、平成31年3月末時点の貴社が選任した主任者を名簿に記載の上、平成31年4月末までに、当協会に提出のこと。

なお、上記「自主監査結果の概要報告書、及び倉庫管理主任者名簿」は、当協会において取りまとめのうえ、関東運輸局並びに日本倉庫協会に提出するものである。

(6) 倉庫監査実施済み証の交付

「自主監査結果の概要報告書」を提出された会員に対して、日本倉庫協会発行の「倉庫監査実施済み証」を交付する

4. 特別監査

- (1) 天災・火災等により倉庫施設に被害が発生した時、またはその恐れが大なる時、及び営業に関し不正行為が発生した時、または発生する恐れがある時は、当該事項について速やかに実施する。
- (2) 各種火災予防運動の機会等をとらえ、各社適宜計画実施する。
- (3) 必要に応じ、当協会より、時期・重点実施事項を定め、集中実施する。

以上

(添付書類)

- | | |
|----------------------|----|
| ① 平成30年度監査票 | 1部 |
| ② 平成30年度自主監査結果の概要報告書 | 1部 |
| ③ 平成30年度倉庫管理主任者名簿 | 1部 |

(注) 1 埼玉県倉庫協会の資料による。

2 下線は当局が付した。

3 千葉県倉庫協会も同様の監査計画を策定している。ただし、自主監査の実施時期、会員事業者からの自主監査結果の報告時期が異なる。

図表 2- (2) -⑥ 埼玉県倉庫協会の自主監査票（平成 30 年度、抜粋）

〔①普通倉庫施設監査票〕

営業所名	
所在地	
監査実施日	
自主監査実施者名	
倉庫管理主任者名	

監査事項	監査結果	改善措置
1) 地盤の沈下等により倉庫の傾斜、倒壊の恐れがないか。	有 無	
2) 外壁及び間仕切り壁に老朽、破損、亀裂、脱落、または漏水している箇所がないか。	有 無	
3) 屋根に老朽、破損、亀裂又は漏水している箇所がないか。	有 無	
4) 床に破損、沈下又は亀裂している箇所がないか。	有 無	
5) 倉庫が事務所、工場等に近接している場合、災害防止上有効な構造又は設備を有しているか。(特に防火設備を有しているか)	有 無	
6) 倉庫の設けられている建物内に事務所がある場合、防火上、有効な措置が講じられているか。	適 不適	
7) 倉庫内に喫煙場所を設けていないか。(灰皿などが置かれていないか。) 倉庫外に喫煙場所を設けている場合、適切に管理されているか。	適 不適	
8) 必要な消火設備を有しているか。又、その設備は適切に維持されているか。	適 不適	
9) 盗難防止設備（照明装置、警備業務用機械装置等）を有しているか。又、その設備は適切に維持されているか。	適 不適	
10) 防そ設備を有しているか。又、その設備は適切に維持されているか。	適 不適	
11) 排水設備を有しているか。又、その設備は適切に維持されているか。	適 不適	
12) 指定可燃物並びに毒・劇物を保管している場合は、それに関する表示をしているか。	有 無	
13) 周囲のへい、さく、築堤等に破損している箇所がないか。(野積、水面)	有 無	
14) 倉庫の種類に対応しない寄託貨物を保管していないか。	有 無	
15) 登録又は変更登録を受けた倉庫以外の場所で寄託貨物を保管していないか。	有 無	
16) 変更登録を受けないで倉庫の主要構造を変更している箇所がないか。(減坪・壁等主要構造の変更・倉庫類別変更等)	有 無	
17) 軽微変更届出をしないで倉庫の主要構造以外の構造を変更している箇所がないか。(天井・間仕切り壁の構造変更等)	有 無	
18) 避難、誘導灯の設備は適切に維持されているか。	適 不適	
19) 地震・台風等の災害発生時の対策が確立されているか。	有 無	
20) 倉庫内の照明ランプは適切に管理されているか。	適 不適	
21) 倉庫出入口の照明設備は適切に維持されているか。 <u>(地上高 1.5mの部分で 2 ルクス以上の直接照度が確保できるように設けられているかどうか)</u>	適 不適	

22) 荷崩れ防止措置が講じられているか。	有・無	
23) その他		

【総評】

(注)「監査事項」のうちゴシック体で表示されているもの(この監査票では、6)、7)、12))は、平成30年度年間監査計画(図表2-(2)-(5))における重点事項に該当するもの、当局が下線を付したもの(この監査票では7)、18)~22))は、国土交通省の「倉庫管理主任者マニュアル」の「自主監査票」(倉庫施設監査票)にない、埼玉県倉庫協会等独自の監査事項である(以下同じ)。

〔②普通倉庫業務監査票〕

営業所名	
所在地	
監査実施日	
自主監査実施者名	
倉庫管理主任者名	

【1. 受託業務】

監査事項	監査結果	改善措置
1) 寄託申込書及び印鑑票が提出されているか。	適 不適	
2) 寄託申込書の印鑑と届出印鑑票の印鑑が一致しているか。	適 不適	
3) 寄託申込書に必要な事項〔倉庫寄託約款(以下「約款」という。)第8条第1項参照〕が記載されているか。	有 無	
4) 寄託価格が適正か。	適 不適	
5) 火災保険の付保手続きは正確に行われているか。	適 不適	
6) 付保していない場合、その意思表示が寄託申込書(寄託契約書を含む)に記載されているか。	有 無	
7) 寄託契約書を作成している場合、適切な内容となっているか。	適 不適	
8) 寄託引受けの制限(約款第7条参照)に該当する寄託貨物を保管していないか。	有 無	
9) その他		

【2. 入庫業務】

1) 入庫伝票及び貨物保管台帳の内容が、寄託申込書に記載されている内容と一致しているか。	一致 不一致	
2) 入庫伝票に記載されている貨物は確かに入庫しているか。	有 無	
3) 入庫報告書に記載されている内容が、貨物保管台帳の内容と一致しているか。	一致 不一致	
4) 入庫業務に関する帳票・帳簿の管理は適切に行われているか。	適 不適	
5) その他		

【3. 保管業務】

1) 在庫貨物は貨物保管台帳と一致しているか。	一致 不一致	
2) 貨物保管証書、保管貨物通帳又は在庫証明書を交付している場合、その記載事項が貨物保管台帳の内容及び当該貨物と一致しているか。	一致 不一致	
3) 貨物保管証書、保管貨物通帳又は在庫証明書の用紙の管理は適切に行われ	適	

ているか。	不適	
4) 現場の職員は、寄託貨物の種類、品質、取扱上の注意事項について知らされているか。	適 不適	
5) 寄託貨物の特性に適応した保管がなされているか。	適 不適	
6) 寄託貨物の荷崩れ防止等の安全対策がなされているか。	適 不適	
7) 庫内の整理整頓及び清掃は行われているか。又、清潔に保たれているか。	適 不適	
8) 消火栓前に寄託貨物を蔵置していないか。	適 不適	
9) その他		

【4. 出庫業務】

1) 貨物受取証又はこれにかわるもの（出庫指図書、出庫依頼書等）が受領されているか。（特に出庫指図は電話又は口頭による場合にも貨物受取証が受領されているか）	有 無	
2) 貨物受取証等に記載されている内容は、出庫伝票及び貨物保管台帳の内容と一致しているか。	一致 不一致	
3) 貨物受取証の印鑑と届出印鑑票の印鑑が一致しているか。	一致 不一致	
4) 出庫報告書に記載されている内容は、貨物保管台帳の内容と一致しているか。	一致 不一致	
5) 出庫業務に関する帳票・帳簿の管理は適切に行われているか。	一致 不一致	
6) 名義変更する場合の手続き（出庫手続き→入庫手続き）は適切に行われているか。	適 不適	
7) <u>引取者との間の貨物受領確認は、適切に行われているか。</u>	適 不適	
8) その他		

【5. 料金業務】

1) 料金請求書に記載されている内容は正確か。	正確 不正確	
2) 料金の請求、収受に関する帳票・帳簿の管理は適切に行われているか。	適 不適	
3) その他		

【6. 倉庫業法及び関係法令の遵守状況】

1) <u>倉庫管理主任者の選任、配置は適切に行われているか。</u> <u>書類で選任状況がわかるようになっているか。</u> <u>また、倉庫の現場でも、誰が倉庫管理主任者に選任されているのかが、わかるようになっているか。</u>	適 不適	子会社の社員を任命していないか。
2) 寄託申込みを受ける場所に、約款、倉庫の種類、保管する物品の種類が、利用者の見やすいように掲示されているか。	適 不適	
3) 倉庫業法に基づく登録の手続きは適正に行われているか。 (増減坪・倉庫種類変更・定温倉庫の設置による構造の変更)	適 不適	
4) 倉庫業法に基づく届出及び報告事項の手続きは適正に行われているか。(代表者・役員・資本金の変更、所在地の変更、届出料金の変更、倉庫営業の廃止・営業所の名称変更、証券様式の変更、重大事故発生時の届出など)	適 不適	届出状況と現状が相違していないか
5) 消防法に基づく指定可燃物、毒・劇物の届出は行われているか。(ダンボール・パレット等も含めた取扱い状況の確認)	適 不適	
6) その他関係法令の遵守は行われているか。	適 不適	
7) <u>倉庫証券を発行している場合、発券許可申請を事前に行ったうえで発券しているか。</u> また、 <u>発券業務を取りやめた場合、廃止の届出を行っているか。</u>	適 不適	
8) <u>法人が合併または分割した場合、合併または分割の承継の届出を行っているか。</u>	適 不適	
9) その他		

【7. 一般管理体制等】

1) 受託、入庫、保管及び出庫に係る責任体制は明確にされているか。	適 不適	
2) 社印等の印鑑の管理・行使が適切に行われているか。	適 不適	
3) 防災（警備を含む）体制が整っているか。	適 不適	
4) 適正な保管・管理を行うために必要な職員教育は十分行われているか。	適 不適	
5) 重大事故等発生時の緊急連絡体制（運輸局等行政機関を含む）が取られているか。	有 無	
6) その他		

【総 評】

(注) 「6. 倉庫業法及び関係法令の遵守状況」の「7)」について、「発券許可申請を事前に行ったうえで発券しているか」の誤記とみられる。

【③労働災害防止監査票】

営業所名	
所在地	
監査実施日	
自主監査実施者名	
倉庫管理主任者名	

監査事項	監査結果	改善措置
1) 危険物の保管・取扱い上の注意についての連絡は徹底しているか。	適 不適	
2) 荷役機械・設備は十分に保持、整備されているか。	適 不適	
3) 安全帽等の保護具は常時整備されているか。	適 不適	
4) 安全帽等の保護具は完全に装着されているか。	適 不適	
5) 現場職員に安全衛生についての意識が徹底しているか。	適 不適	
6) 安全啓発ポスターの掲示はされているか。	適 不適	
7) その他		

【総 評】

【④倉庫管理主任者の業務遂行状況】

営業所名	
所在地	
倉庫管理主任者名	役職： 氏名：

作成日	
-----	--

<倉庫業法第11条、規則第9条の2>

点検事項	結果	備考
1) 適正な倉庫管理主任者マニュアルが作成されているか。	作成済・未作成	倉庫管理主任者の適正な配置
2) 倉庫の建物に係るメンテナンス業務、火災等の事故予防業務の実施状況について、管理しているか。	良好・普通・要努力	
3) 倉庫の保管、荷役等の業務が適切に処理されているか。管理しているか。	良好・普通・要努力	
4) 倉庫の荷役業務等の従事者の労働災害防止のために行なわれる業務について、管理しているか。	良好・普通・要努力	
5) 上記 1)～3)の業務を円滑に行なうため、現場従業員に対する研修を、企画・実施しているか。	良好・普通・要努力	

【注】倉庫管理主任者自ら記載してください。

<倉庫管理主任者の業務具体例>

(1) 倉庫管理主任者は、選任されている防火管理者が、消火、通報、避難訓練の実施や、消火活動上、必要な施設の点検及び整備等、防火管理上、必要な業務を実施しているか、の確認を行なう。

(2) 倉庫管理主任者は、選任されている安全管理者が、フォークリフト等の荷役機械の安全点検を、定められた時に実施しているか、点検表等に実施記録が記載されているか等の確認を行なう。

【具体的な実施状況】 その他具体的な事項がありましたら、記入してください。

〔⑤埼玉県倉庫協会独自の監査票〕

営業所名			
所在地			
監査実施日			
自主監査実施者名		倉庫管理主任者名	

【労働災害防止に関する事項】

監査事項	監査結果	改善措置
1) 倉庫まわりの整理整頓がされているか。	適 不適	
2) 消火栓まわりの整理整頓がされ、消火栓前のスペースが確保されているか。	適 不適	
3) 消火栓まわりの区域表示が適切に引かれているか。(消えかかったところがないか。)	適 不適	
4) エレベータの停止線が、適切に引かれているか。(消えかかったところがないか。)	適 不適	
5) コンテナシャーシへの輪留め措置が適切に行われているか。	適 不適	
6) 作業中は、コンテナ扉の固縛が適切に行われているか。	適 不適	
7) フォークリフト作業開始前点検票、月次点検票は備え付けられているか。	有 無	
8) フォークリフト作業開始前点検、月次点検、年次点検は指定された点検票に適切に行われているか。	適 不適	

9) フォークリフト運転者は、資格証を携帯しているか。	有 無	
10) フォークリフト運転時は、氏名札を表示しているか。	有 無	
11) フォークリフト運転時は、保護帽を装着しているか。	有 無	
12) フォークリフト停止の4原則（サイドブレーキを引き、フォークを床面まで降ろし、エンジンを止め、キーを抜く）が適切に守られているか。抜いたキーの適正保管管理はなされているか。	適 不適	
13) 救急箱が備えられているか。また、その表示がされているか。必要な道具、薬剤が整備されているか。	有 無	
14) 喫煙場所が指定されている場合、適切に管理されているか。	適 不適	
15) 指差呼称の実践が適切に行われているか。	適 不適	
16) 空きパレットは適切に管理されているか。（30段以上積んでいないか。）	適 不適	
17) その他		

【総 評】

- ① 倉庫設備点検・パトロール等にて指摘事項が多いもの：消火栓まわり、コンテナ扉固縛なし、保護帽関係（無帽）、フォークリフト（年次点検切れ、鍵の抜き忘れ、無資格運転手）、指差し呼称、倉庫まわりの整理整頓、エレベータ
- ・垂直搬送機まわりの消えかけた停止線、救急箱の不整備など

図表2-(2)-⑦ 平成30年度自主監査結果概要報告書総括表（埼玉県倉庫協会、千葉県倉庫協会）

[埼玉県倉庫協会]

I、自主監査対象営業所数等

- 1、監査実施営業所数・・・・・・・・・・ 290営業所
- 2、監査実施倉庫数・・・・・・・・・・ 518倉庫

II、自主監査結果の概要報告書総括表

	指摘件数	措置済件数	措置予定件数	備考
I、施設検査	172	142	30	
1. 地盤の沈下による倉庫の傾斜、崩壊等				
2. 外壁・間仕切壁等	25	17	8	
3. 屋根	15	14	1	
4. 床	18	13	5	
5. 災害防止に有効な施設・構造				
6. 建物内にある事務所の防火上の措置				
7. 消火設備	8	8		
8. 盗難防止装置	5	5		
9. 排水設備	1		1	
10. 指定可燃物等の表示				
11. 堀・柵	2	1	1	
12. 倉庫に対応しない寄託貨物				
13. 登録を受けた倉庫以外での貨物の保管				
14. 変更登録を受けないでの構造変更				
15. 警備変更届出を受けないでの構造の変更				
16. 避難、誘導灯の設備	6	4	2	
17. 地震・台風等災害発生時の対策				
18. 照明設備	27	21	6	
19. その他	65	59	6	
II、業務関係	57	56	1	
1. 受託業務	5	5		
2. 入庫業務	7	7		
3. 保管業務	6	6		
4. 出庫業務	6	6		
5. 料金業務	1	0	1	
6. 倉庫業法、関係法令の遵守状況				
7. 一般管理体制	32	32		
III、労働災害防止監査表	89	85	4	
1. 危険物の保管・取扱い				
2. 荷役機械の整備等	11	11		
3. 安全帽等の整備	2	2		
4. 安全帽等の着装	22	21	1	
5. 安全衛生の意識	16	15	1	
6. その他	38	36	2	
IV、トランクルーム関係				
V、発券業務関係				
	318	283	35	

(注) 埼玉県倉庫協会の資料による。なお、「I.施設検査」の「15.」について、「軽微変更届出を受けないでの構造の変更」の誤記とみられる。

[千葉県倉庫協会]

I. 自主監査対象営業所数等

1. 監査実施営業所数 187営業所
2. 監査実施倉庫数 560 倉庫

II. 自主監査結果概要報告書総括表

	指摘件数	措置済件数	措置予定件数	備 考
I. 施設検査	59	49	10	
1. 地盤の沈下等	0	0	0	
2. 外壁・間仕切り等	7	5	2	
3. 屋根	8	6	2	
4. 床	3	3	0	
5. 防災上有効な施設・構造（他建物近接の場合）	0	0	0	
6. 建物内にある事務所の防火上の措置	0	0	0	
7. 喫煙所の整理	1	1	0	
8. 消火設備	3	2	1	
9. 盗難防止設備（照明含む）	3	3	0	
10. 防鼠設備	0	0	0	
11. 防水設備	1	1	0	
12. 指定可燃物等の表示	0	0	0	
13. 柵・堀	2	1	1	
14. 倉庫に対応しない寄託貨物	0	0	0	
15. 登録を受けた倉庫以外での貨物の保存	0	0	0	
16. 変更登録を受けないでの構造変更	0	0	0	
17. 軽微変更届出をしないでの構造変更	0	0	0	
18. 非難、誘導灯の設備	5	5	0	
19. 災害発生時の対策	1	1	0	
20. 倉庫内の照明ランプ	5	4	1	
21. 倉庫出入口の照明設備	0	0	0	
22. 荷崩れ防止措置が講じられているか	0	0	0	
23. その他	20	17	3	
II. 業務関係	13	13	0	
1. 受託業務	3	3	0	
2. 入庫業務	1	1	0	
3. 保管業務	3	3	0	
4. 出庫業務	0	0	0	
5. 料金業務	0	0	0	
6. 法令遵守	2	2	0	
7. 一般管理体制	4	4	0	
III. 労働災害防止	8	8	0	
1. 危険物の保管・取り扱い	0	0	0	
2. 荷役機械の整備等	3	3	0	
3. 安全帽・保護具の整備	0	0	0	
4. 安全帽・保護具の着装	1	1	0	
5. 安全衛生意識の徹底	2	2	0	
6. 安全啓発ポスターの掲示	0	0	0	
7. その他	2	2	0	
IV. トランクルーム	0	0	0	
V. 発券業務	0	0	0	
VI. 倉庫管理主任者業務	5	4	1	
合 計	85	74	11	

(注) 千葉県倉庫協会の資料による。

図表2-(2)-⑧ 倉庫の防火対策に関する注意喚起 (千葉県倉庫協会)

千倉協事務局からのお知らせ

(198)

平成29年2月28日

千葉県倉庫協会事務局

TEL: 043-497-5391 FAX: 043-261-2001 E-Mail: chibakyo@s8.dion.ne.jp

《今月号の記事》

1. 「日帰り視察研修」を開催しました
2. 安全講習会を開催しました
3. 第2回品目別部会・全体会議、講演会の案内です
4. 中小倉庫業経営者セミナーを開催しました
5. 「今後の行事等」予定
6. 建物の火災予防及び防火安全性の確保について
7. 倉庫業に係る定期報告・・・事務局からのお願い・・・

6. 建物の火災予防及び防火安全性の確保について

千葉県消防長会会長より千葉県倉庫協会会長宛てに、建物の火災予防及び防火安全性の確保について(依頼)がありました。

埼玉県での倉庫火災や千葉県内におきましても、建物火災が発生しております、依頼の中の火災予防対策についても従業員皆様にご徹底を図って頂き火災予防に努めましょう。

千消会第162号

平成29年2月27日

千葉県倉庫協会
会長 植森 彰 様

千葉県消防長会
会長 大麻 精



建物の火災予防及び防火安全性の確保について(依頼)

春寒の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より火災予防行政に深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年2月16日に埼玉県三芳町において大規模な倉庫火災が発生しました。

このことから、現在、火災発生の原因を調査中ですが、日頃の防火安全性の確保等につきまして、再確認していただくとともに、下記事項にご留意の上、類似火災の発生防止に努めていただきますよう、貴協会会員の皆様にご周知の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1 消防法令上必要な事項について

建物において消防法令上必要となる以下の事項について、適法になされているかを改めて確認してください。

(1) 消防用設備の点検の実施について

消防用設備(消火器、自動火災報知設備など)は、火災時等に機能が発揮されるよう維持管理のための点検が義務付けられています。(※設備の設置義務がない場合は該当しません。)

定期の点検を実施されていない場合は、速やかに建物に設置されている消防用設備の点検を実施し、その結果を消防署へ報告してください。

(2) 防火管理者の選任について

一定規模以上の建物(倉庫の場合、事業所の従業員が50人以上)は防火管理者を選任することが義務付けられています。

防火管理者が選任されていない場合は、速やかに防火管理者を選任し、消防署へ届出をしてください。

※なお、防火管理者の選任義務のある建物は、消防計画作成(変更)届出書の提出が義務付けられています。

(3) 消防訓練の実施について

防火管理者の選任義務のある建物については、消防訓練の実施が義務付けられています。

消防訓練を実施されていない場合は、速やかに消防訓練を実施してください。

なお、消防訓練を実施する場合は、事前に最寄りの消防署へ届出をしてください。

※消防訓練の実施の際には、消火器や屋内消火栓設備等の取扱いについても確認してください。

2 その他の火災予防対策について

上記1以外の事項で火災予防上重要となる、以下の事項についてもご留意の上、従業員等に対して徹底するとともに、火災予防対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

- (1) 喫煙等の火気管理の徹底
- (2) 暖房機器や厨房機器等の火気使用設備・器具の管理の徹底
- (3) 階段、通路などの避難経路及び防火戸・防火区画の管理の徹底

3 その他

上記1で示した消防法令上必要な事項につきましては、最寄りの消防署へ届出等を行ってください。(既に必要な届出等を行っている場合は該当しません)

※消防法令上の義務事項などについて不明な点等がある場合は、最寄りの消防署へお問い合わせください。

担 当：千葉県消防長会事務局
電 話：043-202-1636
F A X：043-202-1638
Email：somu.FPG@city.chiba.lg.jp

(注) 千葉県倉庫協会のホームページに掲載の資料による。

3 倉庫の防火対策の実施状況

調 査 結 果	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>「規制緩和3カ年計画（再改定）」（平成12年3月31日閣議決定）に基づき、倉庫業の参入規制について、「許可制」から「登録制」に緩和された（14年4月1日施行）。国土交通省（現地段階では地方運輸局）の指導監督の在り方について、「事前チェック」から、「事後チェック」への転換の流れに沿った対応である。この制度改正に当たり、要件の一つとして、「事業遂行能力」に代わり、新たに「倉庫管理主任者」が設けられた。したがって、倉庫管理主任者が十全に機能することが、登録制の支えともなる（倉庫管理主任者及び倉庫管理主任者マニュアルについては、上記2(1)の【制度の概要】参照。）。</p> <p>（大規模倉庫に対する実態調査）</p> <p>消防庁及び国土交通省は、平成29年2月16日に埼玉県三芳町で発生した大規模な倉庫火災（以下「埼玉県三芳町倉庫火災」という。）と類似の火災の発生を防止するため、同年2月から3月にかけて、倉庫の用途に供する部分の床面積が5万㎡以上の建築物（全国219棟）について、消防本部及び特定行政庁が連携しての立入検査による実態調査を行っており、それによる消防法令違反及び建築基準法令違反の状況は、以下のとおりである。</p> <p>① 消防用設備等：違反あり63棟（28.8%）</p> <p> i) 消火器：設置位置の不適（柵等の設置による未警戒区域の発生）、標識未設置、耐圧点検未実施</p> <p> ii) 屋内消火栓：設置位置の不備（柵等の設置による未警戒区域の発生）、消火栓箱前の物品による操作障害、ホース耐圧点検未実施、ポンプ室の倉庫使用</p> <p> iii) 火災報知設備：発信器の操作障害、発信器表示灯不点灯、感知器の変形、警戒区域一覧図未設置、感知器一部未警戒</p> <p> iv) 誘導灯：点灯不良（バッテリー不良）、柵・商品等による視認障害、器具破損</p> <p>② 防火管理</p> <p> i) 防火管理者：未届出36棟（17.1%）</p> <p> ii) 消防計画：未届出38棟（18.1%）</p> <p> iii) 消防訓練：未実施19棟（9.0%）</p> <p>③ 防火設備の閉鎖障害（調査実施済み203件（29年3月24日までに立入検査））：「不備なし」130棟（差引きで、「閉鎖障害あり」73棟）</p> <p> i) コンベアなど固定された物品設置：23棟（203件に対して11.3%）</p> <p> ii) 荷物など固定されていない物品放置：29棟（14.3%）</p> <p> iii) 劣化・損傷：30棟（14.8%）</p> <p> iv) 常閉防火扉が固定されて閉鎖しない：3棟（14.8%）</p> <p>④ 防火区画：不備あり10棟（4.9%）</p> <p>⑤ 非常用の進入口：「不備なし」162棟（差引きで、「進入に支障あり」41棟（20.2%））</p> <p> i) 格子等8棟（3.9%）</p> <p> ii) 物品放置35棟（17.2%）</p>	

(検討会報告書)

消防庁と国土交通省は、平成29年3月から「埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた火災対策及び消火活動のあり方に関する検討会」を4回開催し、同年6月、火災の状況、防火シャッターの作動状況、大規模倉庫の状況等に関する検討内容、それらから得られる提言(具体の対策)を取りまとめた報告書(以下「検討会報告書」という。)を作成した。

検討会報告書の「第5 提言」では、検討結果の「総括」として、①アナログ式感知器の周囲などにおいてショートが発生したことによって、多数の防火シャッターが正常に起動しなかった、②降下の途中でコンベヤや物品に阻まれたため、完全な区画の形成ができなかった防火シャッターがあった、③交差するコンベヤが防火シャッターの降下と連動するシステムが適切に作動しなかったものがあった、④屋外消火栓設備を用いた初期消火の際、ポンプの起動操作が行われておらず、初期消火に必要な放水量が得られなかった、⑤自動火災報知設備の鳴動から約7分が経過するまで、119番通報が行われなかったなどとされている(第5の1)。

また、今後の防火対策のあり方等について、具体的な提言として、①防火シャッターの確実な作動に関する対策(i)電線のショートによる被害防止対策の強化、ii)防火シャッターの閉鎖障害を防止するための対策)、②事業者による初動対応(実際に屋外消火栓設備又は屋内消火栓設備を使用して放水するなど、より効果の高い消火訓練を定期的実施、できるだけ速やかに119番通報を行うことができるようにするための訓練、防火シャッターが閉鎖している場合を想定し、地上まで避難するための経路を実際に歩行する避難訓練など)等が示されている(第5の2)。

提言の最後には、「万が一火災が広範囲に拡大した場合には消防隊による消火活動が困難になり、被害が拡大する可能性があることを念頭に、事業者においては、個々の倉庫の実情に応じて、ガイドラインの内容を踏まえた取組みを自ら進めるべきである。今後、様々な形態の大規模倉庫が多数出現してくることが予想されるため、倉庫の特性に応じて本提言で示した防火対策を適切に実施していくことが重要である」とされている。

(検討会報告書を踏まえた対応)

検討会報告書を踏まえ、国土交通省及び総務省消防庁は、次のとおり対応している。

ア 告示の一部改正

国土交通省は、平成30年3月27日、「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」(昭和48年建設省告示第2563号)の一部を改正した(31年4月1日施行)。大規模な倉庫においては、可燃物量が大きいこと等から、防火シャッターが適切に閉鎖しなかった場合、初期消火が困難となり、火災の範囲が拡大するおそれがあることから、倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が50,000㎡以上の建築物(倉庫)について、火災情報記号を発信する感知器(アナログ式感知器等)を設ける場合、①短絡(いわゆる「ショート」)を防止する措置(電気配線が感知器に接続する部分に、耐熱性を有する材料で被覆等)、②短絡の影響を局限化する措置(短絡が発生した場合であっても、その影響が床面積3,000㎡以内の防火区画された部分以外の部分に及ばないよう断路器等を設置)のいずれかの措置が義務付けられた。同日付けで、都道府県建築行政主務部長あて、技術的助言の通知も行われている(国住指第4750号、住宅局建築指導課長発)。

図表3-①

図表3-②

<p>倉庫管理主任者マニュアルの冒頭で、「各倉庫管理主任者におかれましては、本マニュアルを参考として各倉庫施設の規模・実態に即したマニュアルを各自作成して頂く」よう求められている。独自のマニュアルの作成状況を調査したところ、倉庫管理主任者マニュアルを参考として作成したとする倉庫業者は、1 業者である。その内容は、倉庫管理主任者の任命に係ること、倉庫管理主任者の行う業務が中心であり、別紙として定めている点検の具体的事項には、一部、倉庫管理主任者マニュアルの要素が盛り込まれている。</p> <p>また、倉庫管理主任者マニュアルを参考としたと明確にしていけないものの、倉庫の管理に関するマニュアルや規程等を独自に作成している倉庫業者は、4 業者あり、その内容は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全衛生管理に関する基本的な事項を定めた社内規程として、「安全衛生管理基本規程」を作成。同規程では、「管理者は、事故災害の潜在機会の発見と除去ならびに設備等の不具合の発見と改善をするため、定期もしくは必要に応じ職場巡視を行う」とされている。 ○ また、本社の活動方針として、毎年度、顧客に対して安全・安心と信頼が提供できる事業形成をサポートすることを目的とする「CS (Customer Satisfaction) ・品質管理グループ活動方針」を定めている。 ○ 営業所で「構内安全マニュアル」を作成。「庫内での安全ルール」や「災害発生時の対応と避難場所」等を定めており、その中で防火シャッターの下や消火栓の前に物を置かないこと、火災等発生時の避難経路等を定め、各部署単位で周知・徹底をするなど、従業員の教育に活用している。 ○ 安全衛生に関する基本的な事項を定めた社内規程として、「安全衛生管理基本規程」あり。その細目として、不安全状態及び不安全行動の排除改善を目的とした「職場巡視及び職場巡回基準」を定めており、本社、支店、営業所単位で実施することとされている。 ○ 倉庫業務に係る全社共通の規程として「倉庫業務取扱規程」を作成。同規程内には、倉庫管理主任者の選任と業務内容についても規定 	<p>図表 3-(1)-③</p>
<p>(イ) 倉庫の施設、業務等に係る点検の実施状況</p> <p>倉庫管理主任者マニュアルの「倉庫施設の管理に関する事項」及び「火災防止に関する事項」（いずれも施行規則第9条の2第1号イ関係）には、防火対策に資する様々なチェックポイントや考え方が記載されている。</p> <p>しかし、これらを直接活用して、点検等を行っている倉庫業者はなかった。</p> <p>ただし、12 業者全て、倉庫内を巡回して、点検を行っている。うち 11 業者は、チェックリスト、「施設巡視実施記録表」、「巡回記録表」等を独自に作成し、それらを用いて点検し、その結果を記録している。</p> <p>これらチェックリスト等には、消火器が正しい位置に設置されているか、消火栓の周囲に障害となるものを置いていないか、防火シャッターの閉鎖の支障となる物品が放置されていないかなどの点検項目が定められており、それぞれ倉庫管理主任者マニュアルに掲載の事項も一部含まれている。</p> <p>また、2 種類以上の点検を実施している業者もあり、12 業者の点検の実施頻度について、「1 日 3 回」から「年 2 回」まで、区々となっている。うち 10 業者は、</p>	<p>図表 3-(1)-③ (再掲)</p> <p>図表 3-(1)-④</p>

<p>「週1回以上」点検を実施している。</p> <p>さらに、うち1業者は、従業員がタブレット端末を持参し、点検結果をその場でフォーマットに入力する方法により効率化しており、1日3回の点検が可能となっている。</p> <p>(ウ) 自主監査の実施状況</p> <p>倉庫管理主任者マニュアル冒頭の「本マニュアルの使用目的」で、倉庫管理主任者は、「巻末の自主監査票により半年ないし1年ごとに各項目について定期的にチェック」するよう求められている。自主監査票のうち「施設監査票」にも、防火対策に係る監査事項（「防火シャッターの閉鎖の支障となる物品が放置されていないか」など）が含まれている。</p> <p>自主監査について、項目2(2)のとおり、地区倉庫協会が会員業者に実施を依頼し、その結果を取りまとめている。</p>	<p>図表3-(1)-③ (再掲)</p>
<p>12業者には、当局が現地に出向いて調査した倉庫を有する営業所が埼玉県倉庫協会又は千葉県倉庫協会の会員となっているものが、8業者ある。これら倉庫業者は、年1回、それぞれの地区倉庫協会から送付される自主監査票に基づき、自主監査を行い、その結果を所定の様式に整理し、提出している。</p> <p>これらに対して、調査した倉庫を有する営業所が埼玉県倉庫協会又は千葉県倉庫協会の会員となっていない非会員の倉庫業者は、4業者ある。①うち1業者は、他県で地区倉庫協会の会員となっている本社から送付されてくる自主監査票を活用しており、②他の3業者は、特に、自主監査票による監査を実施していない。</p>	<p>図表3-(1)-① (再掲)</p>
<p>ウ 現場従業員への研修・指導の実施状況</p> <p>施行規則第9条の2第2号により、倉庫管理主任者の業務の一つとして、「現場従業員の研修に関すること」が定められている。また、倉庫管理主任者マニュアルでは、日々の施設点検等において、「不備、不適切な箇所等があった場合には、速やかに改善するとともに、<u>従業員の研修等を通じて問題点の把握、改善措置を講ずる</u>などして、火災の防止その他倉庫の適正な施設管理、倉庫管理業務の適切な運営、労働災害の防止等に努め」るよう求められている（「本マニュアルの使用目的」）。</p> <p>12業者の現場従業員の研修の実施状況について調査したところ、いずれも、倉庫管理主任者が行う研修としては、実施していない。</p> <p>ただし、業務研修の一環で、倉庫管理に係る知識を社員に伝達しているものが6業者みられた。これらの研修について、①本社等が企画する社員全体への定期的な研修に参加させているもの4業者、②新入社員への教育研修として実施しているもの2業者となっている。①のうち1業者は、庫内での安全ルール、緊急時の対応、避難経路等を内容とする「構内安全マニュアル」を作成して各部署に配布するとともに、新人教育にも利用している。</p> <p>これら6業者以外の倉庫業者でも、「社内の会議・委員会等で倉庫管理に係る議題を審議し、社員に周知する」としているものが4業者ある。現場従業員の倉庫管理に係る意識の向上に努めている状況が見受けられる。</p> <p>しかし、以上の10業者に対して、朝礼等での注意喚起、巡回時の口頭注意、ポスターの掲示にとどまっているのが2業者あり、倉庫管理主任者による「現場従業員</p>	<p>図表3-(1)-⑤</p>

の研修」が行われているとみられない。

エ 防火シャッターの閉鎖障害防止対策

埼玉県三芳町倉庫火災について、検討会報告書で、①アナログ式感知器の周囲などにおいてショートが発生したことによって、多数の防火シャッターが正常に起動しなかった、②降下の途中でコンベヤや物品に阻まれたため、完全な区画の形成ができなかった防火シャッターがあったとされている。

また、国土交通省（大臣官房参事官（物流産業））は、令和元年6月に倉庫における大規模火災の防止対策を追記する「倉庫管理主任者マニュアル」の改訂を行っており、防火シャッターの閉鎖の支障となる物品の放置の状況や防火シャッターが床面まで降下できるかを定期的に点検するよう促している。

12業者の防火シャッターの作動確認の実施状況について調査したところ、12業者いずれも定期的に作動確認を行っており、うち10業者は、専門業者に委託して実施する消防用設備点検時等に確認している。残り2業者の防火シャッターについて、手動で開閉するものであり、①1業者は終業後に、②もう1業者は長期休暇時に、それぞれ閉鎖しており、その際に確認したとしている（閉鎖障害対策に係る現地確認の結果について、後述3(2)イ参照）。

図表3-(2)-①

オ 埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた自主的取組

12業者の中には、次のとおり、埼玉県三芳町倉庫火災を受け、点検の強化を行い、新たな防災対策を講じるなど、独自の取組を行っているもの（6業者）もみられる。

(ア) 点検の強化等

点検の強化等を行った倉庫業者が、以下のとおり、4業者ある。

- 倉庫協会から、埼玉県三芳町倉庫火災を受けた通知が届く前に、自主的に、日々の巡視の中で消火器の配置状況の確認などチェックを強化
- 全センターに対し、タコ足配線になっていないか等の点検を緊急に行うよう社内通知で指示
- 埼玉県三芳町倉庫火災発生の翌日、本社から、設備の防火・消火体制のチェックを実施するよう指示。①「防火シャッター下の障害物はないか」、「報知器、感知器に異常はないか」の防火対策、②「消火器の配置、適正本数、標準使用期限、変形損傷」、「消火栓前の障害物」の消火、消防設備チェック、③「誘導灯の配置、球切れ確認」の避難経路について、チェック
- 消防法違反の防止対策と一斉点検実施についての指示が本社から発出。同文書では、消防設備の点検や訓練等を確実に実施し、職場で開催する会議で関係者へ指導することが求められており、これらに沿って実施

図表3-(1)-⑥

(イ) 社内規程やチェックシートの改正

同様に、社内の規程やチェックシートを改正した倉庫業者が、以下のとおり、2業者ある。

- 倉庫業務に関する社内規定を改正した際、埼玉県三芳町倉庫火災を受け、「倉庫内の巡視」について、倉庫管理主任者の業務として位置付けた。この改正を受け、全社共通の巡視に関する記録票が作成され、巡視の際に使用

図表3-(1)-⑥
(再掲)

<p>○ 平成 29 年 4 月 10 日、本社から「防災管理の強化について」が発出。防火チェックシートの更新、チェックした結果の安全衛生委員会での報告について、指示</p>	
<p>(ウ) その他 上記(ア)、(イ)のほか、「所長が、火災時の初動について、職員と再確認」、「本社から、消防訓練の実施、自衛消防競技大会の参加が指示」、「火の元となり得る喫煙所に、消火用の水を入れたペットボトルを配置」の措置も講じられている。</p>	<p>図表 3-(1)-⑥ (再掲)</p>
<p>(2) 倉庫内の実地調査結果 12 業者の協力を得て、倉庫内も実地に調査した。倉庫管理主任者マニュアルにおいては、消火器や消火栓、防火シャッター等倉庫施設管理や火災防止に関して点検項目が示されており、当局が消火器及び屋内消火栓の設置など防火対策の実施状況等について調査した結果、以下のとおりであった。</p>	<p>図表 2-(1)-② (再掲)</p>
<p>ア 消火器及び屋内消火栓</p>	
<p>(ア) 消火器 12 業者の消火器の設置状況について、視認できる範囲で確認したところ、いずれも、消火器を設置していた。「消火器」と表示した案内について、離れた位置からでも見つけやすく、柱の上部等にも行っている倉庫業者が 11 業者あった。中には、消火器付近の柱上部に赤いテープで「線引き」（二本線）し、遠くからでも視認しやすい工夫がみられた。 また、消火器の前に、支障となる物を置かないよう注意喚起している倉庫業者が 5 業者あった。具体的には、文字で「物を置かないで」と明記しているもの 1 業者、床面に色付きのテープで囲むなどして範囲を明示しているもの 4 業者である。 さらに、これら備え付けの消火器に加えて、倉庫内で荷物の搬送用のフォークリフトにも消火器を積載している倉庫業者も 2 業者みられた。うち 1 業者は、すべてのフォークリフトに消火器を積載している。 なお、消火器について、①上部の壁面に「消火器」の表示や床面にも黄色のテープで「線引き」により、支障となる物を置かないよう注意喚起されているものの、所定の位置に消火器本体が見当たらない箇所が 1 か所みられたもの 1 業者、②避難階段下の乗降位置に、消火器を配置しており、その分だけ、幅員が狭くなっており、円滑な避難の妨げとなるおそれのあるもの 1 業者、③消火器が扉の閉鎖の妨げとなり、防火区画の形成の支障にあるおそれのあるもの 1 業者あった。 上記①の事業者は、「倉庫管理主任者が、週に 1 回の巡視で消火器の設置状況もチェックしており、原因は不明である」としている。</p>	<p>図表 3-(2)-①</p>
<p>(イ) 屋内消火栓 12 業者には、屋内消火栓の位置が分かるよう、案内表示を行っているもの 5 業者みられた。また、屋内消火栓の前に、支障となる物を置かないよう注意喚起している倉庫業者が 8 業者あった。具体的には、文字で「物を置かない」よう明記しているもの 2 業者、屋内消火栓の前の床面に、色付きテープで「線引き」を行</p>	<p>図表 3-(2)-① (再掲)</p>

<p>い、その範囲内に支障となる物を置かないよう、注意喚起しているもの6業者である。ただし、一部に、経年劣化のため、線が不鮮明なものも見受けられた。</p>	
<p>(ウ) 消火器、屋内消火栓の配置図等</p> <p>12業者には、①消火器及び屋内消火栓の配置図を各階に掲示しているもの5業者、②屋内消火栓の配置図を各階に掲示しているもの1業者あった。事前の確認や職場研修等でも活用できるものとみられる。</p>	<p>図表3-(2)-① (再掲)</p>
<p>イ 防火シャッター</p> <p>防火シャッターの設置箇所には、10業者がシャッターの降下位置に色付きのテープで線引きを施したり、これらテープで囲ってシャッターの降下用のスペースとして確保したりして、その位置や範囲内に支障となる物を置かないよう注意喚起していた。</p>	<p>図表3-(2)-② (再掲)</p>
<p>また、防火シャッター下に、ローラーコンベアやハンガーレールを設置している倉庫業者も6業者あった。当局が視認できる範囲で確認した限り、閉鎖障害とならないよう、①防火シャッターが円滑な降下のため、ローラーコンベア相互の間に一定のスペースを確保しているもの4業者、②ハンガーレールと防火シャッターの交差箇所では、ハンガーレールが自動的に下方に屈折し、シャッターの円滑な降下スペースを確保するシステムとしているもの(作動も確認)2業者となっている。</p> <p>なお、防火シャッター降下位置の床面に「線引き」を施していない2業者のうち1業者は「防火シャッターの設置箇所は、自動車用通路であり、通行の妨げになる貨物が置かれることはない」としており、もう1業者について当局が現地調査したところ、防火シャッターの降下位置の一部に、閉鎖障害となりかねない段ボールが見受けられた。同業者では、倉庫管理主任者が、週1回、チェックリストにより、防火シャッター下に、支障となる物がなくとも点検している。前回の点検では、上記のような状況はなかった。それ以降、一時的に置かれたものとみられ、現場従業員の一部に、十分浸透していない。</p> <p>また、当局の現地調査において、防火シャッターが閉鎖された場合に使われることになると思われる扉の前後に使用済み段ボールを集約するかご付き台車などが置かれ、円滑な避難の妨げになるおそれのある倉庫業者が1業者あった。</p>	<p>図表3-(2)-③</p>
<p>ウ 使用済み段ボール等の集積場所</p> <p>埼玉県三芳町倉庫火災では、使用済み段ボールなどを集積する箇所(端材室等)が出火場所とされている。</p> <p>12業者の使用済み段ボールの集積方法等について、現地に出向いて調査したところ、①倉庫内に専用の集積場所を設けているもの7業者、②倉庫内の寄託物に影響が及ばないよう、屋外に集積場所を設けているもの5業者となっている。</p> <p>倉庫内に専用の集積場所を設けている7業者のうち1業者は、埼玉県三芳町倉庫火災の発火原因は端材室での段ボールとフォークリフトとの間で発生した摩擦との報道を受け、①フォークリフトと圧縮加工した段ボールを離す、②フォークリフトの待機場所を決める、などの対策をとった。その上で、使用済み段ボールの圧縮等の処理を行う協力会社にも、指示している「作業手順書」を改正し、現場従業員へ</p>	<p>図表3-(2)-④</p>

も周知・徹底を図っている。

また、他の6業者は、①倉庫内の巡回時に確認する(1業者)、②定期的に収集業者が回収し、長期間、放置しない(5業者)などの対応をとっている。

エ 防火対策等の取組例

12業者の中には、上記の取組のほか、①使用済み段ボールをそのまま放置することなく、圧縮機で圧縮して保管している例、②床面に緑色のテープで、避難経路の誘導を行っている例、③従業員作成の啓発ポスターを掲示して注意喚起している例など、独自に工夫しているものも見受けられた。

以上のとおり、調査した12業者の取組の現状について、倉庫管理主任者マニュアルを十全に活用しているとは言えないまでも、倉庫業法等に基づく倉庫管理主任者の役割は概ね果たされているとみられるが、当局が倉庫業者の協力を得て行った倉庫内の実地調査の結果、日常的な点検を行っていても、一部には、i) 消火器の設置もれ((2)ア(ア))、ii) 避難階段下の乗降位置に消火器を配置しており、円滑な避難の妨げとなるおそれ((2)ア(ア))、iii) 防火シャッター降下位置に貨物の一時的な置き忘れ((2)イ)、iv) 防火シャッター閉鎖時に使用されると思われる扉の前後にかご付き台車があり、円滑な避難の妨げとなるおそれ((2)イ)など、防火対策が徹底されていない箇所も見受けられた。

マニュアル等の有無にかかわらず、また、地区倉庫協会の会員、非会員にかかわらず、12事業者いずれも、定期的に倉庫内を巡回し、点検を行っている。その結果、不適切な点等が確認されれば、指摘し、改善されていく。しかし、日常的な点検や指摘が適切に行われていても、上記のような「うっかり」の状況が見受けられる。

その一因として、倉庫管理主任者による「現場従業員に対する研修」(施行規則第9条の2第2号)が十分行われておらず((1)ウ)、現場従業員の防火対策等に対する意識が徹底できていないのではないかと考えられる。

倉庫業について、防火対策は、顧客の信用の基本となるものであり、従業員一人ひとりの意識の向上が重要である。「火災が生じてから、対応する」のでは、手遅れとなる。①日常的な点検で、個別に、繰り返し指摘して改善させる、②シャッターの降下位置の床面に、カラー・テープで所定の範囲を明示するなどして注意喚起する、③倉庫管理主任者は、個別の問題に終わらせることなく、フロア全体、部署全体など一定のまとまりで、繰り返し研修を行うなど、現場従業員の意識に浸透させていく必要があるものと考えられる。

関東運輸局は、倉庫管理主任者が行う「研修」について、倉庫管理主任者講習会等で講師を務める際には、研修の必要性について周知し、倉庫業監査の実施に当たっては、研修の実施状況も確認しているとしている。そのような中でも倉庫管理主任者による現場従業員に対する研修が十分に行われていない例もみられるとすれば、改めてその重要性について明確な意識付けを行う必要があるものと考えられる。

【改善所見】

関東運輸局は、倉庫の防火対策の実効確保を推進する観点から、倉庫管理主任者による「現場従業員に対する研修」の重要性等について、改めて明確な意識付けを行う必要がある。

図表3-(2)-④
(再掲)
図表3-(2)-①
(再掲)

図表 3-① 検討会報告書（抜粋）

第5 提言

1 総括

平成29年2月16日に埼玉県三芳町で発生した倉庫火災では、大規模な倉庫の内部において延焼が生じた結果、発生から鎮火に至るまでに約12日間という長時間を要した。火災による死者や近隣建築物への外部延焼は発生しなかったものの、今回の火災を踏まえて、大規模倉庫において類似の火災が再発することがないよう、火災の拡大防止のための対策や、効率的な消防活動のための対策などの充実を図ることは喫緊の課題である。

三芳町倉庫火災においては、主要な幹線に直結して設置されているアナログ式感知器の周囲などにおいてショートが発生したことによって、多数の防火シャッターが正常に起動しないという現象が確認されたところである。

こうした現象はこれまでの火災事例では把握されていないが、今回の火災のように極めて規模の大きな倉庫においては、①可燃物量が極めて大きいこと、②防火区画として、固定の壁ではなく、随時閉鎖式の防火シャッターが用いられる場合が多いこと、③スプリンクラー設備が設置されていないことなどの状況が一般的に想定され、同様の現象が生じた場合、初期消火が困難となって火災の範囲が拡大するおそれがあることから、このような大規模倉庫を対象とした対策が必要である。

また、火災後に行った実況見分の際には、降下の途中でコンベヤや物品に阻まれたため、完全な区画の形成ができなかった防火シャッターも確認された。

今回の火災のあった倉庫では、防火シャッターと交差する配置となっているコンベヤが多数設けられていたものの、これらには防火シャッターの降下と連動して作動し、交差部分を物理的に開放することで、降下する防火シャッターとの衝突を回避するシステム（以下「連動システム」という。）が備わっていたことが明らかとなっている。しかしながら、実際の火災時には、連動システムが適切に作動しなかったため、防火シャッターの閉鎖障害を引き起こしていた事例が多数見受けられた。

これらのことから、大規模倉庫については、コンベヤや物品による閉鎖障害を発生させないための対策を図ることも必要である。

なお、今回の火災においては速やかに避難が完了したが、避難経路の状況やコンベヤの設置方法などによっては避難が困難になる場合も考えられるため、建物竣工後にコンベヤが設置された後、実際の使用の段階で避難対策にかかる配慮を求めることが必要である。

さらに、三芳町倉庫火災においては、屋外消火栓設備を用いた初期消火の際、ポンプの起動操作が行われておらず、初期消火に必要な放水量が得られなかったと考えられる。また、火災の発生に際して、発見者は自ら初期消火を試みたものの、結果として、自動火災報知設備の鳴動から約7分が経過するまで、119番通報が行われなかった。

大規模倉庫において火災の初期拡大を防止するためには、従業員が火災発見時は躊躇することなく直ちに適切な通報を行うとともに、屋内消火栓又は屋外消火栓を用いた確実な初期消火を行うことが不可欠である。

このことから、事業者による火災発生時の初動対応の実効性向上を図るための対策が必要である。

なお、大規模倉庫火災を対象としたこれらの基本的な防火対策に加えて、万が一、倉庫における火災が広範囲に拡大した場合においても、より効率的に消火活動が行えるための対策の充実を図ることも有効であると考えられ、各消防本部において大規模倉庫を想定した体制の強化や、各倉庫の実情に応じた事業者による自主的な取組みを進めることが適当である。

以下、今後の防火対策及び消防対策のあり方について、具体的な提言を行う。

2 具体の対策

2-1 初期火災の拡大防止を図るための方策

防火区画が適切に形成されなかったことや、初動対応が十分でなかったことにより、早期の消火が実現できなかったことを踏まえて、火災の拡大を初期段階で確実に防止するための対策を講じる。

(1) 防火シャッターの確実な作動に関する対策

① 電線のショートによる被害防止対策の強化

国土交通省においては、大規模倉庫を対象に、以下に掲げる措置のいずれかを義務付けることにより、電線のショートによる被害を防止することが必要である。

- ・ 一定の範囲ごとに断路器を設置するなど、ショートした場合においても影響を局所化するための措置
- ・ アナログ式感知器と電線の接続部分について耐火テープで熱的な抵抗性を向上させるなど、確実にショートの発生を防止するための措置

ただし、スプリンクラー設備の設置等により、火災発生時に電線が高温で加熱されることを防止する措置が講じられている場合においては、この限りでない。

② 防火シャッターの閉鎖障害を防止するための対策

国土交通省においては、消防庁と連携しつつ、①と同様に相対的にリスクが高いと考えられる大規模倉庫を対象に、閉鎖障害を防止するための対策を徹底することが必要である。

ただし、対策の方法としては、倉庫の利用方法が多様化していること等を踏まえ、まずは、防火シャッターの確実な閉鎖を実現するための基本的な方針を国土交通省において示し、その方針に基づいて、事業者が自らの工夫によって必要な対策を講じる方法が考えられる。

具体的には、事業者自らによる点検の実施を強化し、その状況を行政が適切にチェックするための取組みとして、以下に掲げる手順に基づく体制の構築が想定される。

- i) 国土交通省において、以下の内容を含む維持管理指針を策定し、倉庫を運営する事業者に対する周知を図ること。

イ 防火シャッターの点検に関する留意事項

- コンベヤとの交差の有無などを踏まえて点検時期を明確に定め、次に掲げる項目の点検を確実に行うこと。
 - ・ 感知器及び防火シャッターが適切に作動すること
 - ・ 防火シャッターの閉鎖障害となる物品等が放置されていないこと
 - ・ コンベヤの連動システムが、防火シャッターと連動して正常に作動すること
- 上記の点検を含めた防火シャッターに関する維持保全の責任者（以下「維持保全責任者」という。）を定めること。
- 維持保全責任者は、点検結果を記録し、記録した図書を適切に保管すること

ロ コンベヤの新設や変更を行う場合の点検に関する留意事項

- コンベヤの新設や変更を行った場合は、次に掲げる項目の点検を確実に行うこと。
 - ・ コンベヤが防火シャッターの降下を妨げる位置に配置されていないこと
 - ・ 連動システムを有するコンベヤの場合、連動システムの電源が失われた場合や、関係する電線がショートを生じた場合であっても、コンベヤが防火シャッターの降下を妨げない機構

(フェイルセーフ機構)を有しているものであることを確かめること

- ・ 避難安全性を確保するため、従業員が作業のために継続的に使用する部分については、居室を対象とした建築基準法の規定(例えば、直通階段まで安全に避難するための歩行距離の設定や、非常用の照明装置の設置など)に適合していること

○ コンベヤの設置や変更を行った場合の倉庫が、上記の点検項目に適合するものであることを確認するための責任者(以下「設置責任者」という。)を定めること

○ 設置責任者は、点検結果を記録し、記録した図書を適切に保管すること

ii) 国土交通省において、大規模倉庫の各事業者に対し、個別の倉庫ごとにi)の維持管理指針を参考とした維持管理計画を策定し、実行するよう指導すること。

iii) 各特定行政庁において、消防本部と連携しつつ、ii)の維持管理計画が策定されていることと、当該計画に応じた適切な運営がなされていることを調査し、確実な安全性の確保を図ること。

なお、大規模倉庫以外の倉庫においても、これらの留意事項を自主的な維持管理の参考とすることが望ましいことから、国土交通省においては、消防庁と連携しつつ、適切に周知を図る必要がある。

(2) 事業者による初動対応

事業者においては、火災発生時の初動対応の実効性向上を図るため、実際に屋外消火栓設備又は屋内消火栓設備を使用して放水するなど、より効果の高い消火訓練を定期的実施することが必要である。

さらに、火災の発生場所や燃焼物などを具体的に想定して、ロールプレイング形式の模擬的な通報訓練を行うなど、できるだけ速やかに119番通報を行うことができるようにするための訓練も必要である。

また、今回の火災では、逃げ遅れによる人的被害はなかったものの、火災発生時に多数の従業員が迅速かつ確かな避難を行うため、以下の項目に留意した避難訓練も有効である。

- ・ 防火シャッターが閉鎖している場合を想定し、それぞれの職員が、くぐり戸を介して地上まで避難するための経路を把握し、かつ、実際に当該経路を歩行することにより、危険な状態になるまでの間に、内部で働く従業員全員が円滑に避難できることを確認すること。また、当該訓練結果を踏まえて、避難経路や体制等についての必要な改善を図ること。
- ・ 避難が完了しているエリアにおいて、防火シャッターが降下しない場合を想定し、防火シャッター近傍の手動操作装置を起動させる手順を確認すること。

消防庁においては、大規模倉庫の状況に応じたこれらの効果的な訓練内容を事業者が計画し、訓練の実施を徹底するための取組みを進めることが必要である。

2-2 より効率的な消火活動を実施するための方策

火災を初期段階で抑制することができなかつた場合に備えて、より効率的に消火活動を行うための環境を確保することが必要。

(2) 早期に被害を軽減するための措置に関するガイドライン

大規模倉庫の事業者において、上記2-1の対策を適切に講じることにより、最低限必要な防火安全性が確保できると考えられるが、万が一、倉庫における火災が広範囲に拡大した場合においても、消防隊が隊員の人命を第一に効率的に活動を行うことができる環境を確保し、できるだけ早期に消火活動を終了させることは、当該倉庫の事業者においても、さらなる延焼による貨物の損傷などを防止する観点

から重要であると考えられる。

従って、三芳町倉庫火災の教訓や大規模倉庫の特徴を踏まえて、大規模倉庫の事業者側で取り組むことができる措置として、消防活動を円滑化するための手法を示すことが有益であることから、消防庁においては、国土交通省と連携しつつ、以下に示す内容に配慮し、事業者向けのガイドラインを策定し、それぞれの倉庫の状況に応じた取組みの実施を促すことが必要である。

- ① 2階で火災が発生した場合に備えて、消防隊が有効に進入できる経路として、例えば、直接はしごなどで進入するための進入口や、区画された付室を有する階段・非常用エレベーターなどを設けることが有効である。
- ② 倉庫外周部と全く接していない防火区画が存在する場合、建物中央部での消防活動が困難になる場合があることから、例えば、次の措置を講じることが有効である。
 - ・ 階段の付室やエレベーターの乗降ロビーに、連結送水管の放水口を付置する。
 - ・ 中央車路がある場合には、当該部分を区画するシャッターに防煙機能を持たせ、排煙機能を有するよう措置し、当該部分に連結送水管の放水口を付置する。
 - ・ 建物中央部に付室、乗降ロビー、中央車路部分等が設けられていない場合は、当該部分にスプリンクラー設備を設置する。

最後に、三芳町倉庫火災においては、幸いにして、死者の発生や近隣建築物への延焼などを防ぐことができたが、場合によってはさらなる被害の拡大も生じる可能性があった。この種の建築物は、劇場や大規模小売店舗などと比較すると、火災によって第三者の人命に被害が及びにくいと考えられるが、万が一火災が広範囲に拡大した場合には消防隊による消火活動が困難になり、被害が拡大する可能性があることを念頭に、事業者においては、個々の倉庫の実情に応じて、ガイドラインの内容を踏まえた取組みを自ら進めるべきである。今後、様々な形態の大規模倉庫が多数出現してくることが予想されるため、倉庫の特性に応じて本提言で示した防火対策を適切に実施していくことが重要である。

(注) 下線は、当局が付した。

図表 3-② 防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件の一部を改正する件の施行について（技術的助言）（平成30年3月27日付け国住指第4750号）（抜粋）

1. 改正の経緯

平成29年2月に埼玉県三芳町で発生した火災では、大規模な倉庫において延焼が拡大し、その消火に長時間を要したことから、国土交通省においては、消防庁と共同で「埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会」を設置し、検討を行った。同検討会においてとりまとめられた報告書（平成29年6月公表）では、次の理由から、初期火災の拡大防止を図るための方策について提言がなされた。

- ・ 今回の火災においては、主要な電気配線に直結して設置されているアナログ式感知器の周囲などにおいて短絡が発生したことによって、多数の防火シャッターが正常に作動しないという現象が確認されたこと。
- ・ 今回の火災のように極めて規模の大きな倉庫においては、①可燃物量が極めて大きいこと、②防火区画として、固定の壁ではなく、随時閉鎖式の防火シャッターが用いられることが多いこと、③スプリンクラー設備が設置されていないことなどの状況が一般的に想定され、同様の現象が生じた場合、初期消火が困難となって火災の範囲が拡大するおそれがあること。

今般、提言を踏まえて、大規模倉庫を対象として、感知器に係る電気配線の短絡によって、多数の防火シャッターが作動しなくなる状況が発生することを防ぐための対策を講じるため、所要の改正を行うこととした。

2. 告示改正の概要

倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が 50,000 m²以上の建築物について、当該用途に供する部分に火災情報信号を発信する感知器（いわゆるアナログ式感知器等）を設ける場合は、その電気配線について次の（1）又は（2）のいずれかの措置を講じなければならないこととする。ただし、スプリンクラー設備等の自動式の消火設備を設けた部分については、この限りでない。

（1）短絡を防止する措置

電気配線が感知器に接続する部分に、耐熱性を有する材料（耐火電線に用いるマイカ素材のテープ等）で被覆することその他の短絡を有効に防止する措置を講じることとする。

耐熱性を有する材料で被覆する措置については、電気配線が感知器に接続する部分において電線内の導線が分岐された状態となっており、火災による熱で導線の被覆材が溶融した場合に、導線同士が接触することにより短絡が発生する可能性があることから、それぞれの導線を被覆することを求めているものである。

（2）短絡の影響を局限化する措置

短絡が発生した場合であっても、その影響が床面積 3,000 m²以内の防火区画された部分以外の部分に及ばないように断路器その他これに類するものを設けることとする。

ここでいう「断路器その他これに類するもの」には、自動火災報知設備におけるショートサーキットアイソレーター等、短絡部を切り離すことで、短絡の影響が設備全体に及ぶことを防止する機能を有する機器が該当する。

なお、一部において発生した短絡による影響が、できるだけ小規模な範囲に留まるように、本告示においては、影響が及ぶ範囲の上限となる規模を 3,000 m²として定めているものである。

(注) 下線は当局が付した。

図表3-③ 大規模倉庫における消防活動支援対策ガイドライン（抜粋）

1 趣旨・目的

平成 29 年 6 月にとりまとめられた「埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会報告書」では、大規模倉庫において火災が広範囲に拡大すると、消防隊による消防活動が極めて困難となることから、防火シャッターの確実な作動や事業者による初動対応の実行性向上などの初期火災の拡大を防止するための対策を講じることが不可欠であると提言されている。

これらの対策を適切に講じることにより、最低限必要な防火安全性が確保できると考えられるが、本ガイドラインは、万が一、火災が広範囲に拡大した場合においても、できるだけ早期に消防隊による消防活動を終了させ、倉庫における貨物の損傷などを低減するため、消防隊が隊員の人命を第一に効率的に消防活動を行うことができる環境を確保することを目的として、倉庫等の事業者が、個々の建物の状況に応じて消防活動を支援するための措置を検討し、必要な対策を講じる場合において参考とするための指針として作成したものである。

3 ガイドラインの対象となる防火対象物

本ガイドラインは、消令別表第 1 (14) 項に掲げる防火対象物（同表(16) 項に掲げる防火対象物のうち、当該用途に供される部分が存するものを含む。以下同じ。）で、倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が 50,000 m²以上となる新築のものに対して適用する。

なお、これ以外の消令別表第 1 (14) 項に掲げる防火対象物又は同表(12) 項イに掲げる防火対象物（同表(16) 項に掲げる防火対象物のうち、当該用途に供される部分が存するものを含む。）であって、上記 1 の趣旨・目的に照らし、対策を講じることが適当であると倉庫等の事業者が認めるものについても本ガイドラインを準用する

ことが望ましい。この場合、次の条件に該当する防火対象物については、消防活動上の困難性を有すると考えられるため、特に留意すること。

- (1) 無窓階が存するもの
- (2) 一の進入用階段等からの水平距離が50m以上となる部分が存するもの
- (3) 防火区画について、一の防火区画を形成する壁又は防火設備の水平投影の長さの1/2以上が、連動防火設備の水平投影の長さである防火区画が存するもの
- (4) 建物内部に可燃物が大量に存するもの

4 消防隊の内部進入を支援するための措置

例えば次に掲げる措置など、消防隊の建物内部への進入を支援するために有効な措置を講じることが望ましい。

- (1) 進入用階段等を、防火対象物の部分のいずれの場所からも、一の進入用階段等までの水平距離が50m以下となるように設ける。
- (2) 非常用進入口又は代替進入口を防火対象物の2階以上の階に設ける。

5 建物中央部における消防活動を支援するための措置

建物の外周部に接していない防火区画の部分が存する場合は、例えば次に掲げる措置など、消防隊の建物中央部における消防活動を支援するために有効な措置を講じることが望ましい。

(1) 屋外から建物中央部に放水を行う方法

外周部と接していない防火区画の部分にスプリンクラー設備を、消令第12条の規定に基づき設置する。

(2) 非常用進入口のバルコニーを消防活動拠点とする方法

ア 消令第29条第2項（第1号を除く。）及び消則第31条の規定に適合する連結送水管を、次に従い設置する。

(ア) 連結送水管の放水口は、非常用進入口に設けられたバルコニーに設置する。

(イ) (ア)の放水口の周囲に、ホース格納箱を備える。

イ 一の感知器が作動した際に当該感知器が存する防火区画を形成するために必要なすべての連動防火設備を閉鎖するよう措置する。

ウ 非常用進入口を、次に従い設ける。

(ア) 非常用進入口は、防火対象物の2階以上の階に設ける。

(イ) 非常用進入口は、建物の外周部と接するすべての防火区画に一の非常用進入口が接するように設ける。

(ウ) 非常用進入口には、消防活動上有効な面積が5㎡以上で、かつ、消防活動上支障のない形状のバルコニーを設ける。

(エ) 非常用進入口に扉を設置する場合は、消防活動上支障のない開閉方向とする。

(3) 建物中央部に車路がある倉庫において、当該車路及び非常用進入口のバルコニーを消防活動拠点とする方法

ア 消令第29条第2項（第1号を除く。）及び消則第31条の規定に適合する連結送水管を、次に従い設置する。

(ア) 連結送水管の放水口は、非常用進入口に設けられたバルコニー及び車路部分に設ける。

(イ) (ア)の放水口の周囲に、ホース格納箱を備える。

イ 連動防火設備等の閉鎖について、次の措置を講じる。

(ア) (2)イのとおり、措置する。

(イ) 一の感知器が作動した際に当該階の車路に面するすべての連動防火設備を閉鎖し、当該階の車路の屋外に面するすべての開口部を開放するよう措置する。

ウ (2)ウのとおり、非常用進入口を設ける。

(4) 進入用階段等の踊場（出入口のある踊場に限り。以下同じ。）、付室又は乗降ロビーを消防活動拠点とする方法

ア 消令第29条第2項（第1号を除く。）及び消則第31条の規定に適合する連結送水管を、次に従い設置する。

(ア) 連結送水管の放水口は、2階以上の階における進入用階段等の踊場、付室及び乗降ロビーに設ける。

(イ) (ア)の放水口の周囲に、ホース格納箱を備える。

イ 進入用階段等を、防火対象物の部分のいずれの場所からも、一の進入用階段等までの水平距離が50m以下となるように設ける。

なお、乗降ロビーを消防活動拠点とする場合については、当該乗降ロビーのできるだけ近くに直通階段を設けるよう配慮する。

6 その他

(1) 上記4、5に掲げる措置は、それぞれ消防隊の建物内部への進入、建物中央部における消防活動を支援するための措置を例示したものであるため、建物の位置、構造又は設備等の状況に応じた対策とすることも可能である。

(2) 倉庫等の事業者は、これらの措置のみではなく、建物の位置、構造又は設備等の状況や今後の技術開発、研究の進展等を踏まえ、当該措置以外の措置を検討し、個々の建物ごとにより最適な措置を講じることが望ましい。

(3) 倉庫等の事業者は、計画段階において、消防水利、倉庫周囲の空地、車両の進入経路・部署位置等について、消防本部と相談し、円滑な消防活動が実施できるよう配慮することが望ましい。

(4) 倉庫等の事業者は、火災が広範囲に拡大すると消防隊による消防活動は極めて困難になることを念頭に置き、倉庫の利用実態等を踏まえて、出火防止対策や初期火災の拡大を防止するための対策の徹底を図ること。

なお、初期火災の拡大を防止するための対策の実施に当たっては、次の文書を参考とされたい。

ア 「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）」

イ リーフレット「大規模倉庫における火災の教訓」

※ 消防庁ホームページURL

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8.html

ウ 「大規模倉庫における効果的な訓練の実施推進について」（平成30年1月24日付け消防予第20号）

(5) 当該ガイドラインに基づき講じた措置は、その機能確保のため、適正な維持管理を行うことが望ましい。特に、スプリンクラー設備又は連結送水管については、消法第17条の3の3の規定に準じて定期的に点検を行い、他の消防用設備等の点検報告と併せて、消防本部の消防長又は消防署長に報告することが望ましい。

(注) 下線は当局が付した。

図表 3- (1) -① 調査対象倉庫の概要

[埼玉県内]

倉庫業者	所有形態	総床面積の階層分類	営業開始年(営業年数)	従業員数	主な寄託物	地区倉庫協会加入
A	借庫	5万㎡以上	平成18年(13年間)	約600人	日用品	会員
B	所有	1万~5万㎡	9年(22年間)	約50人	コピー用品	会員
C	所有	1万~5万㎡	29年(2年間)	約200人	靴	会員
D	借庫	5万㎡以上	27年(4年間)	約200人	生活雑貨	非会員
E	借庫	5万㎡以上	17年(14年間)	約200人	日用品、医薬品	非会員
F	借庫	1万~5万㎡	5年(26年間)	約50人	衣料品	会員

[千葉県内]

倉庫業者	所有形態	総床面積の階層分類	営業開始年(営業年数)	従業員数	主な寄託物	地区倉庫協会加入
G	借庫	1万~5万㎡	平成20年(11年間)	約400人	衣料品	会員
H	所有	1万~5万㎡	昭和60年(34年間)	約100人	家電、雑貨	会員
I	所有	1万~5万㎡	平成2年(29年間)	約200人	家電、医療機器	会員
J	借庫	5万㎡以上	平成28年(3年間)	約1,000人	衣料品	非会員
K	借庫	5万㎡以上	昭和57年(37年間)	約200人	自動車	非会員
L	借庫	5万㎡以上	平成30年(1年間)	約1,000人	生活雑貨	会員

(注) 1 当局の調査結果による。

2 いずれも「1類倉庫」である。

3 「従業員数」には、倉庫業者の従業員のほか、派遣従業員、パート従業員、関連会社からの従業員も含む。

図表 3- (1) -② 倉庫管理主任者の選任状況

[埼玉県内]

倉庫業者	倉庫管理主任者の職名、法令要件、主な担当業務	
A	職名	倉庫担当係長(管理職)
	法令要件	倉庫の管理に関する講習を修了した者(施行規則第9条第1項第3号)
	主な担当業務	営業所の売上、支出等の収支管理、従業員の労務管理、職場の安全管理
B	職名	営業所長
	法令要件	倉庫の管理に関する講習を修了した者(施行規則第9条第1項第3号) (注) 会社の方針として、30歳代半ば頃に、「倉庫管理主任者講習」を受講させる。
	主な担当業務	建物の維持管理、保管荷役管理、従業員の安全管理

C	職名	営業所長
	法令要件	倉庫の管理に関する講習を修了した者（施行規則第9条第1項第3号）
	主な担当業務	運営管理業務、防災業務、労働安全衛生業務
D	職名	営業所長
	法令要件	倉庫の管理の業務に関して二年以上の指導監督的実務経験を有する者（施行規則第9条第1項第1号） (注) 基本的には、一定の業務経験を積んでから、「倉庫管理主任者講習」を受講させる。
	主な担当業務	庫内の運営管理（荷主との情報交換等）及び安全管理（消防設備点検等を行っている管理会社との連携等）
E	職名	営業所長
	法令要件	倉庫の管理の業務に関して二年以上の指導監督的実務経験を有する者（施行規則第9条第1項第1号）
	主な担当業務	自家用発電機や空調設備のメンテナンス等の施設管理、日々の入出庫・在庫管理などの物流の運営管理
F	職名	センター長
	法令要件	倉庫の管理に関する講習を修了した者（施行規則第9条第1項第3号）
	主な担当業務	日常点検のチェックリストをセンターに適するように更新、点検の実施、点検結果の検証、対策等

[千葉県内]

倉庫業者	倉庫管理主任者の職名、法令要件、主な担当業務	
G	職名	センター長
	法令要件	倉庫の管理に関する講習を修了した者（施行規則第9条第1項第3号） (注) 倉庫管理主任者の交代が円滑に実施できるよう、倉庫の準管理者以上の職員は「倉庫管理主任者講習」を受講させる。
	主な担当業務	センター全体の統括、各職長等を通じて安全管理や経営などについての判断、職場の定期的な巡回
H	職名	倉庫担当課長
	法令要件	倉庫の管理の業務に関して三年以上の実務経験を有する者（施行規則第9条第1項第2号） (注) 「倉庫管理主任者講習」を受講せず。本社が実施する倉庫管理に関する講習を受講
	主な担当業務	倉庫関係に関すること全て（営業、経理等）の取りまとめ
I	職名	管理担当の主任
	法令要件	倉庫の管理に関する講習を修了した者（施行規則第9条第1項第3号）
	主な担当業務	安全衛生に係るもの（関連して、倉庫管理主任者、防火管理者も兼務）
J	職名	本社の営業本部部長
	法令要件	倉庫の管理に関する講習を修了した者（施行規則第9条第1項第3号）
	主な担当業務	倉庫内の業務が適切に実施されているかどうかの監督、倉庫所有者や倉庫内のテナント企業との対外折衝 (注) 倉庫管理主任者は、基本的に倉庫に勤務。営業等で、週に2日程度、不在の日あり。
K	職名	寄託物を直接扱う港湾・構内チームの班長
	法令要件	倉庫の管理に関する講習を修了した者（施行規則第9条第1項第3号）
	主な担当業務	定期的な倉庫の自主調査及び安全対策の実施指示、本社から輸送された車両を港から庫内への移動・保管作業のとりまとめなど
L	職名	出荷担当である outbound 部門の係長
	法令要件	倉庫の管理に関する講習を修了した者（施行規則第9条第1項第3号）
	主な担当業務	毎日の倉庫内の巡回、パート及び社員のシフト管理など

(注) 当局の調査結果による。

図表3-1(1)-③ 独自の規程の作成、点検の実施状況

[埼玉県内]

倉庫業者	独自の規程の作成、点検の頻度、点検内容	
A	独自の規程	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全衛生管理について基本的な事項を定めた社内規程として「安全衛生管理基本規程」を策定済み。 ○ 同規程で、「管理者は、事故災害の潜在機会の発見と除去ならびに設備等の不具合の発見と改善をするため、定期もしくは必要に応じ職場巡視を行う」とされている。 ○ 本社で、顧客に対して安全・安心と信頼が提供できる事業形成をサポートすることを目的とする「CS (Customer Satisfaction) ・品質管理グループ活動方針」を定め、「CS 巡回評価チェックシート」等を用いて事業所の課題等を明確にし、安全で衛生的な作業環境等の確立を目指している。
	点検の頻度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全管理者（倉庫管理主任者が兼務）と衛生管理者が、それぞれ週1回、職場巡視 ○ 活動方針に基づき、「庫内トップ巡回」として、営業所の支店長が、年2回倉庫を巡回
	点検内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職場巡視の結果は「安全衛生点検チェックリスト」に記載する。チェックリストには、15の点検項目。これらのうち火災防止に関連するものとして、「避難誘導灯は適切か」、「非常口のドアは正常か」、「消火器は所定の場所に置いてあるか」、「消火器・消火栓の前面に物を置いていないか」の4項目 ○ 「CS 巡回評価チェックシート」により、「事務所」、「倉庫」、「構内」、「車両」及び「整備」の5分野の点検項目について、「○」、「×」で評価 ○ 「倉庫」には、①「火災対応」の「消火設備」の項目で、「消火設備の配置図の表示及び設備配置は適正で、設置場所を見える化表示している」、「消火設備の前に障害物はなく安全が確保されている」、「消火設備の点検/有効期間が適切である/消火器・消火栓ホース（10年耐圧検査）」、②「安全避難」の項目で、「避難ドアの前に障害物はなく安全が確保されている」、「誘導灯の向きは適切で球切れしていない」
B	独自の規程	定めていない。
	点検の頻度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営業所員が月2回施設巡視を実施し、所長に報告。その他、所長が、週2～3回、不定期で巡視
	点検内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営業所内で「施設巡視実施記録表」を作成 ○ 防火関係の点検項目として、「誘導灯、感知器、充電コード、消火栓、操作盤に異状はないか」「消火器表示の前に消火器が置かれているか」、「各表示が汚れていたり、剥がれていたり、破れていたりしないか」。
C	独自の規程	定めていない。
	点検の頻度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支店長が管内営業所を巡視する「支店長安全パトロール」を月1回実施
	点検内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本社が作成した「安全パトロールチェックシート」により実施。チェック項目として、①「作業指揮と行動」、②「保管」、③「設備」、④「環境」、⑤「保稅関係」 ○ 防火関連として、「③設備」に、i)「消火栓、消火器はすぐ使用できるか」、「消火栓前、防火シャッター下に物を置いていないか」、ii)「避難通路や誘導灯の保全是良いか」、iii)「消火器、消火栓の表示や定期点検はよいか」。
D	独自の規程	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「構内安全マニュアル」を作成。「庫内での安全ルール」や「災害発生時の対応と避難場所」等を定めている。 ○ その中で、「防火シャッターの下や消火栓の前に物を置かないこと」、「火災等発生時の避難経路」等を定め、各部署単位で周知・徹底をするなど、従業員の教育に活用

	点検の頻度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 庫内の「巡回記録表」を用いて、日常点検を実施。巡回は各部署のリーダーが実施し、記録表は毎日記入 ○ 倉庫管理主任者は、週1回倉庫を点検し、異常の有無を確認し、その結果を同記録表に記入し確認印を押す。 ○ 安全・衛生管理者は、週1回は倉庫内の衛生状態を確認し、その結果を同記録表に記入し確認印を押す
	点検内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「巡回記録表」には、重点チェック項目として15項目を掲載 ○ 防火関係では、「消火器が定位置」、「防火シャッター下に物が無いか」、「消火栓周りに物が無いか」
E	独自の規程	定めていない。
	点検の頻度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 倉庫内の点検として、平成29年度から「安全職場巡視」を実施 ○ 従業員がタブレットを持参し、1日3回倉庫内を巡視。その結果をタブレットの中の「フォーマット」に入力
	点検内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防火関連のチェック項目として、「安全通路に障害物はないか」、「非常口・防火シャッター下、消防出入口等に障害物はないか」、「消火栓・消火器は分かり易く位置表示され指定場所にあるか」
F	独自の規程	<ul style="list-style-type: none"> ○ 倉庫管理主任者マニュアルを参考として、「倉庫管理主任者業務手順書」を作成。倉庫における日常点検等の業務を行うためのもの。 ○ 同手順書の別添として、①「施設・設備・車両管理結果報告書」、②「5S（整理、整頓、清潔、清掃、躰）パトロールチェックリスト」、③「PMS（Personal information protect Management System）・BCP部門別運用確認結果報告書」
	点検の頻度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「施設・設備・車両管理結果報告書」に基づき、倉庫管理主任者が月次に点検を行うことを基本方針。 同報告書を作成するための個々のチェック項目について、「施設・設備・車両チェックリスト」に定められ、週1回点検 ○ 倉庫管理主任者は、「5Sパトロールチェックリスト」に基づき、週1回点検
	点検内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「施設・設備・車両チェックリスト」のチェック項目は、「倉庫外観」、「倉庫内観」、「エレベーター」、「垂直搬送機」、「消防設備」、「無線機」、「コンピュータ」、「社用車」の区分ごとに、計52項目。 例えば、①「倉庫内観」には、「防火シャッターの閉鎖を妨げるものはないか」、「防火扉は開閉できるか」、②「消防設備」には、「誘導灯は視認できるか」、「消火器は規定数配置されているか」、「消火栓は開閉できるか」等の項目 ○ 「5Sパトロールチェックリスト」では、「安全管理」13チェック項目、「衛生管理」で5チェック項目。 「安全管理」で、「消火栓前が塞がれていないか/防火シャッター下に荷物は置いていないか/避難通路は確保出来ているか/非常口は開閉出来る状態か」、「フォークリフト導線/荷物仮置き場のライン引きがされているか」など。 「衛生管理」で、「整理・整頓はされているか（例：決められた物を決められた場所に置く）」、「清掃はされているか（例：ゴミは落ちていないか）」など。

[千葉県内]

倉庫業者	独自の規程の作成、点検の頻度、点検内容	
G	独自の規程	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「親会社」の安全衛生の基本的な事項を定めた社内規程として、「安全衛生管理基本規程」あり。 ○ その細目として、不安全状態及び不安全行動の排除改善を目的とした「職場巡視及び職場巡回基準」も定め、本社、支店、営業所単位で実施
	点検の頻度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常的な点検として、職長（防火管理者兼衛生管理者）が週に1回の巡視
	点検内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 巡視の結果を「日常/衛生管理者巡回記録」により記録 ○ 防火関係の点検項目として、「消火栓の前に物は置かれていないか。消火器の位置は適正か。防火シャッターラインは保持されているか」。

H	独自の規程	○ 倉庫業務に係る全社共通の規程を作成。同規程に、倉庫管理主任者の選任と業務内容についても規定。 規程の作成に当たり、倉庫管理主任者マニュアルを参照した可能性あり。
	点検の頻度	○ 上記規程に基づき、日常的な点検として、倉庫管理主任者が毎日巡視
	点検内容	○ 火災、盗難、濡損、温湿度、漏出、変質、そ害、虫害等の異状の有無を確認し、その結果を記録表に記載
I	独自の規程	定めていない。
	点検の頻度	○ 日常の点検として、月に1度、事務所、倉庫単位で社員が「安全パトロール」を実施 ○ パトロールの結果、改善が必要な箇所が見られた場合、月に一度開催される「安全衛生委員会」（構成員：支店代表者、同従業員組合代表者、関連会社代表者）に報告 ○ 報告箇所について、翌月の安全衛生委員会までに改善し、その結果を報告
	点検内容	○ 全社共通のチェックリストを基に、支店で「安全品質パトロール・チェックリスト」を作成し、活用 ○ 防火関係の点検項目として、「消火器は設置されているか。設置箇所に問題はないか。非常口、防火シャッター、消火栓区画内、階段付近に荷は置いてないか」。
J	独自の規程	定めていない。
	点検の頻度	○ 倉庫管理主任者は、倉庫で勤務している日に巡回 ○ 本社の事業統括部が、2週に1回、倉庫の巡察
	点検内容	○ 巡回のためのチェックリスト等は作成していない。 ○ 巡察のチェック項目について、各営業所には公開されていない。
K	独自の規程	定めていない。
	点検の頻度	○ 倉庫管理主任者でなく、防火管理者が、毎日倉庫内の巡回 ○ 月に一回、火元責任者が、防火チェックシートにより職場ごとの管理状態をチェックし、防火管理者がそれを確認。翌月の「安全衛生委員会」で審議
	点検内容	○ 日々の巡回に関するチェックリスト等なし。記録等も保存していない。 防火シャッターの下やゴミなどはチェックする。巡回中に気になるところがあった場合、その場で指導・指摘等する。 ○ 防火チェックシートは、①防火管理、②届出、③危険物関係、④機械設備、⑤消防設備、⑥消火器、⑦消火栓、⑧自動火災報知設備、⑨誘導灯、⑩防火戸、⑪避難管理、⑫厨房関係、⑬その他の13分類、64項目でチェック。 ○ 項目の例として、「消火器の有効期限（容器の耐圧試験期限）を過ぎていないか」、「シャッターの下に物が置かれていないか（ケーブル、マット等含む）」等
L	独自の規程	定めていない。
	点検の頻度	○ 日常の点検として、倉庫管理主任者又は労働安全衛生法に基づく安全管理者が、全社共通の「庫内巡回チェックリスト」を基に、毎日、巡回点検。 点検結果について、毎日、パソコンに入力し、本社安全管理室がチェック
	点検内容	○ 「庫内巡回チェックリスト」の防火関係の点検項目として、「消火設備は使用できる状態か」「防火シャッター下に物はないか」。 ○ 年4回（3月、6月、9月、12月）、「作業チェックシート」を用いた点検を全社的に実施。 この支店について、「安全」、「KY（危険予知）」、「フォーク作業」、「その他」の4分野に関するチェックが求められている（業務の安全性に係る項目が中心であり、防火関係の項目は含まれていない）。

(注) 当局の調査結果による。

図表3-1(1)-④ 倉庫業者における倉庫内の安全管理等に係る点検の頻度

[埼玉県内]		[千葉県内]	
倉庫業者	点検の頻度	倉庫業者	点検の頻度
A	週1回 年2回	G	週1回
B	週2~3回 月2回程度	H	毎日
C	月1回	I	月1回
D	毎日	J	週2~3回 月2回程度
E	1日3回	K	毎日 月1回
F	週1回	L	毎日

(注) 当局の調査結果による。

図表3-1(1)-⑤ 現場従業員への研修・指導の実施状況

倉庫業者	現場従業員の研修、指導の内容
A	倉庫管理主任者が行う研修（施行規則第9条の2第2号）としては、 <u>実施していない</u> 。 ただし、月1回の職場懇談会や営業所安全衛生委員会で、営業所の安全衛生等の審議結果を社員に周知
B	倉庫管理主任者が行う研修（施行規則第9条の2第2号）としては、 <u>実施していない</u> 。 ただし、以下のことを実施。 ・ 従業員は、関連会社の職場安全管理に関する研修に参加 ・ 年1回、「フォークリフト安全講習」を所内で実施 ・ 月1回のミーティングと朝礼で、所長が職場巡視した結果等について情報交換等 ・ 倉庫の月2回の点検は、若手が実施。どのような点を見ればよいかなど、OJTの形で教示
C	倉庫管理主任者が行う研修（施行規則第9条の2第2号）としては、 <u>実施していない</u> 。 朝礼、昼礼などにおいて「防火シャッターの下に物を置かない」などの注意喚起。 なお、年1回（3月）、労働災害の認識や危険予知トレーニング基本的手法の習得を目的に、中央労働災害防止協会職員を講師として、「KYT（危険予知トレーニング）実践研修」を実施。研修対象者は、支店管内の営業所に勤務する関連会社社員など約50人（平成31年3月、47人参加）
D	倉庫管理主任者が行う研修（施行規則第9条の2第2号）としては、 <u>実施していない</u> 。 各部署のリーダーに、「5S」（整理、整頓、清掃、清潔、躰）を教え、展開。 従業員向けに、庫内での安全ルール、緊急時の対応、災害発生時の対応と避難場所等を内容とする「構内安全マニュアル」を作成、各部署に展開。新人教育に利用 正社員全体への1年目、3年目などの定期的な倉庫管理の実務等に関する研修について、本社で企画し、実施
E	倉庫管理主任者が行う研修（施行規則第9条の2第2号）としては、 <u>実施していない</u> 。 朝礼時等において、適宜、労働安全衛生等の話をしている。また、年2回（4月、11月）行っている消防訓練についても、広い意味での研修・指導として、位置付けている。
F	倉庫管理主任者が行う研修（施行規則第9条の2第2号）としては、 <u>実施していない</u> 。 全正社員が出席する安全衛生委員会で、日常点検の結果を議題にあげ、課題点があれば改善するように指導。同委員会に出席した正社員は、指導された内容について、各従業員に展開。事故等があった場合、朝礼や昼礼で注意喚起

[千葉県内]

倉庫業者	現場従業員の研修、指導の内容
G	倉庫管理主任者が行う研修（施行規則第9条の2第2号）としては、 <u>実施していない</u> 。 グループの方針に基づき、各センターで教育・訓練に係る年間計画を策定。それに基づき、従業員への研修（新規雇入れ時研修、新規業務・業務手順変更時教育）等を実施
H	倉庫管理主任者が行う研修（施行規則第9条の2第2号）としては、 <u>実施していない</u> 。 本社から安全管理に関する指示等があった場合、朝礼や月1回開催される職場内の会議で周知
I	倉庫管理主任者が行う研修（施行規則第9条の2第2号）としては、 <u>実施していない</u> 。 月に一度実施される「安全衛生協議会」（構成員：前掲「安全衛生委員会」構成員及び輸送協力会社代表者）で、安全衛生管理に関して、本社から通知された内容を伝達。それを受け、各エリアの作業員等にも内容を周知
J	倉庫管理主任者が行う研修（施行規則第9条の2第2号）としては、 <u>実施していない</u> 。 社内の防災委員会に所属する従業員が、火災防止のポスターを作成し、倉庫内に掲載して啓発。倉庫管理主任者等が巡回で是正すべき箇所を発見した場合、その都度、口頭で注意
K	倉庫管理主任者が行う研修（施行規則第9条の2第2号）としては、 <u>実施していない</u> 。 安全品質環境チームの業務として新入社員に社内の安全ルールを教える機会を設けている。
L	倉庫管理主任者が行う研修（施行規則第9条の2第2号）としては、 <u>実施していない</u> 。 以下のような教育を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> 入社した際、全従業員（正社員及び派遣、パート、アルバイト）に、オリエンテーションを実施。オリエンテーション資料の中では、防火関係について、喫煙ルールや防火設備・防火シャッター周りの物置禁止エリア、避難場所等について説明 従業員は、作業手順等が変更になった場合、必ず研修を受講。受講状況について、受講者にサインをさせて確認 倉庫管理主任者（及び安全管理者）が毎日実施している庫内巡回中に是正すべき事項を発見した場合、その職場の責任者等に口頭で注意

(注) 当局の調査結果による。

図表3-1(1)-⑥ 埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた自主的取組の例

倉庫業者	自主的取組の内容
B	倉庫協会から、埼玉県三芳町倉庫火災を受けた通知が届く前に、自主的に、日々の巡視の中で消火器の配置状況の確認などチェックを強化。 同倉庫火災が起きた際、所長が、火災時の初動について、職員と再確認
F	全センターに対し、タコ足配線になっていないか等の点検を緊急に行うよう社内通知で指示
G	埼玉県三芳町倉庫火災発生の翌日、本社から、設備の防火・消火体制のチェックを実施するよう指示。①「防火シャッター下の障害物はないか」、「報知器、感知器に異常はないか」の防火対策、②「消火器の配置、適正本数、標準使用期限、変形損傷」、「消火栓前の障害物」の消火、消防設備チェック、③「誘導灯の配置、球切れ確認」の避難経路について、チェックした。
H	本社から消防法違反の防止対策と一斉点検実施について指示が発出。 同文書では、消防設備の点検や訓練等を確実に実施し、職場で開催する会議で関係者へ指導することが求められており、これらに沿って実施。 また、倉庫業務に関する社内規定を改正した際、埼玉県三芳町倉庫火災を受け、「倉庫内の巡視」について、倉庫管理主任者の業務として位置付けた。この改正を受け、全社共通の巡視に関する記録票が作成され、巡視の際に使用
J	埼玉県三芳町倉庫火災を受け、火の元となり得る喫煙所に、消火用の水を入れたペットボトルを配置
K	平成29年4月10日、本社から「防火管理の強化について」が発出。防災チェックシートの更新、

	<p>チェックした結果の安全衛生委員会での報告について、指示。 「防火管理の強化について」により、消防訓練の実施、自衛消防競技大会の参加が指示</p>
--	---

(注) 当局の調査結果による。

図表 3- (2) -① 消火器及び消火栓の設置に関する防火対策

[埼玉県内]

倉庫業者	消火器及び消火栓の設置に関する防火対策	事例表
A	<p>消火器の位置が分かるよう、上部に案内表示。消火器の前に、支障となる「物を置かない」よう、分かりやすく注意喚起。 屋内消火栓の前に、支障となる「物を置かない」よう、分かりやすく注意喚起。屋内消火栓、火災報知器及び非常口の位置が分かるよう、案内表示。 各フロアに、消火器及び屋内消火栓の配置図を掲示。 なお、避難階段下の乗降位置に、消火器が配置。その分だけ、幅員が狭くなっており、円滑な避難の妨げとなるおそれあり (1か所)。</p>	<p>事例表 3-A-① 事例表 3-A-③</p>
B	<p>消火器の位置が分かるよう、柱の上部に案内表示。 屋内消火栓の前の床面に、黄色のテープで「線引き」。支障となる物を置かないよう、注意喚起。 当局の現地調査において、消火器が扉の閉鎖の妨げとなり、防火区画の形成の支障になるおそれのある箇所が1か所あり</p>	事例表 3-B-①
C	<p>遠くからでも、消火器の位置が分かるよう、案内表示 (誘導)。 屋内消火栓の位置が分かるよう、案内表示 (誘導)。屋内消火栓前の床面に、赤色のテープで「線引き」。支障となる物を置かないよう、注意喚起。 各フロアごとに、避難経路と消火器及び屋内消火栓の配置場所を示した図を掲示。 なお、倉庫内で荷物の搬送用フォークリフトすべてに、消火器を積載</p>	<p>事例表 3-C-① 事例表 3-C-③</p>
D	<p>消火器の周囲に、黄色と黒色のテープで「線引き」。支障となる物を置かないよう、注意喚起。 屋内消火栓の位置が分かるよう、上部に、案内表示。屋内消火栓前の床面に、黄色と黒色のテープで「線引き」。支障となる物を置かないよう、注意喚起。 フロアごとに、消火器及び消火栓の配置図を掲示</p>	事例表 3-D-①
E	<p>消火器の位置が分かるように、上部の壁面に案内表示。消火器の周囲に、黄色と黒色のテープで「線引き」。支障となる物を置かないよう、注意喚起。 屋内消火栓前の床面に、黄色と黒色のテープで「線引き」。しかも、囲まれた枠内には、「禁止」を意味する「×」印の形状。支障となる物を置かないよう、注意喚起。 なお、倉庫内で荷物の搬送用フォークリフトの一部に、消火器を積載</p>	<p>事例表 3-E-① 事例表 3-E-③</p>
F	<p>消火器の位置が分かるよう、上部の壁面に、案内表示。 屋内消火栓前の床面に、黄色で「線引き」。支障となる物を置かない注意喚起。ただし、一部、経年劣化のため、不鮮明</p>	事例表 3-F-①

[千葉県内]

倉庫業者	消火器及び消火栓の設置に関する防火対策	事例表
G	<p>上部に、「消火器」の案内表示。離れた位置からも、確認できる。消火器の位置が分かるよう、案内表示。簡潔な使用方法も掲示。</p> <p>屋内消火栓の位置が分かるよう、上部の柱に、i) 案内表示、ii) 「周辺に物を置かないでください。消火活動の妨げになります」と注意喚起。屋内消火栓ボックスの上に、「この付近に物を置かないでください」、「消火栓」、「消火活動のため」と注意喚起の掲示</p>	事例表 3-G-①
H	<p>上部の壁面に、3本の消火器個々に対応させて、赤文字で「消火器」の案内表示。</p> <p>当局の現地調査において、①上部の壁面に「消火器」の表示、②床面にも黄色のテープで「線引き」により、支障となる物を置かないよう注意喚起されているものの、消火器本体が見当たらない箇所が1か所あり</p>	事例表 3-H-①
I	<p>上部の壁面に、赤文字で「消火器」の案内表示。消火栓の扉に、簡潔な使用方法も掲示。</p> <p>各階ごとに、「消火栓MAP」を掲示。赤の丸付き「消」のマークが、消火栓の位置を示す。</p>	事例表 3-I-①
J	<p>「消火器」の案内表示、簡潔な使用方法の掲示。また、消火器の周囲の床面には、赤色のテープで「線引き」。支障となる物を置かないよう、注意喚起</p>	事例表 3-J-①
K	<p>消火器付近の柱上部に赤いテープで「線引き」（二本線）。遠くからでも視認しやすい。</p> <p>同様に、屋内消火栓付近の柱上部に赤いテープで「線引き」（一本線）。遠くからでも視認しやすい。</p> <p>各階に、消火器及び消火栓の配置図を掲示</p>	事例表 3-K-①
L	<p>壁上部に消火器の案内表示。</p> <p>消火器周囲の床面に、黄色と黒のテープで「線引き」。支障となる物を置かないよう、注意喚起。消火器の後方に、簡潔な使用方法も掲示。</p> <p>屋内消火栓前の床面に、黄色と黒のテープで「線引き」。支障となる物を置かないよう、注意喚起</p>	事例表 3-L-①

(注) 当局の調査結果による。

図表 3- (2) -② 防火シャッターの閉鎖障害防止対策の実施状況

[埼玉県内]

倉庫業者	防火シャッターの閉鎖障害の防止対策	事例表
A	<p>① 防火シャッターの降下等の点検 年2回の消防設備点検時に、専門業者と共に、確認</p> <p>② 閉鎖障害の防止措置 防火シャッターの降下位置を含む長方形の範囲について、黄色のテープで斜めに「線引き」。同範囲には、支障となる物を置かないよう注意喚起</p>	事例表 3-A-②
B	<p>① 年2回の消防設備点検時に、専門業者に委託して実施（年1回、直近では平成31年1月実施）。ただし、令和元年度の点検について、費用面で折り合いがつかず</p>	事例表 3-B-②

	<p>延期。令和2年に実施予定</p> <p>② 防火シャッター降下位置の床面に、黄色のテープで「線引き」。同箇所、支障となる物を置かない意識付け</p> <p>なお、防火シャッターが閉鎖された場合に使われることになると思われる扉の前後に使用済み段ボールを集約するかご付き台車などが置かれ、円滑な避難の妨げになるおそれあり。</p>	事例表 3-B-③
C	<p>① 年2回(4月、10月)の消防設備点検時に、事業者と共に確認。消防計画に基づき、「定期自主検査チェック票」により、月1回点検</p> <p>② 防火シャッター降下位置を含む長方形の範囲に、赤色のテープで「線引き」。同箇所、支障となる物を置かないよう注意喚起。</p> <p>なお、防火シャッターと隣接する防火扉の前に、半円状に黄色いマーカーが引かれ、防火扉の開閉の支障にならないための注意喚起</p>	事例表 3-C-② 事例表 3-C-①
D	<p>① 年1回、9月の消防設備点検時に、起動点検も実施</p> <p>② 防火シャッター降下位置を含む長方形の範囲に、赤色の「線引き」がおおむね施され、同箇所、支障となる物を置かないよう注意喚起。「シャッター下物置厳禁」との張り紙もあり。</p>	事例表 3-D-②
E	<p>① 年2回(3月、9月)の消防設備点検時に、事業者と共に確認</p> <p>② 防火シャッター降下位置床面に緑色のテープで、また、降下位置を含む長方形の範囲には黄色と黒のテープで、それぞれ「線引き」。「防火シャッター下 荷物を置かない」との張り紙もあり。</p>	事例表 3-E-②
F	<p>① 年2回の消防設備点検時に、点検業者と共に確認</p> <p>② 防火シャッター降下箇所への「線引き」が、一切施されておらず。</p> <p>なお、倉庫業者の協力を得て、当局が倉庫内を実地に調査したところ、防火シャッターの降下位置の一部に、閉鎖障害となりかねない段ボールあり。</p> <p>倉庫管理主任者が、週1回、「5Sパトロールチェックリスト」により、「防火シャッターの下に荷物は置かないか」についても点検。前回の点検では、このような状況なし。それ以降、一時的に置かれたものとみられる。</p> <p>同「チェックリスト」の記載内容によると、担当者のパトロールで、9月19日には「防火シャッター下に荷物は置いていないか」のチェック項目での指摘なし。しかし、①10月7日には2-A、4-B、4-C(3か所)、②同11日には1-A、2-A、4-A、4-B、4-C(4か所)、③同22日には2-A(1か所)について、改善報告。担当者のチェックは適切に行われている。しかし、同一箇所指摘が連続。現場従業員の一部に、十分浸透していない模様</p>	事例表 3-F-②

[千葉県内]

倉庫業者	防火シャッターの閉鎖障害の防止対策	事例表
G	<p>① 防火シャッターの降下等の点検</p> <p>専門業者に委託している年2回の消防設備点検の際に確認</p> <p>② 閉鎖障害の防止措置</p> <p>防火シャッターの降下位置床面に、黄色と黒のテープで「線引き」。さらに、その外側の一定の範囲にも、赤のテープで「線引き」。これらの範囲に、支障となる物を置かないよう注意喚起</p>	事例表 3-G-②
H	<p>① 防火シャッターについて、煙や熱を感知して自動で閉鎖するものでなく、手動</p>	事例表 3-H-②

	<p>で開閉するもの。終業後、すべての防火シャッターを降下。故障等があれば分かるため、特別な作動確認を行う必要なし。</p> <p>② 防火シャッターの降下位置床面に、黄色と黒のテープで「線引き」。同箇所、支障となる物を置かないよう注意喚起</p>	
I	<p>① 専門業者に委託している消防排煙設備点検（建築基準法上の点検であり、同者は、消防用設備等点検と同時に実施）の際に確認</p> <p>② 防火シャッター降下位置床面に、赤色のテープで「線引き」。同箇所、支障となる物を置かないよう注意喚起</p>	事例表 3-I-②
J	<p>① 消防設備点検の際、防火シャッターの作動状況も確認</p> <p>② 防火シャッターの降下位置床面と降下位置を含む長方形の範囲には赤色テープで「線引き」。同箇所、支障となる物を置かないよう注意喚起</p>	事例表 3-J-②
K	<p>倉庫の構造上（1階が自動車への部品取り付け等の作業場及び駐車場、2～4階が駐車場）、i）2～4階の内部には防火シャッターがなく、外部との境にのみ設置、ii）1階は、外部との境及び作業場と駐車場の境に、防火シャッターが設置。</p> <p>① 長期休暇（ゴールデンウィーク、お盆、年末年始等）の際に、防火シャッターを閉めるので、その際に確認</p> <p>② 2階～4階には、倉庫の構造（駐車場）上、庫内に防火シャッターなし。シャッターの設置箇所は、外部からの進入路上となり、通行の妨げとなる駐車はすることはない。「線引き」等もなし。</p> <p>1階の架装作業場と駐車場の間の防火シャッターについて、シャッター降下位置の床面に、オレンジの「線引き」。その脇に「止まれ」の表示も。同箇所について、自動車用通路であり、通行の妨げになる貨物が置かれることはない。この「線引き」は「停止線」の意味で引いているもの。</p>	
L	<p>① 専門業者に委託している消防設備点検の際に、確認</p> <p>② 防火シャッター降下位置を含む長方形の範囲に、黄色と黒のテープ（トラテープ）で「線引き」。同箇所、支障となる物を置かないよう注意喚起。「トラテープ内物置禁止」との張り紙もあり。</p>	事例表 3-L-②

(注) 当局の調査結果による。

図表 3- (2) -③ ローラーコンベアやハンガーレールを設置している倉庫業者の防火対策

倉庫業者	防火シャッターの円滑な降下の確保対策	事例表
B	防火シャッターが円滑に降下するよう、ローラーコンベア相互に一定のスペースを確保	事例表 3-B-②
F	防火シャッターが円滑に降下するよう、ローラーコンベア相互に一定のスペースを確保	事例表 3-F-②
G	ハンガーレールと防火シャッターの交差箇所では、ハンガーレールが自動的に下方に屈折し、シャッターの円滑な降下スペースを確保するシステム（現地調査で、作動も確認）	事例表 3-G-②
I	防火シャッターが円滑に降下するよう、ローラーコンベア相互に一定のスペースを確保	事例表 3-I-②
J	ハンガーレールと防火シャッターの交差箇所では、ハンガーレールが自動的に下方に屈折し、シャッターの円滑な降下スペースを確保するシステム（現地調査で、作動も確認）	事例表 3-J-②
L	防火シャッターが円滑に降下するよう、ローラーコンベア相互に一定のスペースを確保	事例表 3-L-②

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-1(2)-④ 使用済み段ボールなどの集積箇所を設けている場合の防火対策

[埼玉県内]

倉庫業者	使用済み段ボールの防火対策	事例表
A	屋外にあるトラックが通行するスロープの下に集積し、事業者が回収	
B	倉庫内のかごで一端集約後、屋外で集積。 倉庫内のかごが、非常時にシャッターが閉鎖された場合に使われることになると思われる扉の近くにあり、避難の妨げとなるおそれ	事例表 3-B-③
C	集積箇所（端材庫）は、倉庫の1階に2か所設置。不要になった段ボールをベルトコンベアに乗せて運び、端材庫にある圧縮機で段ボールを圧縮し、溜まり次第（週1回程度）業者に売却。 端材庫の特別な点検は行っていない。端材庫には、運搬用のフォークリフトが配備。すべてのフォークリフトに、消火器を配備	事例表 3-C-③
D	集積場所は、倉庫内1階のプラットフォームに設置。毎日リサイクル業者が回収のため、「一時的な置き場所」	事例表 3-D-③
E	倉庫1階にある端材スペースに集積し、圧縮機により圧縮、定期的に業者へ引渡す。 運搬用のフォークリフトに、消火器を配備	事例表 3-E-③
F	屋外のテント下に集積	事例表 3-F-③

[千葉県内]

倉庫業者	使用済み段ボールの防火対策	事例表
G	各作業場単位で集め、3階の集積所にまとめ、毎日、収集業者が回収し、処分。特段、集積場を点検対象にはしていない。	事例表 3-G-③
H	各作業スペース単位でまとめた後、屋外の集積スペースにまとめ、収集業者が回収し、処分。特段集積場を点検対象にはしていない。	事例表 3-H-③
I	各作業場単位で集め、1階の車止め付近の屋内のスペースに集約し、毎日、午前、午後に収集業者に回収し、処分。長期間、放置しない。	事例表 3-I-③
J	各階ごとに集め、1階のゴミ集積用の部屋に集約。集積場について、倉庫管理主任者が巡回する際に、状態を確認	事例表 3-J-③
K	各職場単位で集め、1階屋外のごみ集積場に集約。毎日、収集業者が回収し、処分	
L	各職場単位で集め、1階に常駐している協力会社に処理を依頼。集められた段ボールについて、その場で圧縮加工し、搬出。 搬出には、フォークリフトを使用。埼玉県三芳町倉庫火災（発火原因は端材室での段ボールとフォークリフトとの間で発生した摩擦との報道あり）を受け、①フォークリフトと圧縮加工した段ボールを離す、②フォークリフトの待機場所を決める、などの対策。協力会社に指示している「作業手順書」も改正し、現場従業員への周知・徹底を図っている。	事例表 3-L-③

(注) 当局の調査結果による。

〔 事 例 表 〕

事例番号	事例表 1-①	実地調査年月日	令和元年 9 月 25 日
場所	関東運輸局	報告書関連項目	1-ウ-7)
<p>倉庫業者登録簿に営業所の連絡先（電話番号等）の記載がなく、郵送又は訪問しなければ連絡がとれない倉庫業者がある。</p> <p>【説明】</p> <p>倉庫業法第 4 条第 1 項では、倉庫業の登録申請書の記載事項について、①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、②倉庫の所在地、③倉庫の種類、④倉庫の施設及び設備、⑤保管する物品の種類並びに⑥その他国土交通省令で定める事項（i 営業所の名称、所在地及び連絡先、ii 資本金又は出資の総額、iii 営業開始予定期日（施行規則第 2 条第 1 項第 2 号））と定めている。</p> <p>また、第 5 条第 1 項では、国土交通大臣は、倉庫業の登録の申請があつた場合においては、登録を拒否する場合を除き、上記登録申請書記載事項並びに登録年月日及び登録番号を登録簿に登録しなければならないとされており、同条第 2 項では、「国土交通大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない」、同条第 3 項では、「国土交通大臣は、登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない」とされている。</p> <p>さらに、施行規則第 3 条の 2 により、登録簿の様式が定められており（添付資料等参照）、営業所の連絡先について、「(電話)、(FAX)、(E-mail)」となっている。</p> <p>当局が調査対象倉庫業者の選定のため、関東運輸局に備え付けの登録簿により、埼玉県の 29 業者（主たる営業所数 29、埼玉県内の営業所数 42）及び千葉県の 49 業者（主たる営業所数 49、千葉県内の営業所数 78）を確認したところ、連絡先（電話番号等）の記載がなく（「00-0000-0000」等を含む）、連絡が取れない営業所（登録簿に別に記載されている「主たる営業所」の連絡先経由で連絡が可能なものを除く。）が、埼玉県 3 業者、千葉県 5 業者みられた。</p> <p>これについて、関東運輸局は、「登録申請時に電話番号等が決まっていないため、申請書に未記載の場合も多い」としている。</p> <p>登録簿について、倉庫業法の規定により「登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない」（第 5 条第 3 項）とされており、同局によると、その用途について、「荷主が倉庫業者の選定に利用することが挙げられる」、また、「縦覧は年間数件程度」としている。</p> <p>なお、施行規則等運用方針の[3]の 7「登記簿の作成（則第 3 号様式）」には、「主たる営業所の連絡先」の欄には、主たる営業所の電話番号及びファックスを有する場合はその番号を、電子メールアドレスを有する場合はそのアドレスを記載すること」とされており（7-2 子）、「総括表記載例」の「主たる営業所の連絡先」欄には、「(TEL)03-3452-3111」と明示されている。</p> <p>しかし、上記のとおり、連絡先が記載されていないか、「00-0000-0000」など意味のない記載も見受けられることから、縦覧制度の趣旨にそぐわず、同局の指導監督等や利用者にも不便が生じるものと考えられる。</p>			

【添付資料等】

(倉庫業者登録簿の様式)

第三号様式(第3条の2関係)

倉庫業者登録簿

1/X

都道府県		管轄局 及び整理番号	
登録番号及び年月日			
氏名又は名称			
代表者の氏名 (法人の場合)			
住所			
資本の額又は出資の総額			
主たる営業所の名称			
主たる営業所の連絡先	(電話) (FAX) (E-mail)		
主たる営業所の所在地			
発券・非発券の別	発券・非発券	発券許可番号及び年月日	
倉庫の棟数及び 所管面(容)積	有効面積の合計		
	1類倉庫	棟	m2
	2類倉庫	棟	m2
	3類倉庫	棟	m2
	野積倉庫	区	m2
	水面倉庫	区	m2
	貯蔵槽倉庫	基	m3
	冷蔵倉庫	棟	m3(うちF級 棟 m3、C級 棟 m3)

< 営業所の概要 >

Y/X

営業所所在都道府県		管轄局 及び整理番号	
営業所の名称			
営業所の所在地			
営業所の連絡先	(電話) (FAX) (E-mail)		
倉庫の棟数及び 所管面(容)積	有効面積の合計		
	1類倉庫	棟	m2
	2類倉庫	棟	m2
	3類倉庫	棟	m2
	野積倉庫	区	m2
	水面倉庫	区	m2
	貯蔵槽倉庫	基	m3
	冷蔵倉庫	棟	m3(うちF級 棟 m3、C級 棟 m3)

(営業所所管倉庫の概要)

設置登録番号 及び年月日	名称	類別	所在地	倉庫面(容)積	主要構造	所有・借 庫の別	保管物品 の種類	備考

注) 「倉庫の棟数及び所管面積」中「危険品倉庫」の欄については、建屋又は野積により危険品を保管するものにあつては、面積立てで、貯蔵槽により危険品を保管するものにあつては容積立てで記載すること。
トランクルームにあつては、構造基準上対応する倉庫の欄に括弧書きでトランクルームの面積又は容積を記入すること。

表 登録簿の不適切な記載状況

	埼玉	千葉
主たる営業 所数	29 うち不適切な数 5	49 うち不適切な数 7
県内の営業 所数	42 うち不適切な数 21	78 うち不適切な数 30

(注) 当局の調査結果による。

※不適切な記載とは、「電話番号の記載なし」、「00-0000-0000」の状況を表す。

表 主たる営業所及び営業所の連絡先（電話番号）が両方とも不適切な記載をしている業者

	業者名	主たる営業所	県内の営業所
埼玉	a 社	0-0-0	000-000-0000
	b 社	記載なし	記載なし 0-0-0
	c 社	0-0-0	00000-0000-0000 0-0-0 0000-00-0000
千葉	d 社	0-0-0	0-0-0
	e 社	000-000-0000	記載なし 記載なし
	f 社	00-0000-0000	00-0000-0000
	g 社	000-000-0000	000-000-0000
	h 社	000-000-0000	000-000-0000

(注) 当局の調査結果による。

(電話番号未記載の倉庫業者登録簿)

倉庫業者①

倉庫業者登録簿			
都道府県	東京都	管理局及び整理番号	関東運輸局 平成20年■■■■ 関交物第■■■■号
登録番号及び年月日	平成20年■■■■ 登録第■■■■号		
氏名又は名称	■■■■会社		
代表者の氏名 (法人の場合)	職務執行者 ■■■■		
住所	東京都目黒区■■■■		
資本の額又は出資の総額	払い込み資本金■■■■円		
主たる営業所の名称	■■■■		
主たる営業所の連絡先	(TEL)047-■■■■ (FAX)047-■■■■		
主たる営業所の所在地	千葉県市川市■■■■		
発券・非発券の別	非発券	発券許可番号 及び年月日	
倉庫の棟数及び 所管面(容)積	有効面積 の合計	976,635m ²	
	一類倉庫	18棟 966,537m ²	
	二類倉庫		
	三類倉庫		
	野積倉庫		
	水面倉庫		
	貯蔵倉庫		
	危険品倉庫	(建屋)3棟 2,154m ²	
冷蔵倉庫	1棟 7,238m ³ (F級1棟928m ³ C級1棟6,310m ³)		

< 営業所の概要 >

営業所所在都道府県	埼玉県	管轄局及び 整理番号	関東運輸局	登録第 [] 号	営業所第 4 号
営業所の名称	[]				
営業所の所在地	川越市 []				
営業所の連絡先	(TEL) 0-0-0 (FAX) (E-mail)				
倉庫の棟数及び 所管面(容)積	有効面積 の合計	66,881m ²			
	一類倉庫	1棟 66,881m ²			
	二類倉庫				
	三類倉庫				
	野積倉庫				
	水面倉庫				
	貯蔵倉庫				
	危険品倉庫				
	冷蔵倉庫				

< 営業所所管倉庫の概要 >

政令指定区域番号 及び倉庫番号	名称	種類	所在地	有効面積	主要構造	利用状況	備考
1-1 R22 [] []	[]	1	川越市 []	66,881m ²	RC造一部S造折板葺金属パネル張4階建	借	H30.5.24関東運輸局第3660号増坪(条件:荷崩れ防止措置)

倉庫業者②

倉庫業者登録簿			
都道府県	東京都	管理局及び整理番号	関東運輸局 平成26年 [] 官参物
登録番号及び年月日	平成26年 [] 登録第 [] 号		
氏名又は名称	[] 株式会社		
代表者の氏名 (法人の場合)	代表取締役 []		
住所	東京都世田谷区 []		
資本の額又は 出資の総額	払い込み資本金 [] 円		
主たる営業所の名称	[]		
主たる営業所の連絡先	(TEL) 00-0000-0000		
主たる営業所の所在地	千葉県市川市 []		
発券・非発券の別	非発券	発券許可番号 及び年月日	
倉庫の棟数及び 所管面(容)積	有効面積 の合計	305,324m ²	
	一類倉庫	8棟 305,324m ²	
	二類倉庫		
	三類倉庫		
	野積倉庫		
	水面倉庫		
	貯蔵倉庫		
	危険品倉庫		
冷蔵倉庫			

倉庫業者③

倉庫業者登録簿			
都道府県	大阪府	管理局及び整理番号	関東運輸局 平成29年 [] 号 関交環物第 [] 号
登録番号及び年月日	平成29年 [] 登録第 [] 号		
氏名又は名称	株式会社 []		
代表者の氏名 (法人の場合)	代表取締役社長 []		
住所	大阪府大阪市 []		
資本の額又は出資の総額	払い込み資本金 [] 円		
主たる営業所の名称	[]		
主たる営業所の連絡先	(TEL) 000-000-0000		
主たる営業所の所在地	千葉県木更津市 []		
発券・非発券の別	非発券	発券許可番号及び年月日	
倉庫の棟数及び所管面(容)積	有効面積の合計	55,728m ²	
	一類倉庫	1棟 55,728m ²	
	二類倉庫		
	三類倉庫		
	野積倉庫		
	水面倉庫		
	貯蔵倉庫		
	危険品倉庫		
	冷蔵倉庫		

< 営業所の概要 >

営業所所在都道府県	千葉県	管轄局及び整理番号	関東運輸局	登録第 [] 号	営業所第 1 号
営業所の名称	[]				
営業所の所在地	木更津市 []				
営業所の連絡先	(TEL) 000-000-0000 (FAX) [] (E-mail) []				
倉庫の棟数及び所管面(容)積	有効面積の合計	55,728m ²			
	一類倉庫	1棟 55,728m ²			
	二類倉庫				
	三類倉庫				
	野積倉庫				
	水面倉庫				
	貯蔵倉庫				
	危険品倉庫				
	冷蔵倉庫				

< 営業所所管倉庫の概要 >

登録営業番号及び整理番号	名称	類別	所在地	倉庫面積(容)積	主要構造	所管品名	備考
1-1 H29 [] 関東環物第 [] 号	[]	1	木更津市 []	55,728m ²	S造3階建耐火建築物	所 第1類物品(日用品など)	特定流通業務施設

倉庫業者④

倉庫業者登録簿			
都道府県	東京都	管理局及び整理番号	平成31年■■■■ 関東運輸局 関交環物第■■■■号
登録番号及び年月日	平成31年■■■■ 登録第■■■■号		
氏名又は名称	■■■■株式会社		
代表者の氏名 (法人の場合)	代表取締役 ■■■■		
住所	東京都港区■■■■		
資本の額又は出資の総額	払い込み資本金■■■■円		
主たる営業所の名称	■■■■		
主たる営業所の連絡先	(TEL)000-000-0000		
主たる営業所の所在地	千葉県市川市■■■■		
発券・非発券の別	非発券	発券許可番号及び年月日	
倉庫の棟数及び所管面(容)積	有効面積の合計	114,260m ²	
	一類倉庫	2棟 114,260m ²	
	二類倉庫		
	三類倉庫		
	野積倉庫		
	水面倉庫		
	貯蔵倉庫		
	危険品倉庫		
	冷蔵倉庫		

< 営業所の概要 >

営業所所在都道府県	千葉県	管轄局及び整理番号	関東運輸局	登録第 [] 号 営業所第 1 号 平成31年 [] 号 関文環物第 [] 号
営業所の名称	[]			
営業所の所在地	市川市 []			
営業所の連絡先	(TEL) 000-000-0000 (FAX) (E-mail)			
倉庫の棟数及び所管面(容)積	有効面積の合計	97,172m ²		
	一類倉庫	1棟 97,172m ²		
	二類倉庫			
	三類倉庫			
	野積倉庫			
	水面倉庫			
	貯蔵倉庫			
	危険品倉庫			
	冷蔵倉庫			

< 営業所所管倉庫の概要 >

設置場所番号及び年月日	名称	階別	所在地	倉庫面積(容)積	主要構造	利用	備註	備考
1-1 H31. [] 関文環物第 [] 号	[]	1	市川市 []	97,172m ²	RC造、金属サンドイッチパネル張、折板葺、4階建の1~3階部分	借	第1階は貯蔵品(家庭日用品)	

事例表 3-A-① 消火器や屋内消火栓の位置を明示、支障物を置かないよう注意喚起している例

倉庫業者	A	実地調査年月日	令和元年10月4日	
倉庫の概要	操業開始年	平成18年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	5万㎡以上の借庫	従業員数	約600人
	主な寄託物	日用品		

1 消火器

(写真①)

消火器の前に、支障となる「物を置かない」よう、分かりやすく注意喚起



(写真②)

消火器の位置が分かるよう、上部に案内表示



2 屋内消火栓等

(写真③)

屋内消火栓の前に、支障となる「物を置かない」よう、分かりやすく注意喚起



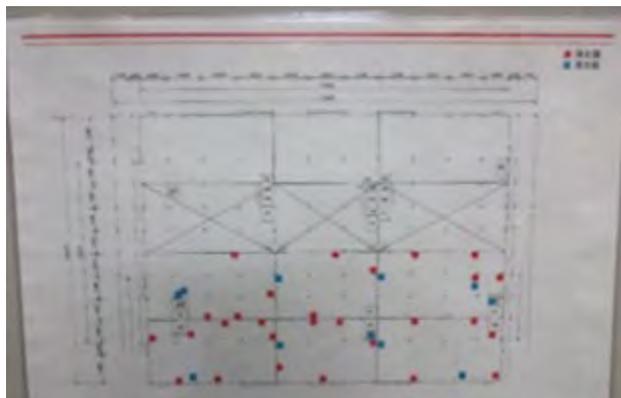
(写真④)

屋内消火栓、火災報知器及び非常口の位置が分かるように、案内表示



3 消火器及び屋内消火栓の配置図

(写真⑤) 各フロアに消火器（赤丸）及び屋内消火栓（青丸）の配置図を掲示



(注) 当局の調査結果による。

事例表 3-A-② 防火シャッターの真下等に、支障物を置かないよう注意喚起している例

倉庫業者	A	実地調査年月日	令和元年10月4日	
倉庫の概要	操業開始年	平成18年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	5万㎡以上の借庫	従業員数	約600人
	主な寄託物	日用品		

○ 防火シャッター等

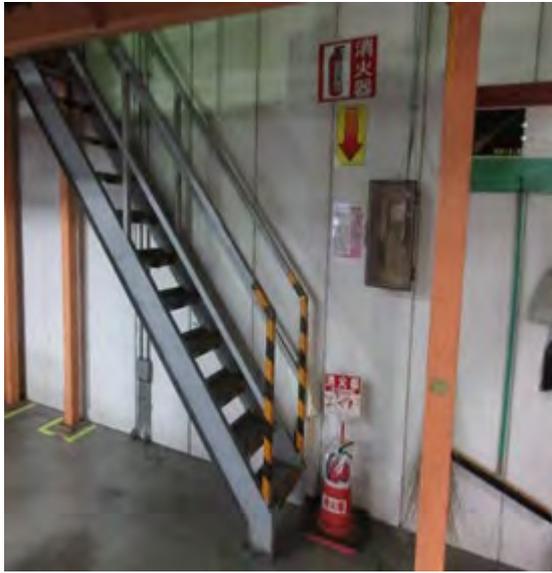
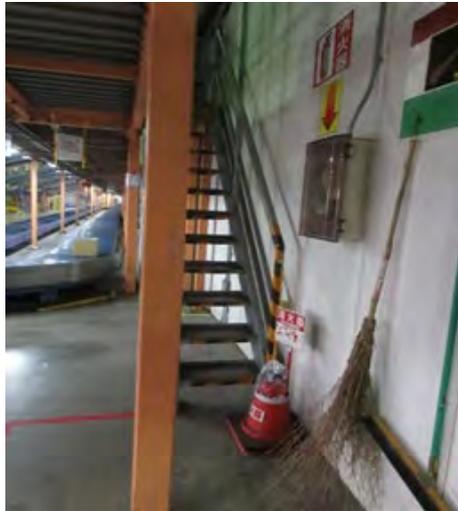
<p>(写真①) 防火シャッターが降下する床面に、黄色のテープを斜線状に貼り、物を置かないよう、注意喚起</p>	<p>(写真②) 屋内消火栓及び非常口の前の床面にも、同様に、黄色のテープを斜線状に貼り、物を置かないよう、注意喚起</p>
	

(注) 当局の調査結果による。

事例表 3-A-③ 避難階段の乗降位置に消火器を配置し、避難の妨げになるおそれのある例

倉庫業者	A		実地調査年月日	令和元年10月4日
倉庫の概要	操業開始年	平成18年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	5万㎡以上の借庫	従業員数	約600人
	主な寄託物	日用品		

○ 避難の妨げとなるおそれのある消火器

<p>(写真①)</p> <p>避難階段下の乗降位置に消火器が配置。緊急時に、避難の妨げになるおそれ（横から）</p>	<p>(写真②)</p> <p>階段下の乗降位置だけ幅が狭く、円滑な避難の妨げになるおそれ（正面から）</p>
	

(参考) 消防法施行令

(消火器具に関する基準)

第十条 消火器又は簡易消火用具（以下「消火器具」という。）は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

一 (略)

二 次に掲げる防火対象物で、延べ面積が百五十平方メートル以上のもの

イ 別表第一(一)項ロ、(四)項、(五)項、(六)項イ(4)、ハ及びニ、(九)項並びに(十二)項から(十四)項までに掲げる防火対象物

ロ (略)

三～五 (略)

2 前項に規定するもののほか、消火器具の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 消火器具は、通行又は避難に支障がなく、かつ、使用に際して容易に持ち出すことができる箇所に設置すること。

3 (略)

(注) 当局の調査結果による。

事例表 3-B-① 消火器の位置の案内表示、屋内消火栓の前等に支障物を置かないよう注意喚起している例

倉庫業者	B		実地調査年月日	令和元年10月7日
倉庫の概要	操業開始年	平成9年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	1万㎡～5万㎡の自社所有倉庫	従業員数	約60人
	主な寄託物	コピー用紙等		

1 消火器の位置の案内表示、屋内消火栓前の床面に注意喚起

- ・ 消火器の位置が分かるよう、柱の上部に案内表示。
- ・ 屋内消火栓の前の床面に、黄色のテープで「線引き」。支障となる物を置かないよう、注意喚起



2 扉の閉鎖の妨げとなっているおそれのある消火器

消火器が扉の閉鎖の妨げとなり、防火区画の形成の支障になるおそれ



(参考) 消防法

第八条の二の四 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、…(中略)…かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理しなければならない。

(注) 当局の調査結果による。

事例表 3-B-② 防火シャッターが円滑に降下するよう、工夫や注意喚起している例

倉庫業者	B	実地調査年月日	令和元年10月7日	
倉庫の概要	操業開始年	平成9年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	1万㎡～5万㎡の自社所有倉庫	従業員数	約60人
	主な寄託物	コピー用紙等		

- 1 防火シャッターが円滑に降下するよう、ローラーコンベア相互に、降下用のスペースを確保
(写真①)



- 2 防火シャッターの降下位置に、支障となる物を置かないよう注意喚起

<p>(写真②) 防火シャッターと床面の位置関係 (正面)</p>	<p>(写真③) 防火シャッター降下位置床面に黄色のテープで「線引き」、支障となる物を置かないよう、注意喚起 (横から)</p>

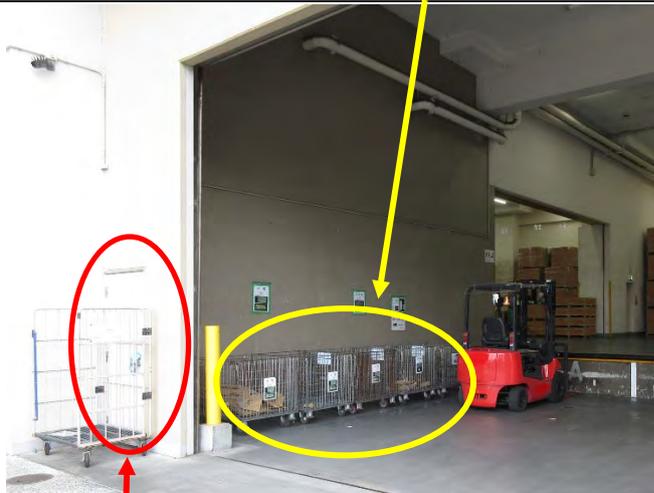
(注) 当局の調査結果による。」

事例表 3-B-③ 使用済み段ボールを屋外にまとめて集積している例

倉庫業者	B		実地調査年月日	令和元年10月7日
倉庫の概要	操業開始年	平成9年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	1万㎡～5万㎡の自社所有倉庫	従業員数	約60人
	主な寄託物	コピー用紙等		

○ 使用済み段ボールを屋外にまとめて集積

(写真①)
使用済み段ボールを倉庫内で一端集約



非常時にシャッターが閉鎖された場合に
使われることになると思われる扉の前後
にかご付き台車があり、避難の妨げになる
おそれ

(写真②)
その後、屋外の集積場所へ



(注) 当局の調査結果による。

事例表 3-C-① 消火器等の案内表示、屋内消火栓の前等に支障物を置かないよう注意喚起している例

倉庫業者	C		実地調査年月日	令和元年10月8日
倉庫の概要	操業開始年	平成29年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	1万㎡～5万㎡の自社所有倉庫	従業員数	約200人
	主な寄託物	靴		

1 消火器の位置を分かりやすく案内表示

<p>(写真①) 遠くからでも、消火器の位置が分かるよう、案内表示（誘導）</p>	<p>(写真②) 消火器の案内表示</p>
	

2 屋内消火栓の案内表示

<p>(写真③) 屋内消火栓の位置が分かるように、案内表示（誘導）</p>	<p>(写真④) 屋内消火栓前の床面に、赤色のテープで「線引き」。支障となる物を置かないよう、注意喚起</p>
	

3 消火器等の案内図、非常口の注意喚起

(写真⑤)

各フロアごとに、避難経路と消火器及や屋内消火栓の配置場所を示した図を掲示



(写真⑥)

非常口 (灰色の柱状の下部) の位置が分かるよう、案内表示。

非常口前の床面に、黄色のテープで、非常口の開閉スペースをかたどった「線引き」(点線)。支障となる物を置かないよう、注意喚起



(注) 当局の調査結果による。

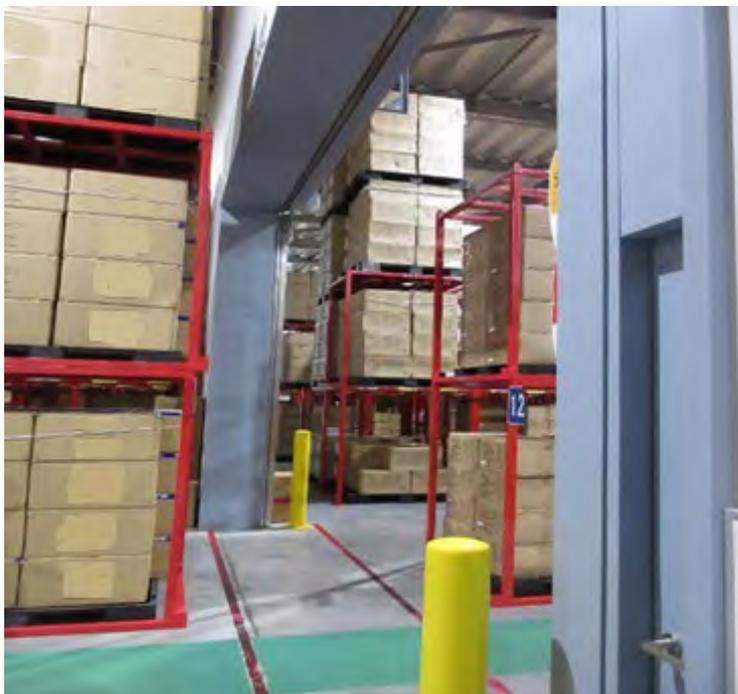
事例表 3-C-② 防火シャッターの降下に十分なスペースを確保し、支障物を置かないよう注意喚起している例

倉庫業者	C		実地調査年月日	令和元年10月8日
倉庫の概要	操業開始年	平成29年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	1万㎡～5万㎡の自社所有倉庫	従業員数	約200人
	主な寄託物	靴		

○ 防火シャッターの降下に十分なスペースを確保、支障物を置かないよう注意喚起

(写真)

防火シャッターの降下に十分な幅（スペース）を確保して、床面に赤色のテープで、2本の「線引き」。支障となる物を置かないよう、注意喚起



(注) 当局の調査結果による。

事例表 3-C-③ 荷物の搬送用のフォークリフトに消火器を積載している例

倉庫業者	C	実地調査年月日	令和元年10月8日	
倉庫の概要	操業開始年	平成29年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	1万㎡～5万㎡の自社所有倉庫	従業員数	約200人
	主な寄託物	靴		

1 荷物の搬送用のフォークリフトに消火器を積載

(写真①)

すべてのフォークリフトには、消火器を積載（運転席左手のフレームに装備（黄色の点線））。使用済み段ボール等の初期消火に備える。



(写真②)

端材室内で、フォークリフトを使用し、廃棄段ボール（圧縮済み）の搬送（消火器は、運転席後方右手のフレームに装備（黄色の点線））



2 端材室の使用済み段ボール

(写真③)

端材室に続く、使用済み段ボール運搬用のベルトコンベア



(写真④)

端材室は、倉庫の1階に2か所設置。圧縮機で使用済み段ボールを処理し、溜まり次第(週1回程度)業者に売却



(写真⑤)

圧縮機(正面)



(注) 当局の調査結果による。

事例表 3-D-① 消火器等の案内表示、屋内消火栓の前等に支障物を置かないよう注意喚起している例

倉庫業者	D		実地調査年月日	令和元年10月9日
倉庫の概要	操業開始年	平成27年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	5万㎡以上の借庫	従業員数	約200人
	主な寄託物	生活雑貨		

1 消火器の位置を分かりやすく案内表示

(写真①)

消火器の周囲に、黄色と黒色のテープで「線引き」。支障となる物を置かないよう、注意喚起



2 屋内消火栓の案内表示

(写真②)

屋内消火栓の位置が分かるよう、上部に、案内表示



(写真③)

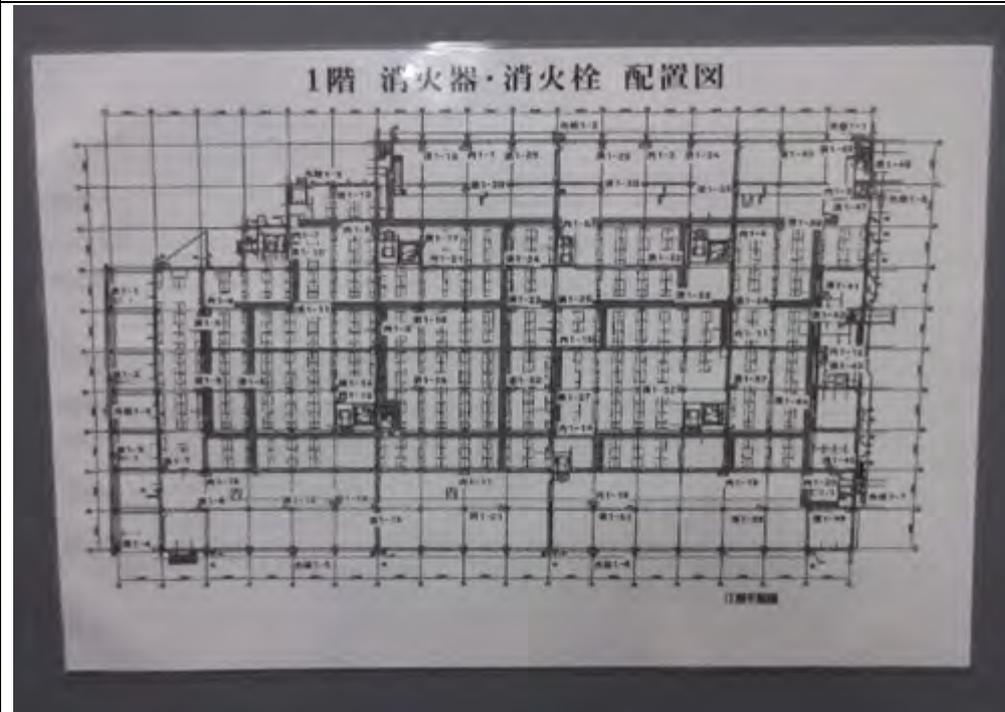
屋内消火栓前の床面に、黄色と黒色のテープで「線引き」。支障となる物を置かないよう、注意喚起



3 消火器等の案内図、非常口の注意喚起

(写真④)

フロアごとに、消火器及び消火栓の配置図を掲示



4 非常口の注意喚起

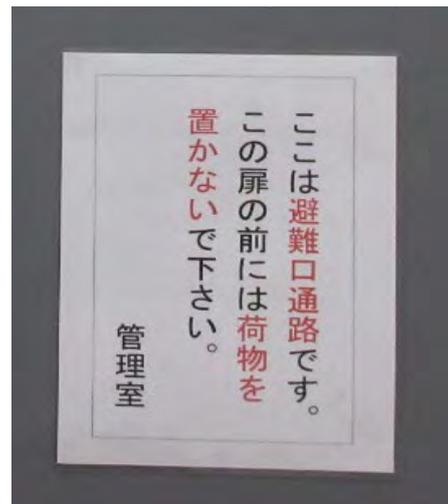
(写真⑤)

非常口前の床面に、黄色と黒色のテープで、「線引き」。支障となる物を置かない注意喚起



(写真⑥)

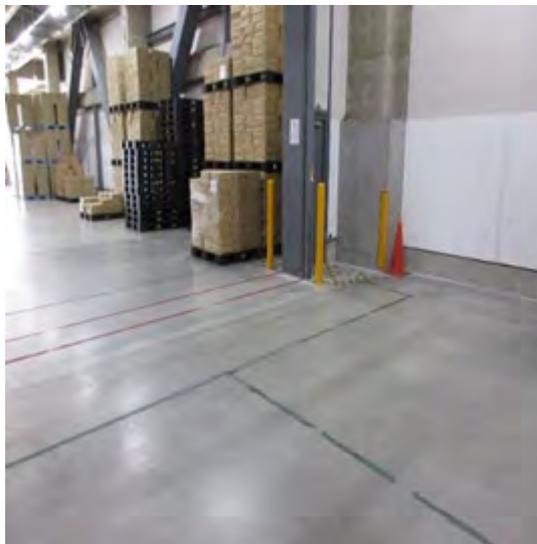
非常口の扉にも、「この扉の前には荷物を置かない」旨の張り紙



5 床面に緑色のテープで、避難経路の誘導

(写真⑦)

有事の際に、非常口を通して避難できるように、床面に、緑色のテープで (一部、不鮮明) 「誘導」



(写真⑧)

「有事の際は、緑色のテープに従って避難」
するよう、張り紙

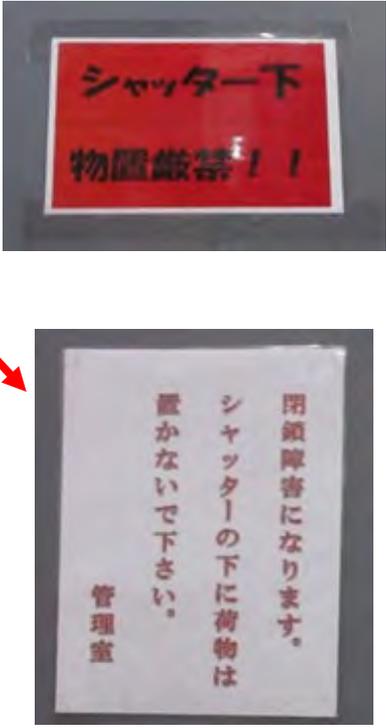


(注) 当局の調査結果による。

事例表 3-D-② 防火シャッターの降下位置の床面等に、支障物を置かないよう注意喚起している例

倉庫業者	D		実地調査年月日	令和元年10月9日
倉庫の概要	操業開始年	平成27年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	5万㎡以上の借庫	従業員数	約200人
	主な寄託物	生活雑貨		

○ 防火シャッターの降下位置の床面や柱に、支障となる物を置かないよう、注意喚起

<p>(写真①) 防火シャッターの降下位置の床面に、赤色のテープで、2本「線引き」(一部、不鮮明)。支障となる物を置かない注意喚起</p>	<p>(写真②) 右側の柱に、赤の背景色で、「シャッター下物置厳禁!!」の張り紙。 その下にも、白地に赤文字で、「閉鎖障害になります。シャッターの下に荷物は置かないでください」の張り紙</p>
	

(注) 当局の調査結果による。

事例表 3-D-③ 使用済み段ボールを集積し、専門業者が一括回収している例

倉庫業者	D		実地調査年月日	令和元年10月9日
倉庫の概要	操業開始年	平成27年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	5万㎡以上の借庫	従業員数	約200人
	主な寄託物	生活雑貨		

○ 使用済み段ボールの集積、一括回収

(写真①)

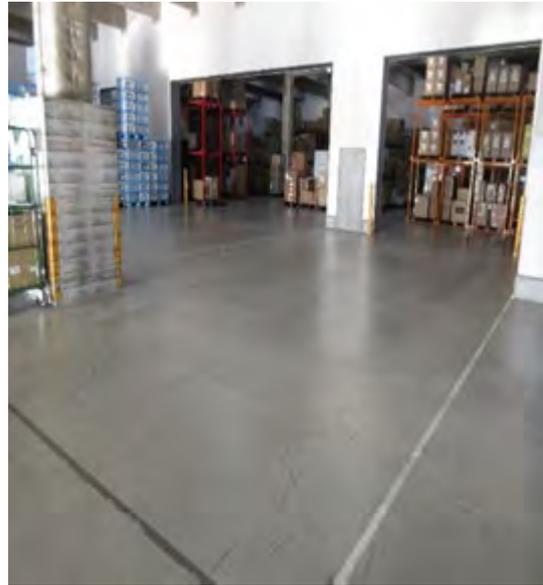
各階ごとに、所定の場所に、使用済み段ボールを集積



(写真②)

その後、使用済み段ボールは、倉庫内1階のプラットフォームに集約(写真の緑又は白のテープで囲まれた箇所)。ここは、「一時的な」集積場であり、毎日、リサイクル業者が回収。

この写真では、回収後のため、使用済み段ボールなし。



(注) 当局の調査結果による。

事例表 3-E-① 消火器の案内表示、消火栓の前に支障物を置かないよう注意喚起等している例

倉庫業者	E		実地調査年月日	令和元年 10月 18日
倉庫の概要	操業開始年	平成 17年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	5万㎡以上の借庫	従業員数	約 200人
	主な寄託物	日用品、医薬品		

1 消火器の位置の分かりやすく案内表示、周辺や前面に支障物を置かないよう注意喚起

<p>(写真①)</p> <p>消火器の位置が分かるように、上部の壁面に案内表示。消火器の周囲に、黄色と黒色のテープで「線引き」。支障となる物を置かないよう、注意喚起</p>	<p>(写真②)</p> <p>屋内消火栓前の床面に、黄色と黒色のテープで「線引き」。しかも、囲まれた枠内には、「禁止」を意味する「×」印の形状。支障となる物を置かないよう、注意喚起</p>
	

2 避難経路図の掲示

<p>(写真③) フロアごとに、避難経路図を掲示</p>	
------------------------------	--

(注) 当局の調査結果による。

事例表 3-E-② 防火シャッターの降下位置に支障物を置かないよう、ポール等により注意喚起している例

倉庫業者	E	実地調査年月日	令和元年10月18日	
倉庫の概要	操業開始年	平成17年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	5万㎡以上の借庫	従業員数	約200人
	主な寄託物	日用品、医薬品		

○ 防火シャッターの降下位置に支障物を置かないよう、ポールの設置、床面にテープ、壁面に張り紙

<p>(写真①)</p> <p>防火シャッターの降下位置となる床面に、i) 黄色のポールをそれぞれ両側に計4本設置、ii) さらに、黄色と黒色のテープ2本で「線引き」。支障となる物を置かないよう、注意喚起</p>	<p>(写真②)</p> <p>壁面にも、「頭上注意!!」、「防火シャッター下に荷物を置かない」よう、注意喚起の張り紙</p>
	

(注) 当局の調査結果による。

事例表 3-E-③ フォークリフトの一部に消火器を積載している例

倉庫業者	E	実地調査年月日	令和元年10月18日	
倉庫の概要	操業開始年	平成17年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	5万㎡以上の借庫	従業員数	約200人
	主な寄託物	日用品、医薬品		

1 荷物の搬送用のフォークリフトの一部に消火器を積載

<p>(写真①) 荷物の搬送用のフォークリフトに、運転席後部右側のフレームに、消火器を積載</p>	<p>(写真②) フォークリフトには、消火器を積載していないものあり。</p>
	

2 使用済み段ボールを所定の集積場に集約し、圧縮して売却

<p>(写真③) 使用済み段ボールは、倉庫1階の所定の集積場へ。</p>	<p>(写真④) 圧縮機により処理し（右下のような状態）、定期的に業者へ引渡す</p>
	

(注) 当局の調査結果による。

事例表 3-F-① 消火器の分かりやすい案内表示、消火栓の前に支障物を置かないよう注意喚起している例

倉庫業者	F		実地調査年月日	令和元年10月24日
倉庫の概要	操業開始年	平成5年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	1万㎡～5万㎡の借庫	従業員数	約60人
	主な寄託物	衣料品		

○ 消火器の位置の分かりやすい案内表示、消火栓の前に支障物を置かないよう注意喚起

消火器の位置が分かるよう、上部の壁面に、案内表示。

屋内消火栓前の床面に、黄色で「線引き」。支障となる物を置かない注意喚起。ただし、一部、経年劣化のため、不鮮明。

なお、屋内消火栓の本体の白文字「消火栓」の下に、簡潔に操作手順を示した図を貼付。

(写真)



(注) 当局の調査結果による。

事例表 3-F-② 防火シャッターの降下位置に注意喚起の措置がないものの、ローラーコンベアには降下の支障とならないよう一定の間隔を確保している例

倉庫業者	F		実地調査年月日	令和元年10月24日
倉庫の概要	操業開始年	平成5年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	1万㎡～5万㎡の借庫	従業員数	約60人
	主な寄託物	衣料品		

1 防火シャッターの降下位置の床面に、注意喚起の線引き等なし

(写真①)

防火シャッター降下位置の床面に、注意喚起の「線引き」等なし。



(写真②)

当局が現地を調査した際には、防火シャッターの降下位置に貨物が置かれている箇所が1か所あった。



なお、倉庫業者の協力を得て、当局が倉庫内を実地に調査したところ、写真②のとおり防火シャッターの降下位置の一部に、閉鎖障害となりかねない段ボールが見受けられた。

倉庫管理主任者が、週1回、「5Sパトロールチェックリスト」により、「防火シャッターの下に荷物はなにか」についても点検している。前回の点検では、このような状況はなかった。それ以降、一時的に置かれたものとみられる。

また、同「チェックリスト」の記載内容によると、担当者のパトロールで、9月19日には「防火シャッター下に荷物は置いていないか」のチェック項目で指摘がなかったものの、①10月7日には2-A、4-B、4-C（3か所）、②同11日には1-A、2-A、4-A、4-B、4-C（4か所）、③同22日には2-A（1か所）について、改善報告されている。担当者のチェックは適切に行われているものの、同一箇所でも指摘が連続しており、現場従業員の一部に、十分浸透していないものとみられる。

2 防火シャッターが円滑に降下するよう、ローラーコンベア相互に、一定のスペースを確保

(写真③)

ローラーコンベアの上部に、防火シャッターを設置（「No2」と表示されている箇所。正面から）



(写真④)

防火シャッターが円滑に降下するよう、一定のスペースを確保（横から）



(注) 当局の調査結果による。

事例表 3-F-③ 使用済み段ボールを屋外にまとめて集積している例

倉庫業者	F		実地調査年月日	令和元年10月24日
倉庫の概要	操業開始年	平成5年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	1万㎡～5万㎡の借庫	従業員数	約60人
	主な寄託物	衣料品		

○ 使用済み段ボールを屋外のテント下に集積

<p>(写真①) 使用済み段ボールを圧縮</p>	<p>(写真②) 圧縮した使用済み段ボールをテント下に集積し、業者に売却</p>
	

(注) 当局の調査結果による。

事例表 3-G-① 消火器の分かりやすい案内表示、消火栓周辺に支障物を置かないよう注意喚起している例

倉庫業者	G		実地調査年月日	令和元年10月4日
倉庫の概要	操業開始年	平成20年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	1万㎡～5万㎡の借庫	従業員数	約400人
	主な寄託物	衣料品		

1 消火器の分かりやすい案内表示

- 上部に、「消火器」の案内表示。離れた位置からも、確認できる（写真①）
- 消火器の位置が分かるよう、案内表示。簡潔な使用方法も掲示（写真②）

（写真①：上部の案内表示）



（写真②：消火器、案内及び操作方法の掲示）



2 屋内消火栓の分かりやすい案内表示、支障物を置かないよう注意喚起

- 屋内消火栓の位置が分かるよう、上部の柱に、i) 案内表示、ii) 「周辺に物を置かないでください。消火活動の妨げになります」と注意喚起（写真③）
- 屋内消火栓ボックスの上に、「この付近に物を置かないでください」、「消火栓」、「消火活動のため」と注意喚起の掲示（写真④、⑤）

(写真③：屋内消火栓上部の柱に、掲示)



(写真④：屋内消火栓)

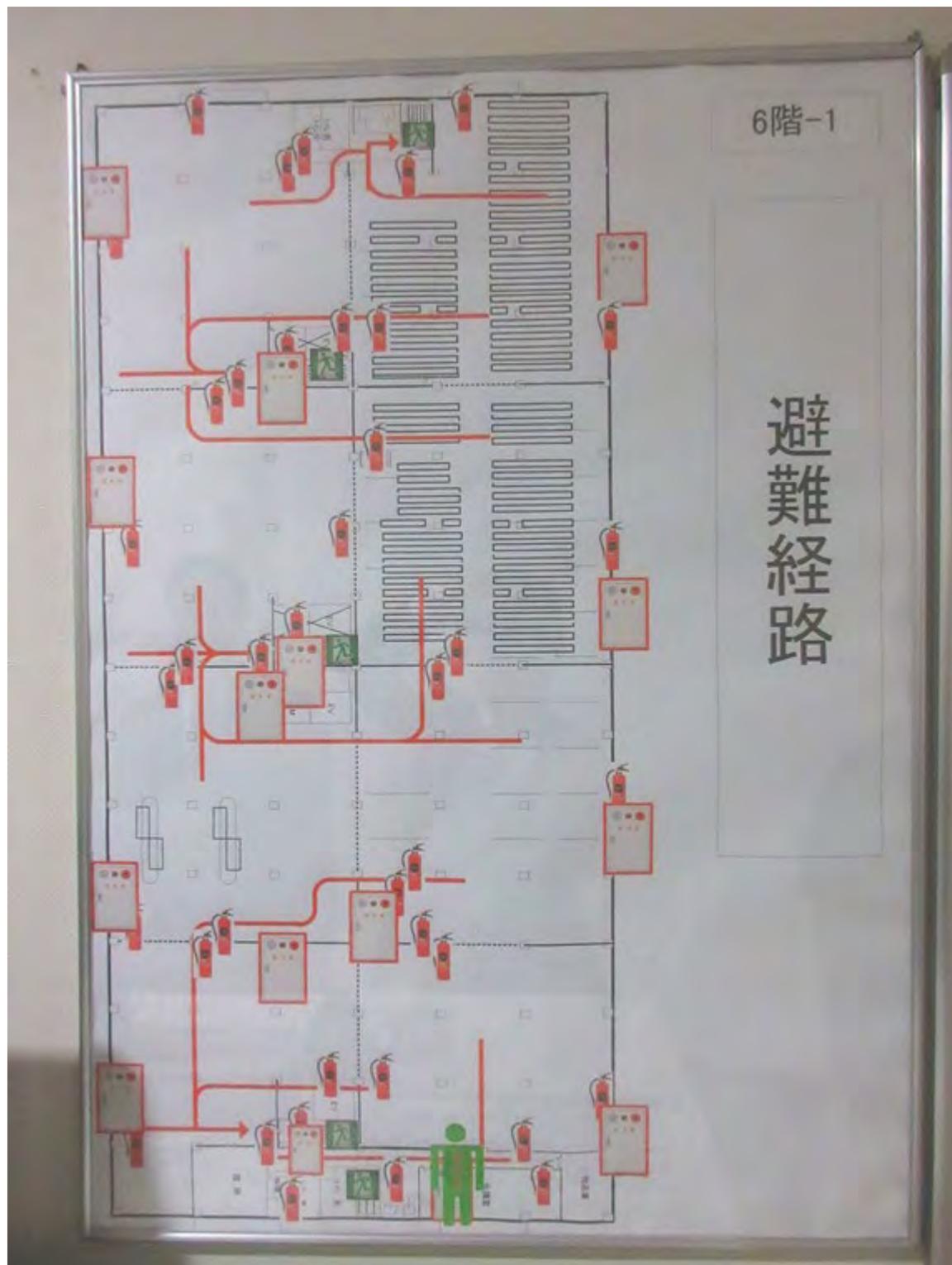


(写真⑤：注意喚起の掲示（拡大）)



3 消火器及び消火栓の配置図の掲示

- 各階に掲示されている避難経路図に消火器及び消火栓の位置が記載されている。(写真⑥)
(写真⑥：6階の避難経路図)



(注) 当局の調査結果による。

事例表 3-G-② 防火シャッターの注意喚起、頭上のハンガーレールも一部が自動的に下方に屈折してシャッターの円滑な降下スペースを確保している例

倉庫業者	G		実地調査年月日	令和元年10月4日
倉庫の概要	操業開始年	平成20年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	1万㎡～5万㎡の借庫	従業員数	約400人
	主な寄託物	衣料品		

- 1 防火シャッターの降下位置の床面にテープで注意喚起、十分な降下スペースを確保（写真①）
- 2 ハンガーレールと防火シャッターの交差箇所では、ハンガーレールが自動的に下方に屈折し、シャッターの円滑な降下スペースを確保（写真②、③）

（写真①）

防火シャッターの降下位置の床面に、黄色と黒のテープで「線引き」。その両外側には、赤のテープ2本で「線引き」。これらの範囲に、降下の支障となる物を置かない注意喚起



（写真②）

商品が移動するハンガーレールと防火シャッターの交差箇所（黄色と黒のテープ）



（写真③）

防火シャッターの降下時、ハンガーレールの一部が、自動的に下方に屈折し、シャッターの円滑な降下スペースを確保



（注）当局の調査結果による。

事例表 3-G-③ 使用済み段ボールは所定の場所に集約され、回収している例

倉庫業者	G		実地調査年月日	令和元年10月4日
倉庫の概要	操業開始年	平成20年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	1万㎡～5万㎡の借庫	従業員数	約400人
	主な寄託物	衣料品		

○ 使用済み段ボールは所定の場所に集約され、回収

使用済み段ボールの処理について、i) 各作業エリアで収集、ii) 3階中央の集積場へ集約、iii) 毎日、業者が回収（写真）。



(注) 当局の調査結果による。

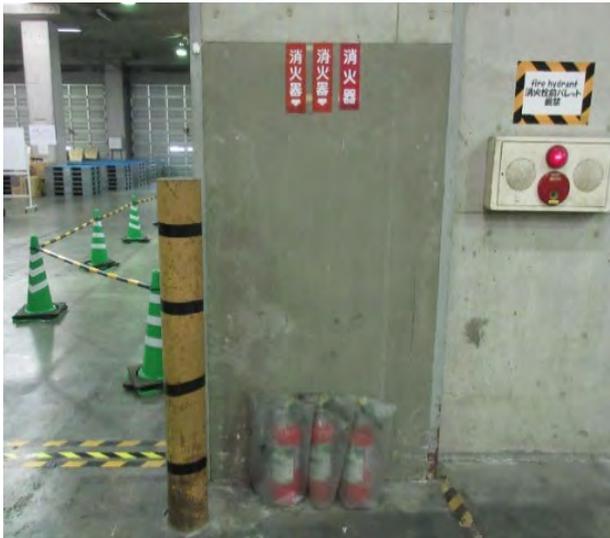
事例表 3-H-① 消火器の上部壁面に案内表示を行っている例

倉庫業者	H		実地調査年月日	令和元年10月8日
倉庫の概要	操業開始年	昭和60年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	1万㎡～5万㎡の自社所有倉庫	従業員数	約100人
	主な寄託物	家電、雑貨等		

1 消火器の案内表示

上部の壁面に、3本の消火器個々に対応させて、赤文字で「消火器」の案内表示（写真①）。

（写真①）消火器が3本まとめて配備



2 一部の消火器が所定の位置に見当たらない例

当局の現地調査において、①上部の壁面に「消火器」の表示、②床面にも黄色のテープで「線引き」により、支障となる物を置かないよう注意喚起しているものの、消火器本体が見当たらない箇所が1か所あり（写真②）。

（写真②）「消火器」の案内表示等があるものの、消火器本体なし。



（注）当局の調査結果による。

事例表 3-H-② 防火シャッターの降下位置の床面に、テープで支障物を置かないよう注意喚起している例

倉庫業者	H		実地調査年月日	令和元年10月8日
倉庫の概要	操業開始年	昭和60年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	1万㎡～5万㎡の自社所有倉庫	従業員数	約100人
	主な寄託物	家電、雑貨等		

○ 防火シャッターの降下位置の床面に、支障物を置かないよう、注意喚起

<p>(写真①) 防火シャッターの降下位置の床面に、黄色と黒のテープで「線引き」。支障となる物を置かないよう、注意喚起（全体の位置関係）</p>	<p>(写真②) 床面の「線引き」の拡大</p>
	

(注) 当局の調査結果による。

事例表 3-H-③ 使用済み段ボールを屋外に集積している例

倉庫業者	H		実地調査年月日	令和元年10月8日
倉庫の概要	操業開始年	昭和60年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	1万㎡～5万㎡の自社所有倉庫	従業員数	約100人
	主な寄託物	家電、雑貨等		

○ 使用済み段ボールを屋外に集積

使用済み段ボールについて、各フロアで収集し、屋外の所定の場所に集積。

(写真)



(注) 当局の調査結果による。

事例表 3-I-① 消火器の上部壁面に案内表示、各階に消火栓 MAP を掲示している例

倉庫業者	I		実地調査年月日	令和元年10月9日
倉庫の概要	操業開始年	平成2年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	1万㎡～5万㎡の自社所有倉庫	従業員数	約200人
	主な寄託物	家電、医療機器等		

1 消火器の上部壁面に案内表示

上部の壁面に、赤文字で「消火器」の案内表示（写真①）。消火栓の扉に、簡潔な使用方法も掲示。

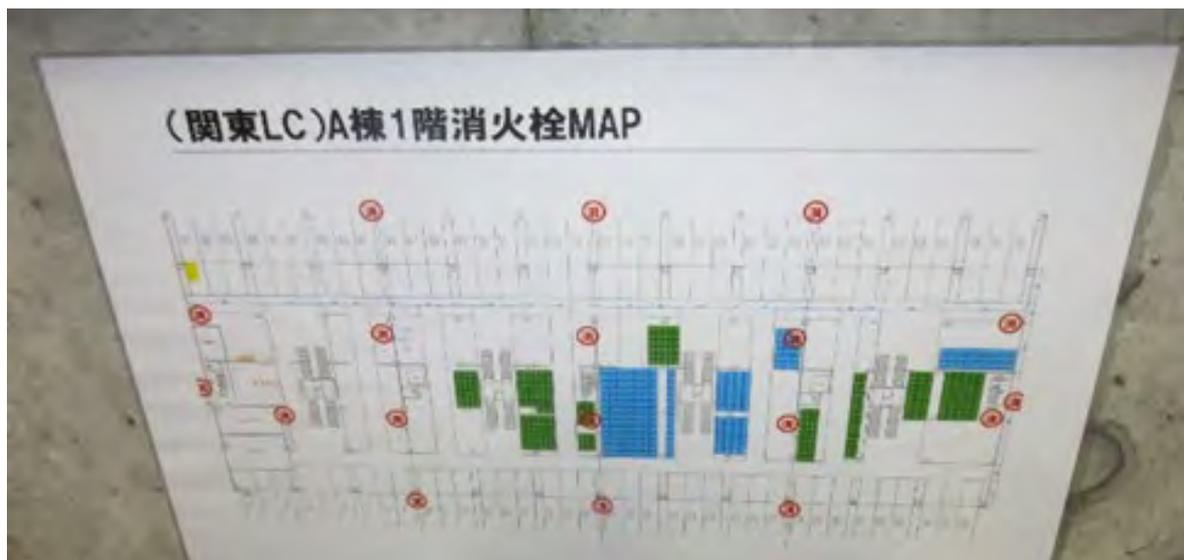
（写真①）「消火器」の案内表示



2 屋内消火栓の設置箇所の案内図

各階ごとに、「消火栓 MAP」を掲示。赤の丸付き「消」のマークが、消火栓の位置を示す。

（写真②）



（注）当局の調査結果による。

事例表 3-I-② 防火シャッターの降下位置の床面に注意喚起、ローラーコンベアと交差する箇所には円滑な降下のため、一定のスペースを確保している例

倉庫業者	I		実地調査年月日	令和元年10月9日
倉庫の概要	操業開始年	平成2年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	1万㎡～5万㎡の自社所有倉庫	従業員数	約200人
	主な寄託物	家電、医療機器等		
<p>1 防火シャッターの降下位置の床面に、支障物を置かないよう注意喚起</p> <p>防火シャッターの降下位置の床面に、赤色のテープで「線引き」。支障となる物を置かないよう、注意喚起。</p> <p>(写真①) 防火シャッターの降下位置の床面に、テープで注意喚起</p> 				
<p>2 防火シャッターが円滑に降下するよう、ローラーコンベア相互に一定のスペースを確保</p> <p>ローラーコンベアについて、防火シャッターの降下位置と交差する箇所には、円滑な降下のため、一定のスペースを確保</p>				
(写真②) ローラーコンベア (正面)			(写真③) 防火シャッターの円滑な降下のため、一定のスペース (横から)	
				

(注) 当局の調査結果による。

事例表 3-I-③ 使用済み段ボールを所定の場所に集約、毎日回収している例

倉庫業者	I		実地調査年月日	令和元年10月9日
倉庫の概要	操業開始年	平成2年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	1万㎡～5万㎡の自社所有倉庫	従業員数	約200人
	主な寄託物	家電、医療機器等		

○ 使用済み段ボールを所定の場所に集約、毎日回収

使用済み段ボールについて、i) 各作業場単位で収集、ii) 1階車止め付近の屋内スペースに集約（写真の白テープで囲んだ箇所、上部柱に、「廃棄段ボール置場」の表示）、iii) 毎日、午前と午後に収集事業者が回収。

(写真)



(注) 当局の調査結果による。

事例表 3-J-① 消火器の案内表示や注意喚起、従業員作成の啓発ポスターを掲示している例

倉庫業者	J	実地調査年月日	令和元年10月16日	
倉庫の概要	操業開始年	平成28年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	5万㎡以上の借庫	従業員数	約1,000人
	主な寄託物	衣料品		

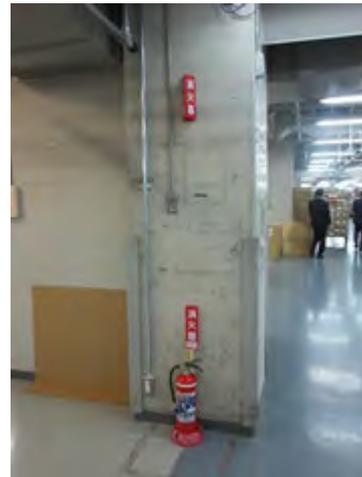
1 消火器の案内表示、床面にはテープで支障物を置かないよう注意喚起

「消火器」の案内表示、簡潔な使用方法の掲示。また、消火器の周囲の床面には、赤色のテープで「線引き」。支障となる物を置かないよう、注意喚起

(写真①)「消火器」の案内表示、床面に注意喚起



(写真②)壁上部の「消火器」案内表示



2 従業員作成の啓発ポスターを掲示

(写真③) 従業員作成のポスターを倉庫内に掲示し、注意喚起 (防火シャッターの閉鎖)



(写真④) 同じく、コンセントによるトラッキング火災に対するポスター



(注) 1 当局の調査結果による。

2 写真③のポスターの「トラッキング火災」は、コンセントに差し込んだプラグの差し刃間に付着した綿埃等が湿気を帯びて微小なスパークを繰り返し、やがて差し刃間に電気回路が形成され出火する現象をいう。

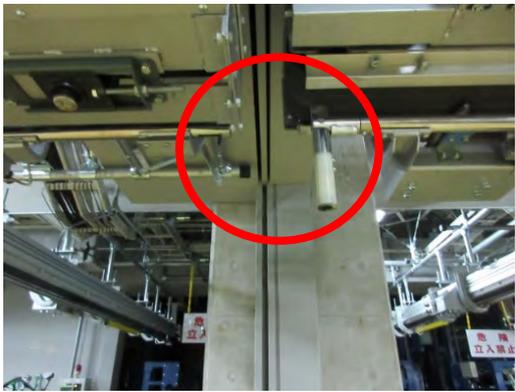
事例表 3-J-② 防火シャッターの注意喚起、頭上のハンガーレールも一部が自動的に下方に屈折してシャッターの円滑な降下スペースを確保している例（その2）

倉庫業者	J	実地調査年月日	令和元年10月16日	
倉庫の概要	操業開始年	平成28年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	5万㎡以上の借庫	従業員数	約1,000人
	主な寄託物	衣料品		

1 防火シャッターの円滑な降下を確保するため、注意喚起のポールとテープ

<p>(写真①)</p> <p>防火シャッターの降下位置の床面に、赤色のテープ3本で「線引き」。支障となる物を置かないよう、注意喚起</p>	<p>(写真②)</p> <p>赤色のテープ3本は、i) 真ん中がシャッターの降下位置、ii) 両側の2本は、ポール4本に対応し、一定のスペースを確保。</p> <p>なお、ii) の近辺に、台車（写真の上側）や扇風機の脚部（写真の下側）</p>
	

2 ハンガーレールと防火シャッターの交差箇所では、ハンガーレールの一部が自動的に下方に屈折し、シャッターの円滑な降下スペースを確保

<p>(写真③)</p> <p>通常時のハンガーレール（接続した状態）</p>	<p>(写真④)</p> <p>防火シャッターの降下時、ハンガーレールの一部が、自動的に下方に屈折し、シャッターの円滑な降下スペースを確保</p>
	

(注) 当局の調査結果による。

事例表 3-J-③ 使用済み段ボールを所定の場所に集約、倉庫管理主任者が状態を確認している例

倉庫業者	J		実地調査年月日	令和元年10月16日
倉庫の概要	操業開始年	平成28年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	5万㎡以上の借庫	従業員数	約1,000人
	主な寄託物	衣料品		

○ 使用済み段ボールを所定の場所に集約、倉庫管理主任者が状態を確認

使用済み段ボールについて、1階のゴミ集積用の部屋に集約。集積場について、倉庫管理主任者が巡回する際に、状態を確認。

(写真)

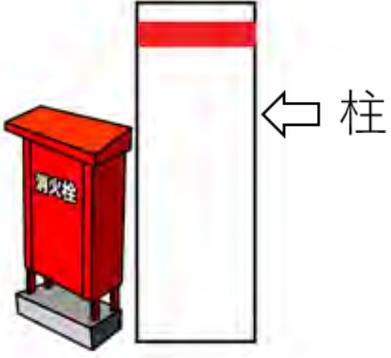


(注) 当局の調査結果による。

事例表 3-K-① 消火器及び屋内消火栓付近の柱上部に案内表示している例

倉庫業者	K		実地調査年月日	令和元年10月18日
倉庫の概要	操業開始年	昭和57年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	5万㎡以上の借庫	従業員数	約200人
	主な寄託物	自動車		

○ 消火器及び屋内消火栓の付近の柱上部に、赤いテープで案内表示

<p>(イメージ①) 消火器付近の柱上部に赤いテープで「線引き」(二本線)。遠くからでも視認しやすい。</p>	<p>(イメージ②) 屋内消火栓付近の柱上部に赤いテープで「線引き」(一本線)。遠くからでも視認しやすい。</p>
	

注) 上記イメージ図は、現地調査を基に当局が作成した。

(注) 当局の調査結果による。

事例表 3-L-① 消火器の位置の案内表示、消火器及び屋内消火栓付近の床面にテープで、支障物を置かないよう注意喚起している例

倉庫業者	L		実地調査年月日	令和元年10月31日
倉庫の概要	操業開始年	平成31年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	5万㎡以上の借庫	従業員数	約1,000人
	主な寄託物	生活雑貨		

○ 消火器の案内表示、消火器及び屋内消火栓の付近の床面に、黄色と黒のテープで、支障物を置かないよう注意喚起

<p>(写真①) 消火器周囲の床面に、黄色と黒のテープで「線引き」。支障となる物を置かないよう、注意喚起。消火器の後方に、簡潔な使用方法も掲示</p>	<p>(写真②) 屋内消火栓前の床面に、黄色と黒のテープで「線引き」。支障となる物を置かないよう、注意喚起</p>
	
<p>(写真③) 壁上部に消火器の案内表示</p>	
	

(注) 当局の調査結果による。

事例表 3-L-② 防火シャッターの降下位置の床面に注意喚起、ローラーコンベアと交差する箇所には円滑な降下のため、一定のスペースを確保している例（その3）

倉庫業者	L		実地調査年月日	令和元年10月31日
倉庫の概要	操業開始年	平成31年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	5万㎡以上の借庫	従業員数	約1,000人
	主な寄託物	生活雑貨		

- 防火シャッターの降下位置の床面に、テープで支障物を置かないよう、注意喚起（写真①）
- 防火シャッターが円滑に降下するよう、ローラーコンベア相互に一定のスペースを確保（写真②）

<p>(写真①)</p> <p>防火シャッターの降下位置の床面に、黄色と黒のテープで2本の「線引き」。支障となる物を置かないよう、注意喚起</p>	<p>(写真②)</p> <p>ローラーコンベアについて、防火シャッターの降下位置と交差する箇所には、円滑な降下のため、一定のスペースを確保</p>
	

- 「トラテープ内物置禁止」の掲示

黄色と黒のテープ（通称「トラテープ」）内に、支障となる物を置かないよう、注意喚起の掲示（写真③）



(注) 当局の調査結果による。

事例表 3-L-③ 使用済み段ボールを圧縮し、屋内の集積場に一括保管している例

倉庫業者	L	実地調査年月日	令和元年10月31日	
倉庫の概要	操業開始年	平成31年	倉庫の種類	1類倉庫
	倉庫の規模	5万㎡以上の借庫	従業員数	約1,000人
	主な寄託物	生活雑貨		

○ 使用済み段ボールの処理手順

作業手順1：各階で集積（写真①）



作業手順2：集積場（1階）に集約（写真②）



作業手順3：協力会社が圧縮（写真③）



作業手順4：圧縮後の使用済み段ボールを屋内の集積場に搬送（写真④）



（写真⑤）フォークリフトの待機場所と圧縮後の使用済み段ボールの置き場を離している



（写真⑥）フォークリフトの待機場所を赤テープで指定



（注）当局の調査結果による。